

障害者福祉のてびき

《令和3年4月現在》



京都府健康福祉部
障害者支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
電話 075-414-4611 (地域支援・企画係)
414-4732 (認定・精神係)
414-4596 (福祉サービス・障害児支援係)
414-4603 (スポーツ・文化芸術等社会活動推進係)

—— 広く活用を ——

この冊子は、障害者についてのいろいろな支援の施策や制度、あるいは相談窓口などを紹介するものです。

京都府では、府民の皆様の御協力の下に、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府福祉のまちづくり条例」などにより、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、施策を推進しているところです。

こうした中で、今回のてびきも、障害者が社会、経済、文化・スポーツ等各分野で活動することができるよう、利用できる制度などは、幅広く取り上げるよう努めました。広く皆様に活用されれば幸いです。



シンボルマークの説明

国連は、国際障害者年に関連して使用されるべき公式シンボルマークを決定した。それは、二人の人間が連帯して手を取りあい、平等の立場から、互いに支え合っている姿を表現している。

このシンボルマークはフランスのIYDP国際委員会提供のオリジナルデザインに基づいているが、それは、“平等”“希望”“支援”を表している。マークの周囲の葉は、国連の紋章の一部を示すものである。

(1979年12月17日 国連広報局)

この冊子に掲載されている事業のうち、市町村が事業主体となるものについては、市町村により一部内容の異なるものもありますので、詳細はお住まいの市福祉事務所または市町村等にお問い合わせください。

目 次

1. 総合的な自立支援システム	1
2. 施設・事業体系の見直し	2
3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)	6
4. 児童福祉法サービス体系表(概要)	8
5. 障害者福祉施策要覧	9
6. 手帳の交付	17
(1) 身体障害者手帳の交付		
(2) 療育手帳の交付		
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付		
7. 医療の給付等	26
8. 補装具や日常生活用具の給付等	28
9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは	30
10. 日常生活・社会活動の充実のために	31
(1) 移動・交通		
(2) 情報・通信・コミュニケーション		
(3) 文化・教養・スポーツ		
(4) 生活訓練等		
(5) 指導員・ボランティア等の養成		
(6) ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況		

11 . 交通運賃、施設使用料等の減免、割引 38
(1) 交通・通信	
(2) 施設の利用	
12 . 税の控除・減免 46
13 . 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度 50
1 年金制度	
2 手当等制度	
3 心身障害者扶養共済制度	
4 生活福祉資金の貸付概要	
14 . 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために 53
(1) 障害者向け訓練	
(2) 障害者の雇用促進に向けて	
15 . 府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制 57
16 . ほっとはあと事業の振興 58
17 . 障害福祉サービス・障害者支援施設等 60
(1) 障害福祉サービスの種類	
(2) 障害児通所・入所支援の種類	
18 . 身体・知的・精神障害者のための 62
施設サービス、施設等への入所・通所・訓練等	
(1) 身体障害者のために	
(2) 精神障害者のために	
19 . 相談したいときは 67
20 . 相談窓口一覧 68
21 . 障害者虐待 94
22 . 障害者に関するシンボルマーク 96

障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業

市町村

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護

第28条第1項

訓練等給付

- ・ 自律訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援（H30.4.1～）
- ・ 自立生活援助（H30.4.1～）
- ・ 共同生活援助

第28条第2項

自立支援給付

国が1/2負担 第6条

相談支援

- ・ 基本相談支援
- ・ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 計画相談支援

第5条第18項

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療

第5条第24項

補装具

第5条第25項

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援（H30.4.1～）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

児福法第6条の二の二

（国が1/2負担）

障害者・児

地域生活支援事業（国が1/2以内で補助）

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 福祉ホーム
- ・ 意思疎通支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日常生活用具

第77条第1項

等

支援

地域生活支援事業（国が1/2以内で補助）

- ・ 広域支援
- ・ 人材育成 等

第78条

自立支援医療

精神通院医療 第5条第24項

障害児入所支援

児福法第7条

国が1/2負担

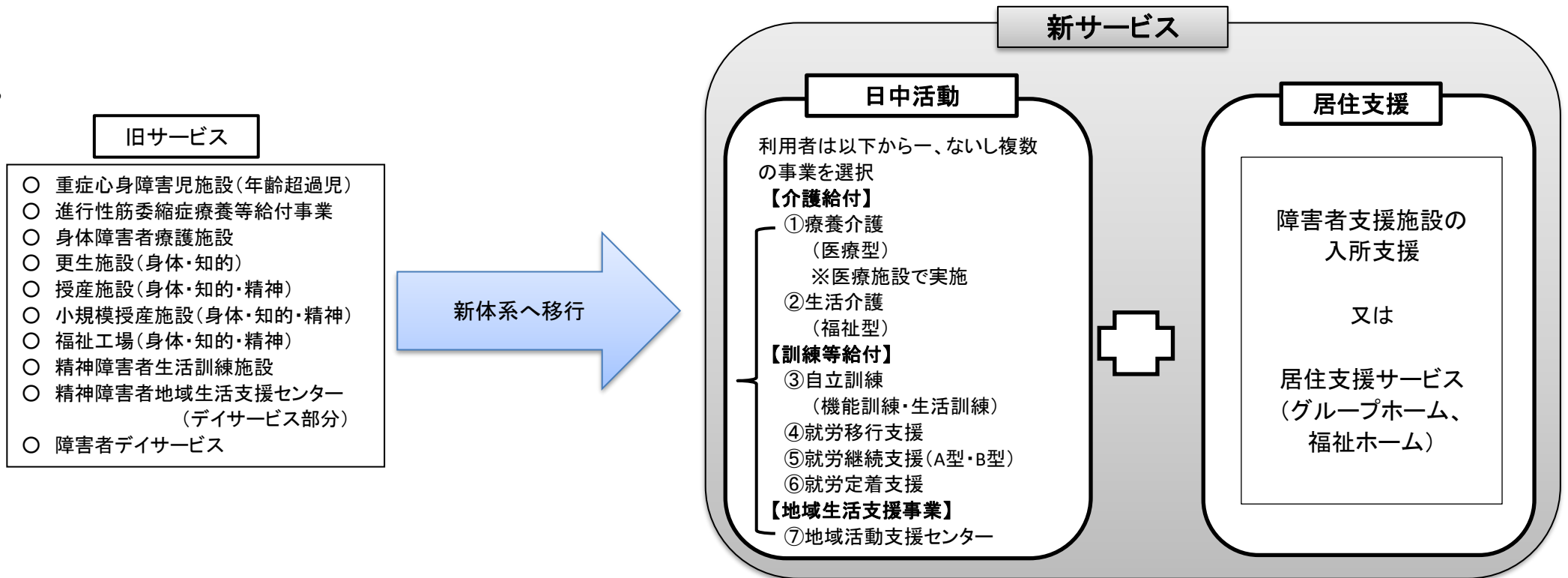
都道府県

障害福祉サービス

2. 施設・事業体系の見直し

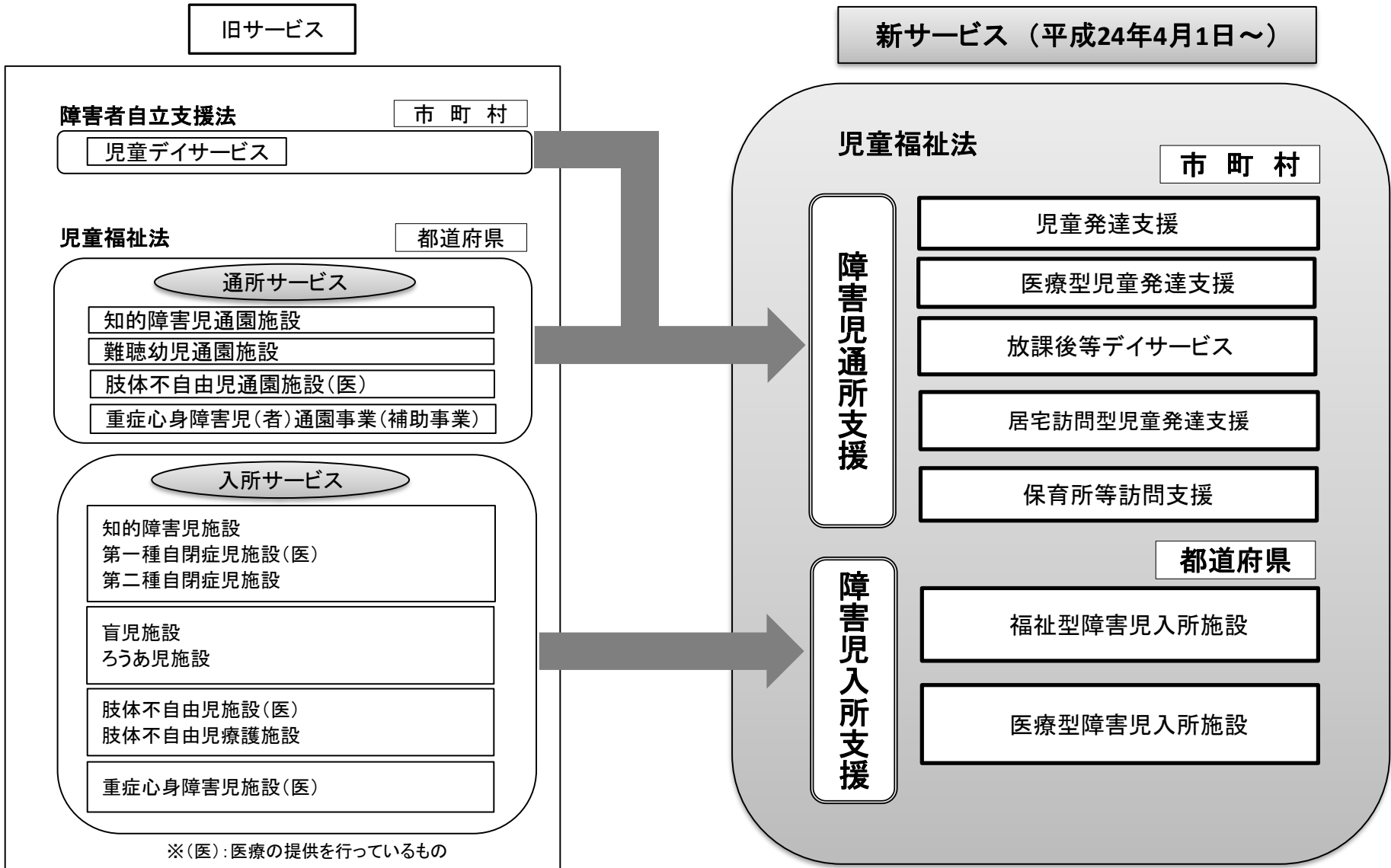
◆障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化
- ・24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築



障害児を対象としたサービス

- 障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援(障害児通所支援)、入所による支援(障害児入所支援)にそれぞれ一元化。
- ・障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請。障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能に。
- ・学齢児を対象とした放課後等デイサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。



利用の手続き

サービス利用までの流れ

障害者(児)の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次の項目について把握し、その上で支給決定を行います。

- 必要とされる支援の度合(障害支援区分※)
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価

※障害支援区分とは

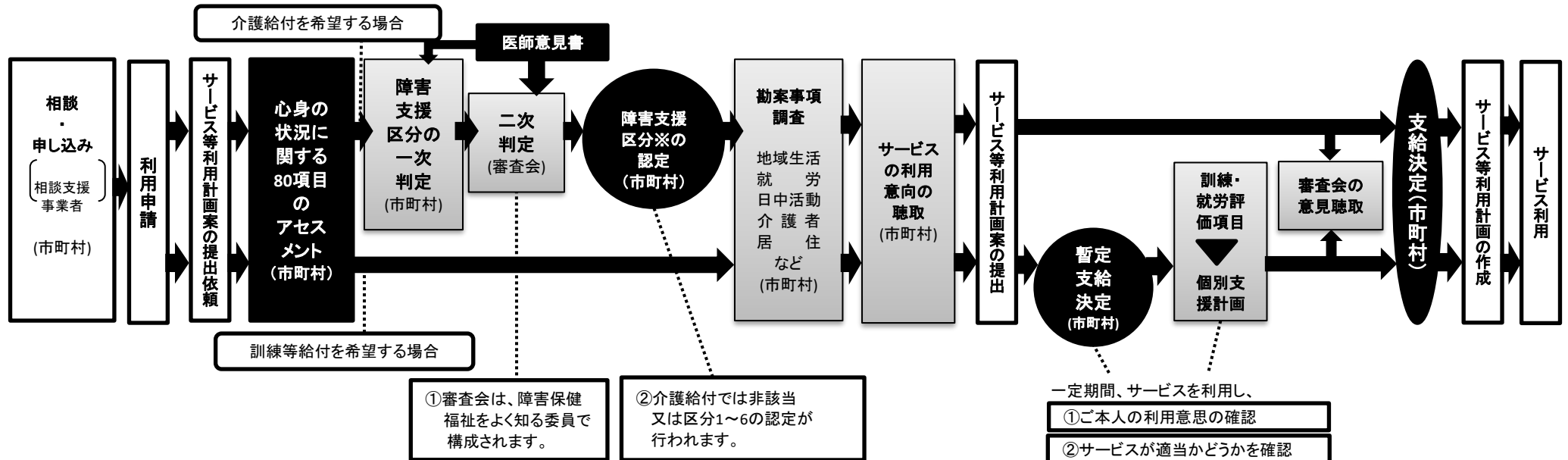
障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分(非該当、区分1~6:区分6の方が必要度が高い)

従来の障害程度区分に替わって、平成26年4月から導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通、行動障害、特別な医療などに関する80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

※障害児通所・入所支援の手続き

- ・障害児通所支援の利用の場合、アセスメント、一次判定及び二次判定は、行われません。
- ・必要に応じて、児童相談所等の意見を聴くことがあります。
- ・障害児入所支援の利用の手続きについては、京都府の各児童相談所にお問い合わせください。



確認ができたなら、評価項目にそった一人一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます。

利用者負担の仕組みと軽減策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（自己負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。
定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用型)の減免措置			
生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費	補足給付(食費・光熱水費負担を減免)	食費については実費ですが、通所施設(事業)を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	
		補足給付(家賃の助成 上限月額1万円)				

3. 障害者総合支援法サービス体系表(概要)

※ 平成25年4月から難病等の方々障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や、詳しい手続き方法などについてはお住まいの市町村へお問い合わせください。

給付等体系	対象			分類	障害支援区分	備考 <利用者像・障害支援区分等>	
	身体	知的	精神				
介護給付	居宅介護(身体介護・家事援助)	○	○	○	訪問系	1~	ホームヘルプサービス。区分1以上。(障害児はこれに相当する状態)
	重度訪問介護	○	○	○	訪問系	4~一部	常時介護を要する障害者。区分4以上で、次のいずれかに該当すること。 ①二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されていること。 ②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上。
	同行援護	○	—	—	訪問系	—	アセスメント調査票による項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上かつ「移動障害」が1点以上の者。(身体介護を伴う場合、上記に加え、区分2以上である者)
	行動援護	—	○	○	訪問系	3~一部	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要する者。区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。(障害児はこれに相当する状態)
	重度障害者等包括支援	○	○	○	訪問系	6	常時介護を要する障害者で、その介護の必要の程度が著しく高い者。区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者で、次の①か②に掲げる者。 ①重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者。(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者。(イ)最重度知的障害者。②認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。時々の利用者のニーズや介護者の状況等により、居宅介護や短期入所、通所サービス等のサービスを組み合わせ提供。
	生活介護	○	○	△	日中活動系	2又は3~	常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当。①区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、②50歳以上は区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上。
	療養介護	○	△	△	日中活動系	5又は6~	病院等への長期入院に加え、常時の介護が必要な障害者で次のいずれかに該当。 ①区分6で人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。②区分5以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者。
	短期入所	○	○	○	同上	1~	ショートステイ。区分1以上。
	施設入所支援	○	○	○	居住系	3又は4~、通所困難	夜間において、介護等が必要な次のいずれかの者。①生活介護利用者のうち、区分4以上(50歳以上は、区分3以上)。②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難である者。
	自立支援給付	自立訓練(機能訓練)	○	—	—	日中活動系	—
自立訓練(生活訓練)		—	○	○	日中活動系	—	社会的リハビリテーション(サービス提供期間は2年以内。入所・入院の場合は3年以内)
就労移行支援		○	○	○	日中活動系	—	企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる障害者(65歳未満)に対し就労に必要な訓練。サービス提供期間2年以内。(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格取得は3年又は5年)
就労継続支援(A型)		○	○	○	日中活動系	—	当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者(利用開始時に65歳未満)。利用期間制限なし。
就労継続支援(B型)		○	○	○	日中活動系	—	就労移行支援や就労経験者及び50歳に達している障害者。利用期間制限なし。
就労定着支援		○	○	○	—	—	就労移行支援、就労継続支援等の利用を経て一般就労した者で、一般就労後6月を経過した者(サービス提供期間は3年以内)
自立生活援助		○	○	○	—	—	障害者施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した者等(サービス提供期間は1年以内)
共同生活援助		○	○	○	居住系	—	グループホーム。
相談支援給付	地域相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)の地域移行支援及び地域定着支援。
	計画相談支援	○	○	○	—	—	障害者(児)のサービス利用支援及び継続サービス利用支援。

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索(<https://www.wam.go.jp/sfkooyoout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。

給付等体系		対象			分類	障害 支援区分	備考 ＜利用者像・障害支援区分等＞	
		身体	知的	精神				
自立支援給付	更生医療	○	—	—	医療	—	18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)	
	育成医療	○	—	—	医療	—	18歳未満の身体障害児の手術などの医療(更生医療に比べ対象は広い。斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析など)	
	精神通院医療	—	—	○	医療	—	精神障害者の通院医療	
	補装具	○	—	—	—	—	車椅子、義足義手、白杖、補聴器など。点字器、歩行補助つえ(1本つえ)等は日常生活用具へ。新たに重度障害者用意思伝達装置。世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外。	
地域生活支援事業	市町村地域生活支援事業	相談支援事業	○	○	○	—	—	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
		成年後見制度利用支援事業	—	○	○	—	—	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であり、補助を受けなければ利用が困難であると認められる者。
		意思疎通支援事業	○	—	—	—	—	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業
		日常生活用具給付等事業	○	○	○	—	—	重度障害者等の日常生活の便宜を図るための自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与。
		移動支援事業	○	○	○	訪問系	—	屋外での移動が困難な障害者等に対する外出支援(個別支援型/グループ支援型/車両移送型の利用形態を想定。)
		地域活動支援センター	○	○	○	日中活動系	—	通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、交流促進等を行う。
	その他事業	○	○	○	—	—	福祉ホーム、盲人ホーム、訪問入浴、生活訓練等、社会参加支援事業、日中一時支援事業など	
	都道府県地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業	○	○	○	—	—	発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害支援普及事業
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
		専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業	○	—	—	—	—	手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者 ※手話通訳・要約筆記には遠隔手話通訳、遠隔要約筆記を含む。
		広域的な支援事業	○	○	○	—	—	相談支援体制整備事業
		サービス・相談支援者、指導者育成事業	○	○	○	—	—	研修事業(サービス管理責任者・相談支援従事者・障害支援区分認定調査員など)、市町村身体・知的障害者相談員研修事業
その他事業		○	○	○	—	—	オストメイト社会適応訓練等の日常生活支援事業、レクリエーション活動等の社会参加支援事業など	
地域生活支援促進事業	市町村地域生活支援事業	障害者虐待防止対策支援事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
		発達障害児者及び家族等支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築
		その他事業	○	○	○	—	—	地域生活支援モデル事業、成年後見制度普及啓発事業
	都道府県地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業	○	○	○	—	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、連携協力体制の整備、普及啓発など
		発達障害児者及び家族等支援事業	—	—	○	—	—	発達障害児者及び家族に対する支援体制の構築
		障害者就業・生活支援センター事業	○	○	○	—	—	就職や職場への定着が困難また、就業経験のない障害者に対し、就業及び社会生活上の支援を行い、就業生活における自立を図る。
その他事業	○	○	○	—	—	強度行動障害支援者養成研修事業、工賃向上計画支援等事業、身体障害者補助犬育成促進事業など		

※ 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業は、市町村ごとに内容が異なりますので詳細は各市町村へお問い合わせください。

4. 児童福祉法サービス体系表(概要)

サービス体系等	分類	備考 ＜対象利用者・概要等＞
障害児 支援 給 付	児童発達支援	通所系 乳幼児健診等で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児
	医療型児童発達支援	通所系 肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児
	放課後等デイサービス	通所系 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
	居宅訪問型児童発達支援	訪問系 重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児 ※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ② 重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態
	保育所等訪問支援	訪問系 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
	福祉型障害児入所施設	入所系 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型児童入所施設	入所系 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
相談支援給付	障害児相談支援	— 障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいう。 ・障害児支援利用援助 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者 ・継続障害児支援利用援助 指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

具体的な各事業所情報については、独立行政法人福祉医療機構のWAMNET障害福祉サービス等情報検索 (<https://www.wam.go.jp/sfkoxyoout/COP000100E0000.do>)をご参照ください。

5. 障害者福祉施策要覧

※ この表は施策の対象者である場合には、原則として○印を付しています。
 なお、年齢、所得状況等により対象とならない場合もありますので御注意願います。

事業種別		20. 相談窓口一覧										6. 手帳の交付		7. 医療の給付等										
事業名	障害種別	等級	福祉事務所、町村役場、府保健所	家庭支援総合センター	児童相談所（南部・北部家庭支援センター）	精神保健福祉総合センター	公共職業安定所	京都府障害者相談センター	きょうと高齢者・障害者生活支援センター	各府立特別支援学校、地域支援センター	結婚相談	障害者専門相談事業	身体障害者手帳の交付	療育手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付	自立支援医療（更生医療・育成医療）	障害者自立支援医療特別対策事業	特定疾患に対する医療	特定医療費（指定難病）に対する医療	肝炎治療に対する治療	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	先天性血液凝固因子障害等に対する医療	小児慢性特定疾病医療費助成	
			視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		り患している者	り患している者	り患している者	り患している者	り患している者	り患している者	り患している者
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
知的障害	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
精神障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
備考					手帳の有無は問いません				手帳の有無は問いません						障害状況による							20歳以上（20歳未満は小児慢性特定疾病の対象）	18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）	
頁			68	67	67	88	69	88	88	87	93	93	17	24	25	26	26	26	26	26	26	26	27	

※ 平成25年4月から難病等の方々障害福祉サービス等の対象になりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。対象疾患や詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

事業種別		7. 医療の給付等				8.	9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは												
事業名	障害種別	等級	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業	腎臓機能障害者通院交通費助成	自立支援医療(精神通院医療)	補装具や日常生活用具の給付等	身体障害者補助犬の貸与			難聴者教室	音声機能障害者発声訓練	話し方教室・ことばの相談	オストメイト社会適応訓練	障害児・者在宅支援訪問療育等指導事業	保健所精神保健福祉相談指導事業	社会復帰相談指導事業	精神障害者デイ・ケア	
								視力障害児療育訓練	中途失明者巡回生活指導員派遣	中途失明者巡回歩行訓練									盲導犬
視覚障害	1 2 3 4 5 6	1	○	○					○	○	○	○							
		2	○	○					○	○	○	○							
		3	一部	一部						○									
		4								○									
		5								○									
		6								○									
聴覚・平衡機能障害	2 3 4 5 6	2	○	○								○	○						
		3	一部	一部								○	○						
		4										○	○						
		5										○	○						
		6										○	○						
		音声・言語・そしゃく機能障害	3 4	一部 一部	一部 一部								○ ○	○ ○					
肢体不自由	1 2 3 4 5 6	1	○	○															
		2	○	○															
		3	一部	一部															
		4																	
		5																	
		6																	
内部障害	1 2 3 4	1	○	○	○								○						
		2	○	○	○								○						
		3	一部	一部	○								○						
		4			○								○						
知的障害	A B	A	○	○															
		B	一部	一部															
精神障害	1 2 3	1				○									○	○	○		
		2				○									○	○	○		
		3				○									○	○	○		
備考	所得制限	所得制限	所得制限	透析を受けている者	手帳の有無は問いません														
頁	27	27	27	27	28	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																	
		(1)移動・交通					(2)情報・通信・コミュニケーション												
事業名	自動車運転免許取得講習費助成	自動車改造助成	リフト付きタクシーの運行	駐車禁止除外指定車標章の交付	京都おもいやり駐車場利用証制度	点字による即時情報ネットワーク事業	きょうと府民だより 文字拡大版・点字版・音声版発行	京都府ホームページ	Web版/アプリ版の提供	ホームページ 「電話おねがい手帳」の提供	人にやさしいまちづくり ホームページ	障害者IT利用支援	声の京都	郵便等による不在者投票制度	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	失語症者向け意思疎通 支援者の派遣	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	電話リレーサービス
	障害種別	等級																	
視覚障害	1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	4			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	5					○	○	○	○	○	○	○	○						
	6					○	○	○	○	○	○	○	○						
聴覚・平衡機能障害	2	○		△	○										○	○			
	3	○		○	○										○	○			
	4	○													○	○			
	5	○			一部										○	○			
	6														○	○			
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○																	
	4	○																	
肢体不自由	1	○	○	○	○														
	2	○	○	△	○														
	3	○	○	△	一部														
	4	○	一部	△	一部														
	5	○			一部														
	6	○			一部														
内部障害	1	○		○	○														
	2	○		△	○														
	3	○		○	○														
	4	○			○														
知的障害	A			○	○														
	B																		
精神障害	1			○	○														
	2																		
	3																		
備考	一部制限あり	一部制限あり	利用できない地域あり			希望者	希望者							対象は33ページのとおり	遠隔手話通訳サービスを含む	遠隔要約筆記を含む	失語症の方		対象は34ページのとおり
頁	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32	33	33	33	33	33	33	33	34

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																			
		(2)情報・通信・コミュニケーション							(3)文化・教養・スポーツ												
事業名	障害種別	等級	字幕入り映像ライブラリー事業	対面朗読	点字図書の見覧・貸出	録音図書の貸出	読み書きサービス	音声読書機の使用	車椅子対応閲覧席	視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)の利用	インターネット端末の利用	障害者福祉研修会	全国障害者スポーツ大会	天皇盃全国車いす駅伝競走大会	全京都障害者総合スポーツ大会	障害者ふれあい広場	障害者スポーツのつどい	知的障害者スポーツ大会	障害者レクリエーション教室開催事業	障害者ボランティア活動支援事業	
	視覚障害	1	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
		2	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
		3	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
		4	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
		5	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
		6	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○						
	聴覚・平衡機能障害	2											○		○						
		3											○		○						
		4											○		○						
		5											○		○						
		6											○		○						
	音声・言語・そしゃく機能障害	3											○		○						
		4											○		○						
	肢体不自由	1											○		○						
		2											○		○						
		3											○		○						
		4											○		○						
		5											○		○						
		6											○		○						
	内部障害	1											○		○						
		2											○		○						
		3											○		○						
		4											○		○						
	知的障害	A											○		○			○	○	○	
		B											○		○			○	○	○	
	精神障害	1											○		○						
		2											○		○						
		3											○		○						
	備考		視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等	視覚障害者等		視覚障害者等	視覚障害者等	肢体障害者	一部制限あり		その他参加要件あり	一部制限あり					
	頁		33	33	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	35	35	35	35

事業種別		10. 日常生活・社会活動の充実のために																					
		(3)文化・教養・スポーツ					(4)生活訓練等				(5)指導員・ボランティア等の養成												
事業名	障害種別	等級	特別支援学校高等部スポーツ交流会	特別支援学校文化芸術推進事業	ふれあい・心のステーション	京しごと技能検定	アピリンピック京都大会（障害者技能競技大会）	きょうと障害者文化芸術推進機構（art space coojin）	京都とっておきの芸術祭	身体障害者生活訓練事業	視覚障害者生活訓練	ろうあ者教室	聴覚障害者社会生活教室	点訳奉仕員養成	朗読奉仕員養成	手話通訳者養成	要約筆記者養成	盲ろう者向け通訳・介助員養成	障害者スポーツ指導員の養成	失語症者向け意思疎通支援者養成	聞こえのサポーター養成	ふれあいサロン（障害者サロン）活動状況	
																							1
	視覚障害	1						○	○	○	○												
		2						○	○	○	○												
		3						○	○	○	○												
		4						○	○	○	○												
		5						○	○	○	○												
		6						○	○	○	○												
	聴覚・平衡機能障害	2						○	○	○		○	○										
		3						○	○	○		○	○										
		4						○	○	○		○	○										
		5						○	○	○		○	○										
		6						○	○	○		○	○										
	音声・言語・そしゃく機能障害	3						○	○	○		○	○										
		4						○	○	○		○	○										
	肢体不自由	1						○	○	○													
		2						○	○	○													
		3						○	○	○													
		4						○	○	○													
		5						○	○	○													
		6						○	○	○													
	内部障害	1						○	○	○													
		2						○	○	○													
		3						○	○	○													
		4						○	○	○													
	知的障害	A						○	○														
		B						○	○														
	精神障害	1						○	○														
		2						○	○														
		3						○	○														
備考			府立特別支援学校在学者	府立特別支援学校在学者	府立特別支援学校在学者	府立特別支援学校在学者	府内在住・在勤・在学		府内在住														
頁			35	35	35	35	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	37

事業種別		11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引																				
		(1)交通・通信																				
事業名	障害種別	等級	旅客鉄道株式会社（JR）の旅客運賃割引	WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の旅客運賃割引	京都市営地下鉄の運賃割引及び京都市バスの運賃割引	私鉄の旅客運賃割引	航空旅客運賃割引	タクシー運賃の割引	民営路線バスの運賃割引	有料道路の通行料金の割引	施設（電話）設置負担金の分割払	福祉用電話機器のレンタル料の減額	携帯電話料金の割引	104の無料扱い	NHK放送受信料の全額減免	NHK放送受信料の半額減免	点字郵便物の扱い	聴覚障がい者用ゆうパック	点字ゆうパック	心身障がい者用ゆうメール	青い鳥はがきの無料配布	
視覚障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的障害	A	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神障害	1					一部	一部	一部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2					一部	一部	一部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3					一部	一部	一部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考			第一種、第二種の区分あり	京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料	第一種、第二種の区分あり	一部の航空会社で割引を実施	一部のタクシー会社で割引を実施	一部のバス会社で割引を実施	△は介護者運転 第一種、第二種の区分あり						障害者の方が世帯構成員に有する世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	障害者が世帯主の場合	一部制限あり	一部制限あり				
	頁	38	38	39	39	39	39	40	40	40	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	42

事業種別	11.		12. 税の控除・減免					13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度										14.						
	(2)		国税 (所得税等)	地方税				年金制度		手当等制度						(1)障害者向け訓練								
事業名	施設の利用	等級		住民税	個人事業税	ゴルフ場利用税	自動車税の環境性能割	軽自動車税の環境性能割	障害基礎年金	年金生活者支援給付金(障害)	障害厚生年金	障害手当金(一時金)	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当(対象児童)	児童扶養手当(対象児童の父又は母)	在日外国人重度障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	公共職業訓練	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	職場適応訓練
			障害種別																					
視覚障害	1	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	2	○	○	○	○	○	○										一部	○	○	○				
	3	○	○	○	一部	○	○										一部		○	○				
	4	○	○	○	○	○	○													○				
	5	○	○	○	○	○	○													○				
	6	○	○	○	○	○	○													○				
聴覚・平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	3	○	○	○	○	○	○										○		○	○				
	4	○	○	○	○	○	○													○				
	5	○	○	○	○	○	一部													○				
	6	○	○	○	○	○	○													○				
音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	○	○	○	一部										○		○	○				
	4	○	○	○	○	○	○										○		○	○				
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	2	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	3	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	4	○	○	○	○	○	一部										一部		○	○				
	5	○	○	○	○	○	一部													○				
	6	○	○	○	○	○	一部													○				
内部障害	1	○	○	○	○	○	○											○	○	○				
	2	○	○	○	○	○	○											○	○	○				
	3	○	○	○	○	○	○													○				
	4	○	○	○	○	○	○													○				
知的障害	A	○	○	○	○	○	○										○	○	○	○				
	B	○	○	○	○	○	○													○				
精神障害	1	○	○	○	○	○	○											○	○	○				
	2	○	○	○	○	○	○													○				
	3	○	○	○	○	○	○													△	○			
備考							軽減税額に上限あり 軽自動車税の種別割は市町村 自動車税の環境性能割は市町 村税務所管課へお問い合わせ してください										所得制限あり		△は診断書が必要	所得制限あり				
頁		43-45	46-47	47	47	47	48	50	50	51	51	51	51	51	51	51	51	52	52	52	53	53	53	54

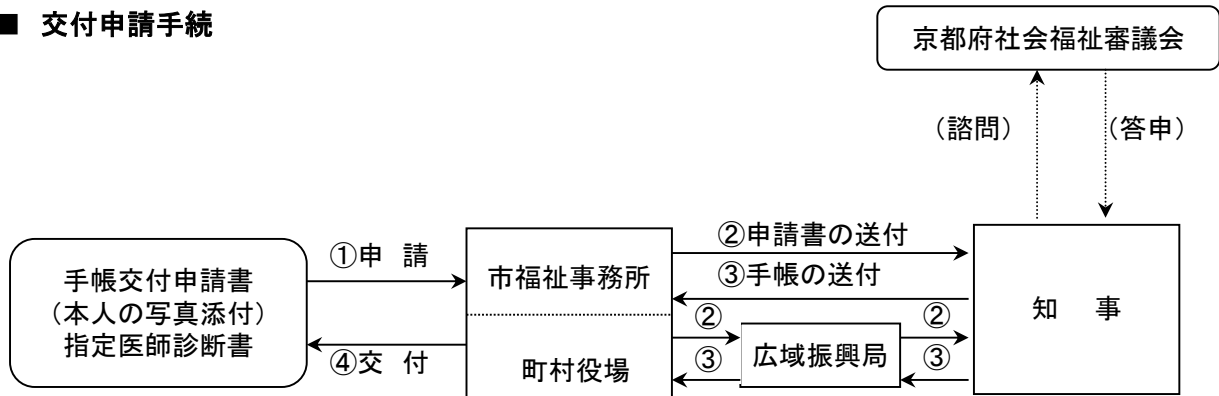
事業種別	14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために										15. 府営住宅特定目的の優先入居、住宅改修費助成等の制度																
	(2)障害者の雇用促進に向けて																										
事業名	特定求職者雇用開発助成金	トライアル雇用助成金	キャリアアップ助成金	ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援	職業準備支援	障害者雇用納付金制度に基づく助成金	障害者職場実習支援事業	障害者雇用納付金制度	障害者雇用納付金制度	京都府障害者雇用企業サポートセンターによる企業支援	京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金	府営住宅への特定目的優先入居	身体障害者・高齢者向け府営住宅改善事業	エレベーター設置棟又は低層階（1階又は2階）への住み替え	住宅改修費給付事業 「日常生活用具給付事業」												
	障害種別	等級																									
視覚障害	1										○	「身体障害により日常生活が特に困難で、住宅設備等の改善が必要な府営住宅入居者」	「日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、移転を希望する方」														
	2										○																
	3										○																
	4										○																
	5										○																
	6										○																
聴覚・平衡機能障害	2	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	要件を満たす事業主に対して助成	府営住宅入居者	府営住宅入居者														
	3																										
	4																										
音声・言語・そしゃく機能障害	3																										
	4																										
肢体不自由	1																									○	
	2													○													
	3													○													
	4													○													
	5													○													
内部障害	1													○													
	2													○													
	3													○													
	4													○													
知的障害	A													○													
	B													一部													
精神障害	1													○													
	2													○													
	3													○													
備考														下肢・体幹運動機能障害のある者													
頁		54	54	55	56	56	56	56	56	56	57	57	57	57	57												

6. 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳の交付

補装具、自立支援医療の給付、施設への入所等障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は原則身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分されています。

■ 交付申請手続



交付申請書・診断書用紙は、市福祉事務所・町村役場にあります。
また京都府のホームページからもダウンロードできます。

15歳未満の児童については、保護者が代わって申請します。

交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

□ 変更・再交付申請手続

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書に写真を添えて申請をしてください。
居住地・氏名変更	転居された場合は、すみやかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください(他の都道府県及び京都市内から転居された場合で、京都府交付の手帳に作り替えを希望されるときには、「写真」も必要です)。氏名を変更された場合は、「氏名変更届」及び「写真」を提出してください。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

- ※「写真」・・・
- 縦4cm、横3cmの大きさと、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。
 - 帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。
 - 脱帽して上半身を写したものの例外として、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。

□ 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、亡失した手帳が発見された場合又は法律で定められた障害に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。

<※> 上記(■)の手続き時には、個人番号(マイナンバー)と本人であることを確認できる証明書等の提示をお願いします。

● 交付対象者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けることができる障害の程度は次のとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で永続するもの

- ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
- ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上欠けているもの

2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害

3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害で永続するもの

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

4. 次に掲げる肢体不自由で永続するもの

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害
- ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

● 障害の程度

障害の程度によって1級から7級までに区分されています。なお、7級の障害が一つの場合場合は手帳交付の対象となりません。(17～20頁の身体障害者障害程度等級表参照)

● 「身体障害者」に含まれないもの

身体の機能からたとえ社会生活上の不自由があっても、身体障害者福祉法別表に該当しないものや認定基準に定める障害の程度に達していないものについては、身体障害者として認定しません。

(例) ・片眼の失明・夜盲症・低身長症・首が回らない・生殖機能の障害・血液の障害等

● 障害認定の時期

1. 身体の障害の認定は「永続する」障害に対して行いますので、障害の程度が一定固定したものであるか、将来とも回復する可能性が極めて少ないものに限ります。
2. 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うことが原則です。
ただし、3歳未満であっても四肢欠損や無眼球など程度や永続性が明確な障害や、医学的・客観的データから判定可能と思われる場合は、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定します。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定して手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等により再認定を行います。
3. 遷延性の意識障害を伴う場合は、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的・客観的な観点から機能障害が永続すると判断できるような時点（意識障害の原因疾患については積極的治療中から定常的管理へ移行した時点）で障害認定を行います。
4. 脳血管障害に係る障害認定は、ある程度の観察期間（発病後原則として6箇月）経過時点以降に障害認定しますが、近年の診断技術の発達により重度の場合には3箇月程度の比較的早い時期に障害認定することもあります。
5. 一定期間を経過しないと申請ができない障害があります。
 - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」
…ストマ造設後、6箇月以上経過した日
 - ◆ ぼうこう・直腸機能障害の「高度の排尿・排便機能障害」
…先天性疾患による場合を除き、障害発生後、6箇月以上経過した日
 - ◆ 小腸大量切除以外の小腸機能障害
…障害発生後、6箇月以上経過した日

身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号
(太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの										
	3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が28度以下のもの										
	4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの										
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの										
	3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が56度以下のもの										
	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの										

4 級	1	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの)																																									
	2	周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの)	2	両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの																																									
	3	両眼開放視認点数が70点以下のもの																																											
5 級	1	視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの																																											
	2	両眼による視野1/4視標による)の2分の1以上が欠けているもの																																											
	3	両眼中心視野角度(1/2視標による)が56度以下のもの																																											
	4	両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの																																											
	5	両眼中心視野視認点数が40点以下のもの																																											
6 級		視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)																																									
	2		一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの																																										
7 級																																													
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の級とすることができる。</p>																																												

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号
(太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

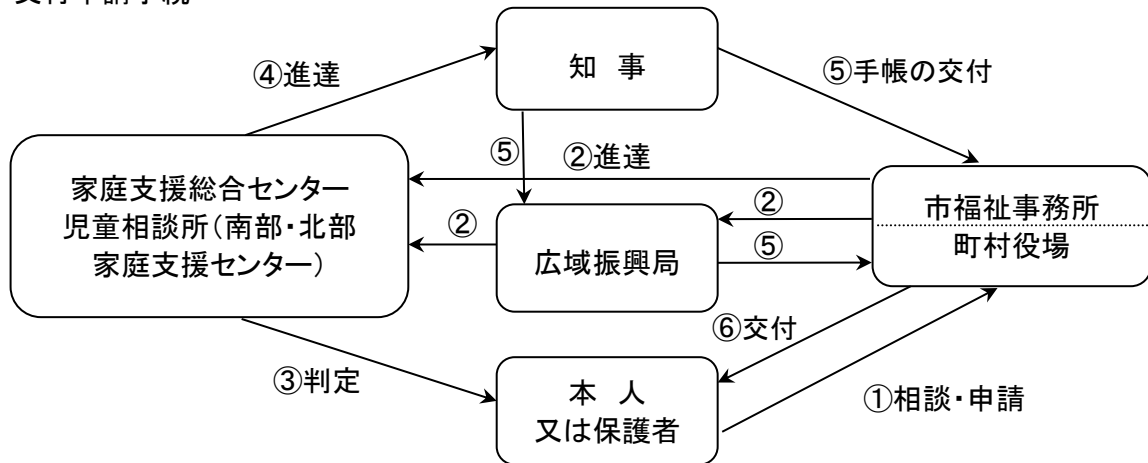
		肢 体 不 自 由					
級		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
					上肢機能	移動機能	
1 級	1	両上肢の機能を全廃したもの	1	両下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2	両上肢を手関節以上で欠くもの	2	両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの			
2 級	1	両上肢の機能の著しい障害	1	両下肢の機能の著しい障害	1	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	2	両上肢のすべての指を欠くもの					
	3	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	2	両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	2	体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	
	4	一上肢の機能を全廃したもの					
3 級	1	両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1	両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	2	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの					
	3	一上肢の機能の著しい障害					
	4	一上肢のすべての指を欠くもの					
	5	一上肢のすべての指の機能を全廃したもの					
4 級	1	両上肢のおや指を欠くもの	1	両下肢のすべての指を欠くもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	2	両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
	3	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	3	一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの			
	4	一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	4	一下肢の機能の著しい障害			
	5	一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの			
	6	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6	一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			
	7	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの					
	8	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害					
5 級	1	両上肢のおや指の機能の著しい障害	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	2	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	2	一下肢の足関節の機能を全廃したもの			
	3	一上肢のおや指を欠くもの	3	一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの			
	4	一上肢のおや指の機能を全廃したもの					
	5	一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害					
	6	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害					
6 級	1	一上肢のおや指の機能の著しい障害	1	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	
	2	ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	2	一下肢の足関節の機能の著しい障害			
	3	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの					

肢 体 不 自 由							
級	上 肢		下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
						上肢機能	移動機能
7 級	1	一上肢の機能の軽度の障害	1	両下肢のすべての指の機能の著しい障害		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	2	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	2	一下肢の機能の軽度の障害			
	3	一上肢の手指の機能の軽度の障害	3	一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害			
	4	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害	4	一下肢のすべての指を欠くもの			
	5	一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	5	一下肢のすべての指の機能を全廃したもの			
	6	一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	6	一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の級とすることができる。 3 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

(2) 療育手帳の交付

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分されます。

● 交付申請手続



交付申請書は、市福祉事務所・町村役場にあります。
交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

● 再判定・再交付等申請手続

再判定	療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。
再交付	紛失、破損又は余白がなくなったときは、再交付の申請をしてください。
記載事項の変更	手帳の記載事項に変更が生じたときは、「療育手帳変更届」を提出してください。転居の場合は、新しい居住地で届けてください。他府県へ転出される場合は、転出前の居住地にも届出が必要です。(他府県へ転居された場合も、転居先で手帳住所の訂正又は新しい手帳の交付が行われます。)

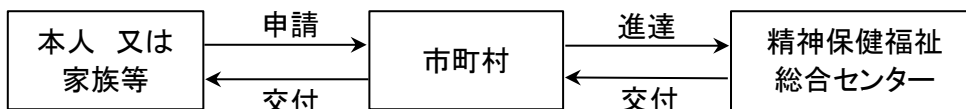
● 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合又は、対象事項に該当しなくなった場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。
(他府県で新しい手帳の交付を受けられた場合は、その府県の指示に従ってください。)

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分されます。

● 交付申請手続



① 医師の診断書による申請

- ・ 申請書
- ・ 医師の診断書
- ・ 写真(やむを得ず提出できない理由がある場合を除く)
- ・ 個人番号(マイナンバー)と本人であることを確認できる証明書等

② 障害年金受給を事由とした申請

- ・ 申請書
- ・ 年金証書の写し
- ・ 最新の年金振込通知書または年金支払い通知書
- ・ 年金事務所または共済組合に照会するための「同意書」
- ・ 写真
- ・ 個人番号(マイナンバー)と本人であることを確認できる証明書等

※ 交付申請書及び診断書用紙は、市町村及び主な医療機関にあります。

※ 診断書による申請は精神障害に係る初診日から6か月以上を経過したものに限りです。

※ 手帳の有効期限は、2年です。交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

※ 写真… 縦4cm、横3cmの大きさを、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。
帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。

● 変更・再交付等申請手続

障害程度の変更	・手帳に記載されている障害の程度(等級)が変化した場合は、新規の手続きと同様の手続き(写真添付)が必要となります。
居住地変更	・府内居住地を変更した場合 新しい居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。 ・府外に居住地を変更した場合(京都市内への変更も含む) 新しい居住地の市町村に、「手帳交付申請書(写真添付)」等を提出し、旧手帳と引き換えに新しい居住地の都道府県(政令市)が発行する手帳の交付を受けてください。 詳しくは、新しい居住地の市町村へお問い合わせください。
氏名変更	・居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。
再交付	・紛失又は破損した場合は、市町村で再交付の申請(写真添付)をしてください。
返還	・新しい手帳の交付を受ける時に、旧手帳を返還してください。 ・死亡した時、障害程度が非該当となった場合は、市町村を通じて知事に返還してください。

※ 写真… 縦4cm、横3cmの大きさを、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。

帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。

脱帽して上半身を写したものの例外として、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。

7. 医療の給付等

制度	対象者	内容	問い合わせ先
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者（18歳以上）	身体の機能障害を除去、又は軽減し日常生活や職業生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受ける場合に医療費の一部が負担されます。 (角膜移植術、関節形成手術、外耳道形成手術、心臓移植術、人工透析療法、腎移植術、肝臓移植術など。) なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4600
自立支援医療 (育成医療)	身体障害児（18歳未満） ※身体障害者手帳を持っていないてもよい	身体に障害を有する児童や、将来障害をもつおそれのある児童が、手術などによってその障害の改善が見込まれる場合、医療費の一部が負担されます。 なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府子ども・青少年 総合対策室 TEL 075-414-4727
障害者自立支援 医療特別対策事業	身体障害者手帳3級所持者で ① 呼吸器機能障害で手帳3級所持者の内、在宅酸素療法を受けている者 ② ぼうこう又は直腸の機能障害で手帳3級所持者の内、障害の原因疾患及びブストマ周辺の感染防止等の治療を受けている者	国制度の自立支援医療(更生医療)の対象とならない以下の対象医療費の一部が負担されます。 ① 在宅酸素療法に係る医療(薬剤に関する経費は対象外) ② ぼうこう又は直腸の機能障害となった原因疾患及びブストマ(人工肛門、人工ぼうこう)周辺の感染防止等の治療に係る医療。なお、本人又は家族の所得に応じ月額負担上限額の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4600
特定疾患に 対する医療	スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)、重症多形滲出性紅斑(急性期)	特定疾患と診断されている者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。 ※一部の疾患は、新規申請は認められません。	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4725
特定医療費 (指定難病)に対する医療	IgA腎症など333疾病の患者	指定難病と診断され、一定の基準を満たす者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。(一部自己負担あり。) ※一定の基準を満たさない場合にも、当該疾病に係る医療費総額等により認定をうけられる場合があります。	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4725
肝炎治療に対する 医療	B型及びC型ウイルス性肝炎の患者	C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている医療費が公費負担されます。(一部自己負担あり。)	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4766
肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業	・京都府に住所を有している ・B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者 ・世帯年収約370万円未満 ・研究班への臨床情報提供 上記をすべて満たして、京都府知事から本事業の対象者として認定を受けた方	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっている医療費について一定の基準を満たした場合、公費負担されます。(一部自己負担あり)	保健所 (68頁参照) 京都市各区役所・支所の医療衛生コーナー 府健康対策課 TEL 075-414-4766
先天性血液凝固因子 障害等に対する医療	先天性血液凝固因子障害等患者(原則として20歳以上)	先天性血液凝固因子障害等患者に対して入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。	府健康対策課 TEL 075-414-4725

制度	対象者	内容	問い合わせ先
小児慢性特定疾病医療費助成	慢性腎疾患、慢性心疾患、膠原病等の16疾患群に罹患している18歳未満の児童(ただし、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで延長可能)	小児慢性特定疾病について、指定医療機関で医療を受けている場合、その医療費の一部が公費負担されます。	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4725
重度心身障害児(者)医療助成制度	65歳未満の心身障害者及び、65歳以上の心身障害者であって後期高齢者医療制度の被保険者でない者で、①1～2級の身体障害者 ②概ねIQ35以下の知的障害者 ③3級の身体障害かつ、概ねIQ50以下の知的障害の重複障害者	医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額(ただし、入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
重度心身障害老人健康管理事業	後期高齢者医療制度の被保険者で、①1～2級の身体障害者②概ねIQ35以下の知的障害者③3級の身体障害かつ、概ねIQ50以下の知的障害の重複障害者	健康保持に係る指導を受けた場合に、その健康管理に要した費用として高齢者の医療の確保に関する法律に基づく一部負担金相当額(ただし入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
腎臓機能障害者通院交通費助成	腎臓機能障害者で透析療法を受けるため通院している者	月額1万円以上の通院交通費(バス・電車等の公共交通機関の運賃)に対して、その超えた額の2分の1を補助します。	市福祉事務所 町村役場 保健所 (68頁参照)
自立支援医療(精神通院医療)	精神障害者	指定自立支援医療機関への通院により、精神障害の医療を受けている一定の患者について、医療費の一部が公費負担されます。なお、本人又は家族の所得に応じて、月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府精神保健福祉 総合センター TEL 075-641-1810

8. 補装具や日常生活用具の給付等

身体障害児・者の障害のある部分を補う用具(補装具)や日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付又は貸与します。

なお、介護保険の対象となる方(①65歳以上の方又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった方)については介護保険の貸与(又は給付)制度が適用され補装具や日常生活用具が給付されない場合があります。

● 補装具について

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替しかつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等

視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ) (児童のみ) 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

補装具費支給制度

- 平成18年10月から現物支給が、補装具費の支給へと変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

● 在宅重度障害児・者に対する日常生活用具の給付例 (問い合わせ先：市福祉事務所・町村役場)

種 目	品 目	対 象
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢機能障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
聴覚障害者用屋内信号装置		

種 目	品 目	対 象
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害
	ネブライザー(吸入器)	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	パルスオキシメーター	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計(音声式)	
	盲人用体重計	視覚障害
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、 電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)		
点字図書	視覚障害	
排泄管理支援用具	ストマ装置(ストマ用品、洗腸用具)	ストマ造設
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難
	収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

※ 市町村によって一部品目及び対象要件が異なることがありますので、市福祉事務所・町村役場へお問い合わせください。

● 軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業 (問い合わせ先: 市福祉事務所・町村役場)

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得や社会性の向上のために補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

対象者：両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、国の補装具費の支給対象とならない18歳未満の児童の保護者(所得要件があります)

助成額：補聴器の購入・修理に要する経費と国の補装具費支給制度における補聴器の基準額を比較し少ない方の額の一部

※ 市町村によって、実施の有無、支援要件が異なりますので、お住まいの市町村に直接お問い合わせください。

9. 家庭訪問指導、機能訓練等を受けたいときは

制 度	内 容	問い合わせ先
視力障害児療育訓練	在宅視力障害乳幼児のために基本的な生活習慣の習得・集団生活などの療育訓練を行います。	府家庭支援総合センター 府児童相談所 (68頁参照) 京都ライトハウス TEL 075-462-4462
中途失明者 巡回生活指導員派遣	失明者巡回生活指導員が、中途失明者を巡回訪問し、心理的更生を中心に相談、指導を行います。	京都視覚障害者支援 センター TEL 075-333-0171 丹後視力障害者福祉 センター TEL 0772-72-0609
中途失明者 点字・パソコン講習会	中途失明者の点字やパソコン技術の修得を促進するため、講習会を実施します。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
中途失明者 巡回歩行訓練	専門の歩行訓練士が、中途失明者を巡回訪問し、歩行、感覚訓練等日常生活の基本動作の訓練を行います。	京都ライトハウス TEL 075-463-6455
身体障害者 補助犬の貸与	身体障害者補助犬法の施行を受け、障害のある方の自立及び社会参加を促進するために、盲導犬・介助犬・聴導犬の育成及び訓練を行い、府内の重度の身体障害のある方に貸与しています。(事業の詳細については、窓口にお問い合わせください。)	府障害者支援課 TEL 075-414-4599
難聴者教室	難聴者・中途失聴者を対象に、聞こえの理解を深めるための取り組み・補聴器装着訓練・福祉機器等の講習を行います。	京都府聴覚言語 障害センター TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
音声機能障害者 発声訓練	喉頭摘出者のために食道発声訓練等を実施します。 京都市内 毎週水曜日、月1回土曜日(ひとまち交流館他) 午後1時～3時 京都府内 第2、第4土曜日 午後1時～3時(口丹波勤労者福祉会館他) 出張相談・発声指導及びオンライン指導(府下全域)	京都喉友会 TEL 075-951-5609 FAX 共用
話し方教室・ ことばの相談	吃音者を対象に発語、発音の訓練を行うとともに、ことばの悩みの相談を行います。 京都市聴覚言語障害センター 月、1・2回(土・日を基本)	京都言友会 TEL 075-841-0845
オストメイト 社会適応訓練	人工肛門又は人工ぼうこう造設者に対して装具の使用等の指導及び社会生活に必要な基本事項についての相談に応じます。	日本オストミー協会 京都府支部 TEL 0774-46-5225
障害児・者在宅支援 訪問療育等指導事業	在宅の障害児・者及びその保護者に対し、家庭訪問等による各種の相談・指導を行います。	障害者生活支援センター結 (丹後地域対象) TEL 0772-22-3915 地域生活支援センターみずなぎ (中丹地域対象) TEL 0773-64-3766 花ノ木医療福祉センター (南丹地域対象) TEL 0771-23-0701 乙訓ひまわり園デイセンター (乙訓地域対象) TEL 075-935-7071 障害者地域療育 支援センターういる (山城北地域対象) TEL 0774-54-3109 障害者相談支援センター いづみ(山城南地域対象) TEL 0774-66-3521
保健所精神保健福祉 相談指導事業	在宅の精神障害者や家族からの相談に応じ、家庭を訪問し必要な相談指導を行います。	市町村役場保健所 (68頁参照)
社会復帰相談 指導事業	保健所や市町村において社会復帰に意欲的な精神障害者に対して、相談指導、社会復帰集団指導を実施しています。	
精神障害者デイ・ケア	医師の指示及び指導のもとに、医療チームによって生活指導や作業指導等の通所訓練を行います。	精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1890 及び実施医療機関

10. 日常生活・社会活動の充実のために

(1) 移動・交通

制 度	内 容	問い合わせ先																		
自動車運転免許取得 教習費助成	<p>身体障害者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の一部を助成します。 (限度額あり。所得制限がある市町村もあります。)</p> <p><対象者></p> <p>(1) 聴覚障害者2、3、4級の者 (2) 音声・言語・そしゃく機能障害の者 (3) 平衡機能障害の者 (4) 上肢機能障害の者 ただし、4、5、6級の者については、自動車の改造を要する者に限る。 (5) 下肢または移動機能障害の者 (6) 体幹機能障害の者 (7) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害の者</p>	<p>市福祉事務所町村役場 (68頁参照)</p> <p>※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p>																		
<p>(注) 身体障害者が運転免許を取得するには、まず、運転免許試験場等で安全運転相談を受け、免許の条件(自動車の改造、補聴器の使用等)が必要か確認を受ける必要があります。政令で定められた病気(統合失調症、躁うつ病等の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、睡眠障害等)の方についても、運転免許試験場等で安全運転相談を受け付けています。問い合わせは運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター又は所轄警察署へ。</p> <p>※安全運転相談窓口(自動車運転免許試験場・臨時適性検査係) 〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647 安全運転相談ダイヤル TEL #8080又は075-631-5181(代) 内線412・413 FAX 075-632-2694 (9:00~17:00、土、日、休日を除く)</p>																				
自動車改造助成	<p>重度肢体障害者等が、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成します。(限度額あり。所得制限がある市町村もあります。)</p> <p><対象者></p> <p>身体障害者で就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の駆動装置、操向装置の一部を改造する必要がある者で、公安委員会により自動車改造を条件として交付された運転免許を所持する者。</p>	<p>市福祉事務所町村役場 (68頁参照)</p> <p>※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p>																		
リフト付きタクシーの 運行	<p>民間のタクシー会社に補助をして、車いすやストレッチャーのまま乗車できるタクシーを配備しています。</p> <p>料金は大型車相当分です。</p> <p>[現在運行している会社名及び営業エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都タクシー(口丹地域、舞鶴地域) ・ 日交タクシー(福知山、綾部地域) <p>※市町村の単位ごとに配備されていますので、利用できない地域があります。</p>	<p>市福祉事務所町村役場 (68頁参照) 当該タクシー会社</p> <p>※一部の市町村のみ実施</p>																		
駐車禁止除外指定車 標章の交付	<p>一定の要件を満たしている身体障害者等に対し、審査の上、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章が交付され、交付を受けた本人が現に使用している車両が駐車禁止等の対象から除外されます。</p> <p>身体障害者手帳・戦傷病者手帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等区分</th> <th>等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級から2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級から4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能: 1級から4級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級から4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級及び3級</td> </tr> </tbody> </table>	障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)	上肢不自由	1級から2級の2	下肢不自由	1級から4級	平衡機能障害	3級	体幹不自由	1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能: 1級から4級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	視覚障害	1級から4級の1	聴覚障害	2級及び3級	<p>※必要書類</p> <p>【本人が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳 ・ 交付している旧標章(更新の場合) ・ 注) 色素性乾皮症により申請される場合は、<u>医師の診断書</u>が必要です。 <p>【代理人のみが申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記手帳 ・ 委任状 ・ 標章交付対象者の住民票等 ・ 代理人氏名が確認できるもの
障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)																			
上肢不自由	1級から2級の2																			
下肢不自由	1級から4級																			
平衡機能障害	3級																			
体幹不自由	1級から3級																			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能: 1級から4級																			
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級																			
視覚障害	1級から4級の1																			
聴覚障害	2級及び3級																			

駐車禁止除外指定車 標章の交付	<table border="1"> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> </table>	免疫機能障害	1級から3級	肝臓機能障害	1級から3級	・ 交付している旧標章 (更新の場合) ※ご不明な点があれば、下記申 請問合せ先までお問い合わせくだ さい。 ※申請・問い合わせ先 住所を管轄する警察署交通課 又は警察本部交通規制課 TEL 075-451-9111(代表) 取扱時間 平日午前9時～午後5時45分 (土・日・祝日等、府の機関の 休日は取り扱いません)	
	免疫機能障害	1級から3級					
	肝臓機能障害	1級から3級					
	療育手帳						
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(A)</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	知的障害	重度(A)		
	障害等区分	等級別					
知的障害	重度(A)						
精神障害者保健福祉手帳							
<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	精神障害	1級			
障害等区分	等級別						
精神障害	1級						
小児慢性特定疾患児手帳							
<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>色素性乾皮症(紫外線要保護者)</td> <td>昼間に限り除外</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外			
障害等区分	等級別						
色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外						
京都おもいやり駐車場 利用証制度	身体障害者など歩行困難な方に車いすマーク駐車場の利用証を交付し、優先利用 者をわかりやすく表示し、車いすマーク駐車場の適正な利用を促進する制度です。 [ホームページ] URL http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/ [利用証の交付申請窓口] ・府民総合案内・相談センター(京都府庁内) ・京都府家庭支援総合センター(京都市東山区) ・各府保健所	府地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち 推進係 TEL 075-414-4551					

(2) 情報・通信・コミュニケーション

制 度	内 容	問い合わせ先
点字による即時情報 ネットワーク事業	毎日の新聞情報等の一部を希望者に点字で提供します。	丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609
きょうと府民だより 文字拡大版、点字版、 音声版発行	きょうと府民だよりの文字拡大版、点字版、音声版を希望する視覚障害者等に無料で郵送配布しています。	府広報課 TEL 075-414-4074
京都府ホームページ	府の施策や施設、行事などの暮らしや手続きに関する情報について、視覚障害者等が利用しやすいアクセシビリティに配慮したホームページにより発信しています。緊急性の高い情報(知事記者会見等)については、知事発言の概要を文字にして当日中に掲載し、後日、記者からの質疑応答を含めた全文の文字起こしを掲載しています。また、手話通訳をワイプで表示し、字幕を付与した動画を後日公開しています。	府広報課 TEL 075-414-4118
「電話お願い手帳 Web版/アプリ版」 の提供	耳や言葉の不自由な方向けに、外出先でのコミュニケーションツールとして1983年より「電話お願い手帳」(冊子版)を継続して発行してまいりましたが、近年、インターネットに接続できる携帯端末(スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等)の普及が進んでいることを踏まえ、「電話お願い手帳Web版/アプリ版」を提供しております。 【アクセス方法】 ■スマートフォン向け https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/	NTT西日本 〈ファクスによる お問い合わせ〉 NTTふれあいファクス 0120-409199 〈お電話による お問い合わせ〉 お客様相談センター 0120-019000

	<p>■フィーチャーフォン向け https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/</p> <p>これまでの紙媒体の手帳の機能を、お持ちの携帯端末で実現できるように提供しております。 なお、災害等緊急時の利用を想定し、入力補助として、名前、電話番号等を事前に登録・記憶する機能を備えております。</p> <p>「電話お願い手帳」(冊子版)については、「電話お願い手帳Web版/アプリ版」を補充補完する手段(ツール)として、発行しております。 数に限りがありますのでご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください。</p>	<p>受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日・ 年末年始<12/29～ 1/3>を除きます)</p>
人にやさしいまちづくり ホームページ	<p>障害のある方や高齢者の方の社会参加支援のためのバリアフリー情報等を掲載</p> <p>URL https://f-machi.pref.kyoto.lg.jp/</p>	<p>府地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち 推進係 TEL 075-414-4551</p>
障害者IT利用支援	<p>初心者から中級者までのIT講習会、ITを活用した在宅就労の相談等を行います。</p>	<p>京都障害者 ITサポートセンター TEL 075-744-1620</p>
	<p>パソコン初心者の聴覚障害者に基本操作等について個別講習を行います。</p>	<p>京都府聴覚言語 障害センター TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708</p>
	<p>パソコン初心者の肢体・内部・知的・精神障害者及びその人を支援する家族等に基本操作等について集合講習を行います。</p>	<p>地域生活支援センター 「きらリンク」 TEL 075-752-0106</p>
	<p>視覚障害者向けパソコン個別指導及びITに関する相談等を行います。</p>	<p>京都ライトハウス IT相談 TEL 075-462-4400</p>

制 度	内 容	問い合わせ先
声の京都	<p>毎月、視覚障害者向けに京都に関する情報の録音版を郵送します。</p>	<p>京都ライトハウス TEL 075-462-4400</p>
郵便等による 不在者投票制度	<p>身体に重度の障害のある有権者は、選挙の際に投票所に行って投票しなくても、自宅等現在おられる場所で郵便等により投票することができます。ただし、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p> <p>② 身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸若しくは小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者</p> <p>③ 身体障害者手帳に免疫又は肝臓の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者</p> <p>④ 両下肢等(※参照)の障害の程度が①～③の障害の程度に該当することにつき、市町村長が書面により証明した者</p> <p>⑤ 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者</p> <p>※両下肢等・・・両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓、移動機能</p> <p>また併せて次に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載を代筆させることができます。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者</p> <p>② 上肢又は視覚の障害の程度が①の障害の程度に該当することにつき、知事又は京都市長が書面により証明した者</p>	<p>市区町村 選挙管理委員会 京都府選挙管理 委員会事務局 TEL 075-414-4450</p>

手話通訳者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために手話通訳者の派遣を行います。(遠隔手話通訳サービスを含む)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
要約筆記者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために要約筆記者の派遣を行います。(遠隔要約筆記を含む)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症の方とのコミュニケーション支援のために失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。	京都府言語聴覚士会 MAIL: kyotost@nifty.com
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	聞こえと視覚に障害のある方のコミュニケーション及び移動等の支援を行うため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕や手話を挿入したビデオテープ等を制作するとともに、制作したビデオテープやDVDの貸出しを行っています。 貸出場所 京都府聴覚言語障害センター 京都市聴覚言語障害センター 京丹後市聴覚言語障害センター 与謝郡聴覚言語障害センター 相楽聴覚言語障害センター ふない聴覚言語障害センター 福知山市聴覚言語障害センター 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
対面朗読	視覚障害者に朗読者の協力による対面朗読をしています。	府立図書館 TEL 075-762-4655 京都ライトハウス TEL 075-462-4400
点字図書の閲覧・貸出	点字図書の製作をするとともに、視覚障害者に閲覧・貸出をしています。	(閲覧・貸出) 丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609 京都ライトハウス TEL 075-462-4400 (閲覧のみ) 府立図書館 TEL 075-762-4655
電話リレーサービス	聴覚障害者等に対しサービスが提供されています。 対象: ① 身体障害者手帳(聴覚障害又は音声・言語機能障害)を保有している個人 ② ①に該当する者以外の個人で、電話の利用が困難なもの(加齢で後天的に耳がきこえづらくなった方や発話困難な方など) ③ 法人であって、①又は②に該当する者が所属し、その業務に従事しているもの ※要事前登録	(一財)日本財団 電話リレーサービス TEL 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913

制 度	内 容	問い合わせ先
録音図書の貸出	録音図書の製作をするとともに、視覚障害者に貸出をしています。 〔 府立図書館では、貸出のみです。 なお、ページをめくれないなど視覚以外の障害のため活字での読書が 困難な方にも貸出をしています。 〕	府立図書館 TEL 075-762-4655 丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609 京都ライトハウス TEL 075-462-4400
読み書きサービス	視覚障害者に、あらゆる文書等の読みと書きを行っています。	京都ライトハウス TEL 075-462-4400
音声読書機の使用	活字を音声で読み上げる機械を利用できます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
車椅子対応閲覧席	車椅子のまま図書を閲覧できる席を3席設けています。	府立図書館 TEL 075-762-4655
視覚障害者情報 総合ネットワーク (サピエ)の利用	視覚などの障害のため活字などによる読書が困難な方は、点字・録音図書の提供 などを行っている「サピエ」をご利用いただくことができます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
インターネット 端末の利用	音声化ソフトが入ったパソコンで、辞書・事典類や雑誌のデータベースなどをご利用 いただけます。	府立図書館 TEL 075-762-4655

(3)文化・教養・スポーツ

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者福祉研修会	身体障害者福祉について、研修を行うとともに社会見学等を通じて、社会参加、親 睦と交流を図ります。	京都府肢体障害者協会 TEL 075-953-0302 (三好(庶務)会計自宅)
全国障害者 スポーツ大会	障害のある選手の自立と社会参加を促進するため、生活の中で楽しむことができる スポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることを目的に開催されてい ます。(国民体育大会開催地で開催) ＜身体障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の身体障害者手帳を持つ者) ・個人種目／陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・団体種目／グランドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール ＜知的障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の療育手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ずる 障害のある者) ・個人種目／陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、フライングディスク ・団体種目／バレーボール、サッカー、ソフトボール等 ＜精神障害のある方＞ 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。 (13歳以上の精神障害者保健福祉手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ず る障害のある者) ・個人種目／卓球 ・団体種目／バレーボール	府障害者支援課 TEL 075-414-4603 京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
天皇盃 全国車いす駅伝 競走大会	全国の身体障害者が参加する車いすによる駅伝競走大会を通じて、障害者の社会 参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に関する理解と 認識を深めることを目的としています。 ・参加資格／身体障害者手帳を持つ満13歳以上の車いす使用者等で、主催者 が認めた者ほか	京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-6006

全京都障害者総合スポーツ大会	障害のある人々が力と技を競うことにより健康及び体力の保持並びに社会参加を図るために、毎年開催されています。 ・ 競技種目／卓球バレー、卓球、水泳、陸上競技、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・ 参加資格／京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ12歳以上の者(水泳はオープン競技のみ小学生以上)	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」	障害者スポーツの振興と障害に関する理解の促進を図るため、毎年開催しています。	府障害者支援課 TEL 075-414-4599

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者スポーツのつどい	日ごろスポーツを楽しむ機会の少ない障害者にスポーツの指導、振興を図ります。 会場：島津アリーナ京都(府立体育館)、府立丹波自然運動公園、府立伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽、他、各地域体育館等(年度により会場が変わります。) 開催日：各会場ごとに異なります。 詳細は振興会にお問合せください。	京都障害者スポーツ振興会 TEL075-712-7010 島津アリーナ京都(府立体育館) TEL075-462-9191 サン・アビリティーズ城陽 TEL0774-53-6644
知的障害者スポーツ大会	在宅の知的障害者のスポーツの振興と知的障害者に対する理解の促進を図るため、スポーツ大会(ボウリング)を開催しています。	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者レクリエーション教室開催事業	知的障害者のためのレクリエーション教室(ハイキング、キャンプ、音楽、料理教室等)を行います。	京都障害児者親の会協議会 TEL 075-702-1180
障害者ボランティア活動支援事業	ボランティア活動を希望する知的障害者に対し、その活動の場を提供し必要な支援を行います。	
特別支援学校高等部スポーツ交流会	特別支援学校の高等部生徒がスポーツを通して交流と相互理解を深めます。	京都府教育庁 指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5834
特別支援学校文化芸術推進事業	特別支援学校の幼児、児童及び生徒が、文化芸術に直接親しむ機会や文化芸術を発表し自己表現する機会を創出し、豊かな感性を養うとともに地域との交流を深めます。	
ふれあい・心のステーション	特別支援学校の職業教育等の学習成果の発表を通じて、障害のある生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、府民との交流、企業の理解促進を図ります。	
京しごと技能検定	府立特別支援学校の高等部生徒が、学校で学んだ技術を発表し、個々の技能だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。 各検定は1～10級で評価し、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上をめざしています。 種目「清掃」「接客」「介護」「パソコン実務」	
アビリンピック京都大会(障害者技能競技大会)	障害のある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、府民の皆様に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として開催しています。 種 目／〔共通競技〕 DTP、ワード・プロセッサ、表計算、ホームページ作成、ビルクリーニング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、電子機器組立 〔知的障害者対象競技〕 パソコンデータ入力、紙箱組立(貼り箱)、販売実務 〔視覚障害者対象競技〕 パソコン操作 参加資格 京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ者、またはこれに準じる判定を受けている満15歳以上の者	府雇用推進室 TEL 075-682-8918 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481

きょうと障害者文化芸術推進機構 (art space co-jin)	障害のある方の文化芸術活動を支援しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャラリー (art space co-jin 河原町荒神口交差点北へ20メートル 西側)での企画展・講座の開催 ・ 「アートと障害のアーカイブ・京都」の運営 ・ 共生の芸術祭の開催、芸術活動の調査、支援、相談 	府障害者支援課 TEL 075-414-4601 art space co-jin TEL 050-1110-7655
京都とっておきの芸術祭	府内に居住地を有する障害のある個人又はグループを対象とする公募展 (絵画、陶芸、写真、書、俳句、川柳、諸工芸の7部門) 募集時期は右記へ確認 (例年7月～9月)	京都障害者芸術祭 実行委員会 府障害者支援課 TEL 075-414-4601

(4) 生活訓練等

制 度	内 容	問い合わせ先
身体障害者生活訓練事業	府内各地域において、研修会・更生訓練・レクリエーションなどの事業を行います。	京都府身体障害者 団体連合会 TEL 075-251-6454
視覚障害者生活訓練	視覚障害者の家庭生活、社会生活に必要な機能訓練や福祉機器の使い方などについて指導を行います。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
ろうあ者教室	聴覚障害者を対象に系統的な手話学習などを行います。	京都府聴覚言語 障害センター TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
聴覚障害者社会生活教室	聴覚障害者が社会生活に必要な知識の習得を図り、あるいは意見・情報の交換をする学習教室を開催します。	京都府聴覚障害者協会 TEL 075-432-7705 FAX 075-841-8433

(5) 指導員・ボランティア等の養成

制 度	内 容	問い合わせ先
点訳奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、点訳の指導を行うことにより、点訳奉仕員を養成します。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
朗読奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、朗読の指導を行うことにより、朗読奉仕員を養成します。	丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609
手話通訳者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の学習教室を行うことにより、手話通訳者を養成します。	京都府聴覚言語 障害センター TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
要約筆記者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、要約筆記(聞こえに障害のある方のために、会議や集会の内容や様子をわかりやすく書いて知らせます)の学習教室を行うことにより、要約筆記者を養成します。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成	盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する方に、盲ろう者向けの通訳及び移動介助を行う通訳・介助員を養成します。	
障害者スポーツ指導員の養成	京都府内に在住・在勤・在学する18歳以上で障害者スポーツの振興・普及に理解と熱意を有する方に、スポーツ活動の指導を行うことにより、障害者スポーツ指導員を養成します。	京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
失語症者向け意思疎通支援者養成	失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に、失語症者の意思を理解する方法の指導を行うことにより、支援者を養成します。	府障害者支援課 TEL 075-414-4603
聞こえのサポーター養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、聴覚障害とはどのような障害なのか理解していただくことにより、聞こえのサポーターを養成します。	京都聴覚言語 障害者福祉協会 TEL 075-275-8021 FAX 075-841-8311

(6)ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況

主な対象者	障害者						対象限定なし	問い合わせ先
	肢体障害	視覚障害	聴覚障害	知的障害	精神障害	障害の重複 限定なし		
福知山市		○	○				○	福知山市社会福祉協議会 TEL 0773-25-3211 FAX 0773-24-5282
舞鶴市					○		○	舞鶴市社会福祉協議会 TEL 0773-62-7044 FAX 0773-62-7039
綾部市			○			○	○	綾部市社会福祉協議会 TEL 0773-43-2881 FAX 0773-43-2882
宇治市	○			○	○		○	宇治市社会福祉協議会 TEL 0774-22-5650 FAX 0774-22-5654
宮津市							○	宮津市社会福祉協議会 TEL 0772-22-2090 FAX 0772-25-2414
亀岡市				○	○		○	亀岡市社会福祉協議会 TEL 0771-23-6711 FAX 0771-24-0350
城陽市			○					城陽市社会福祉協議会 TEL 0774-56-0909 FAX 0774-56-2800
向日市			○					向日市社会福祉協議会 TEL 075-932-1990 FAX 075-933-4425
長岡京市			○				○	長岡京市社会福祉協議会 TEL 075-963-5508 FAX 075-963-5509
八幡市							○	八幡市社会福祉協議会 TEL 075-983-4450 FAX 075-983-5798
京丹後市			○		○		○	京丹後市社会福祉協議会 TEL 0772-65-2100 FAX 0772-65-3294
南丹市							○	南丹市社会福祉協議会 TEL 0771-72-3220 FAX 0771-72-3222
木津川市	○				○	○	○	木津川市社会福祉協議会 TEL 0774-71-9559 FAX 0774-72-7690
井手町							○	井手町社会福祉協議会 TEL 0774-82-3449 FAX 0774-82-3642
宇治田原町			○				○	宇治田原町社会福祉協議会 TEL 0774-88-3294 FAX 0774-88-4094
精華町				○				精華町社会福祉協議会 TEL 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278
京丹波町			○				○	京丹波町社会福祉協議会 TEL 0771-86-1440 FAX 0771-88-0422
伊根町							○	伊根町社会福祉協議会 TEL 0772-32-1444 FAX 0772-32-0037
与謝野町			○					与謝野町社会福祉協議会 TEL 0772-43-0294 FAX 0772-43-2294

※各サロンの状況(定員等)により新規利用ができない場合もあります。

11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

(1)交通・通信

制度	対象者及び内容				問い合わせ先	備考	
旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃割引	旅客鉄道株式会社の経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃が次のとおり割引されます。				各 駅	公営及び民営の鉄道においても旅客鉄道株式会社に準じて割引を行っているところもあります。利用するときは照会してください。	
		第1種身体障害者・知的障害者 本人単独	第1種身体障害者・知的障害者 本人と介護者	第2種身体障害者・知的障害者 本人単独			第2種身体障害者・知的障害者 本人と介護者
	普通乗車券	片道100kmを超える場合本人5割引	距離制限無し本人と介護者1名ともに5割引	片道100kmを超える場合本人5割引			片道100kmを超える場合本人のみ5割引
	定期乗車券	—	同上	—			12歳未満児童の介護者のみ5割引
	回数乗車券	—	同上	—			同上
	急行券	—	同上	—			同上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特急券(指定席・自由席)・グリーン券・寝台券などの割引はありません。 ・ 旅客鉄道株式会社の乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳等を呈示して割引乗車券を購入できます。 ・ 自動車線の定期乗車券については3割引です。 						
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の旅客運賃割引(丹鉄)		第1種身体障害者・知的障害者 本人単独	第1種身体障害者・知的障害者 本人と介護者	第2種身体障害者・知的障害者 本人単独	第2種身体障害者・知的障害者 本人と介護者	WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道) TEL 0772-22-8571(平日9時~18時) 又は 有人駅の乗車券発売窓口	乗車券等は、有人駅の乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は、療育手帳を呈示して、駅窓口にて営業時間内にお買い求め下さい。 参考<有人駅> 福知山駅、西舞鶴駅、宮津駅、天橋立駅、豊岡駅、丹後由良駅、栗田駅、与謝野駅、京丹後大宮駅、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅、久美浜駅、大江駅の15駅
	普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	距離制限無し本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人のみ5割引		
	定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)本人と介護者1名ともに5割引但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引		
	回数乗車券	—	丹鉄線内区間本人と介護者1名ともに5割引	—	—		
	※本人と介護者をご乗車の場合は、同一行程となります。						

制度	対象者及び内容	問い合わせ先	備考																														
京都市営地下鉄の運賃割引及び京都市バスの運賃割引	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">対象者</th> <th style="width:50%;">割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	割引内容	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>	京都市交通局 TEL 075-863-5061	<ul style="list-style-type: none"> * 身体障害者手帳、療育手帳等の呈示が必要。 <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (市バス:運賃支払時に呈示 (定期券は購入時に呈示) 地下鉄:乗車券購入時に呈示) </p> <ul style="list-style-type: none"> * 小児については、一部を除いて、介護者を認める。 * 京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料となる。 																						
対象者	割引内容																																
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>																																
<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>																																
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通券 50%割引 定期券 50%割引 <p style="text-align: center;">〔市バス定期券〕 30%割引</p>																																
私鉄の旅客運賃割引	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">交通機関名</th> <th style="width:10%;">京阪電車 ※1</th> <th style="width:10%;">阪急電鉄</th> <th style="width:10%;">近鉄</th> <th style="width:10%;">嵐電 (京福電車)</th> <th style="width:10%;">叡山電車</th> <th style="width:10%;">坂本ケーブル※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="6">第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)</td> </tr> <tr> <td>普通乗車券</td> <td colspan="6" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 割 引</td> </tr> <tr> <td>普通回数乗車券</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券</td> </tr> <tr> <td>特急券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>割引なし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 第1種及び第2種の身体障害者及び知的障害者が、片道101km以上単独で旅行する場合の普通乗車券は5割引となります。(介護者の単独乗車不可) 12歳未満の第2種の方の介護者つき乗車の場合、介護者のみ定期乗車券は5割引となります。 <p>※1 京阪電車の場合 列車指定券=プレミアムカー券、ライナー券</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 列車に乗車する旅客に対して、乗車日・乗車列車・全席・乗車区間を指定して発売する。列車指定券の割引はなし </p> <p>※2 坂本ケーブルは精神障害者も対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「精神障害者保健福祉手帳(1級)」をお持ちの方が単独又は本人と介護者(1名まで)が同乗のとき、それぞれ5割引となります。 「精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)」をお持ちの方は、本人が5割引となります。 	交通機関名	京阪電車 ※1	阪急電鉄	近鉄	嵐電 (京福電車)	叡山電車	坂本ケーブル※2	対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)						普通乗車券	5 割 引						普通回数乗車券	定期乗車券	特急券	—	—	割引なし	—	—	—	<p>【京阪電車】 お客様センター TEL 06-6945-4560 平日 9時～19時 土休日 9時～17時 年中無休(12/30*1/3を除く)</p> <p>【阪急電鉄】 交通ご案内センター TEL 0570-089-500 TEL 06-6133-3473 平日 9時～22時 土休日 9時～19時</p> <p>【近鉄】 近鉄電車テレフォンセンター TEL 050-3536-3957 8時～21時(年中無休)</p> <p>【嵐電(京福電車)】 運輸課 TEL 075-801-2511</p> <p>【叡山電車】 鉄道部運輸課 TEL 075-781-5121</p> <p>【坂本ケーブル】 各 駅</p>	身体障害者手帳、療育手帳の呈示が必要です。詳細については、各駅にお尋ねの上、お買い求めください。定期乗車券では、小児の5割引はありません。
交通機関名	京阪電車 ※1	阪急電鉄	近鉄	嵐電 (京福電車)	叡山電車	坂本ケーブル※2																											
対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)																																
普通乗車券	5 割 引																																
普通回数乗車券																																	
定期乗車券																																	
特急券	—	—	割引なし	—	—	—																											
航空旅客運賃割引	国内航空会社の国内路線の運賃が割引されます。 <ul style="list-style-type: none"> 割引率 各航空運送事業者が設定(航空運送部業者又は路線によって異なることがある) 割引対象者 <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者…本人及び介護者1名 知的障害者…本人及び介護者1名 精神障害者保健福祉手帳…本人及び介護者1名 ※ 航空券発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示して、割引航空券を購入できます。 	各航空会社店 営業所 指定代理店																															
タクシー運賃の割引	京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳(身体障害者・療育)を呈示すると割引が受けられます。(割引率1割) <ul style="list-style-type: none"> ※ 本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。なお、この割引制度は、市町村で実施している『福祉タクシー利用券』も同時に使用することができます。ただし、市町村によって利用できない事業者もありますので、発行された市町村へお問い合わせください。 ※ 精神障害者割引を一部タクシー会社が適用あり。 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者割引(1割引)の適用 乗務員に精神障害者保健福祉手帳の呈示により割引 適用される会社 都タクシー(株)・都大路タクシー(株)・西都交通(株)・城南タクシー(株)・帝産京都自動車(株)・(株)キャビック・エムケイ(株)・加茂タクシー(株)・周山タクシー(株)・愛都交通(株)・ギオン自動車(株)・アオイ自動車(株)・第二ヤサカ交通(株)・南ヤサカ交通(株)・彌栄自動車(株)・銀鈴タクシー(株)・洛陽交運(株)・山城ヤサカ交通(株)・興進タクシー(株)・高速タクシー(株)・京都タクシー(株)・谷智恵美(南丹タクシー)・新京都市タクシー(株) 	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 075-681-9765																															

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考															
民営路線バスの運賃割引	<p>京都府の路線バスに乗車するとき、手帳(身体障害者・療育)の写真票欄を呈示すると半額の割引が受けられます。(「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率…5割引 ・ 適用される会社等 <ul style="list-style-type: none"> 京都バス(株) (075-871-7521) 京阪バス(株) (075-682-2308) 京都交通(株) (0773-75-5000) 丹後海陸交通(株) (0772-42-0320) 近鉄バス(株) (06-6618-5300) 阪急バス(株) (06-6866-3154) 奈良交通(株) (0742-20-3150) 西日本ジェイアールバス(株) (075-672-2851) (株)ヤサカバス (075-692-2360) 京都京阪バス(株) (075-981-8800) 京阪京都交通(株) (0771-23-8000) プリンセスライン(株) (075-632-3171) (株)ケイルック (075-661-1234) 	各バス会社	※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。															
有料道路の通行料金の割引	<p>申請の前に「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="260 790 871 1429"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人運転</th> <th>介護者運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>・ 身体障害者手帳所持者</td> <td>・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者</td> </tr> <tr> <td>対象車種</td> <td colspan="2"> 自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、 乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。 </td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td colspan="2">通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)</td> </tr> </tbody> </table> <p><注意事項> ※事前に市福祉事務所又は町村役場で身体障害者手帳又は療育手帳に割引適用の記載証明を受け、料金所で手帳を呈示いただくことで割引が適用されます。 ※ETCでの割引登録をご利用の際は、福祉事務所等でETC利用対象者証明書の発行を受け、ETC割引登録係への郵送が必要です。 ※高速道路利用時は必ず障害者手帳を携帯してください。 ※割引制度の登録は、障害者1人につき車両1台までです。</p>		本人運転	介護者運転	対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者	対象車種	自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、 乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。		割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)		有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)		市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)	
	本人運転	介護者運転																
対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者																
対象車種	自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、 乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。																	
割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)																	
有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)																	
施設(電話)設置負担金の分割払	市町村民税の非課税証明者や生活保護の決定通知書の提示により新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金が分割払できます。	NTT西日本 (局番なしの116番 携帯電話・PHSからは 0800-2000116) 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も 受付、年末年始 12/29～1/3 を除きます。)																

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考																				
福祉用 電話機器の レンタル料の 減額	65歳以上の一人暮らしの方、または身体障がいなどの認定を受けている方が次の福祉用電話機器をレンタル利用する場合に、使用料が減額されます。シルバーホン(あんしんSVI、めいりょう、ふれあいSⅡ、ひびきSⅢ)	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も 受付、年末年始 12/29～1/3を除きま す。)																					
携帯電話料 金の割引	・身体障害者手帳を持っている方 ・療育手帳を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方 ※事前に会社への申し込みが必要です。 ※割引内容等は各社によって異なりますのでお問い合わせください。	携帯電話サービス 提供各社																					
104の無料扱い (ふれあい案内)	無料扱いの対象範囲 (注) (1)身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視覚障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)</td> <td>1、2級</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>3級、4級 (1級、2級はなし)</td> </tr> </tbody> </table> (注)身体障害者福祉法、施行規則 (2)戦傷病者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等級表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視力の障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>・ 上肢の障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>第2項症、第4項症</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症、第2項症、第4項症</td> </tr> </tbody> </table> ・療育手帳(愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳)を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方	障害区分	身体障害者等表による級別	・ 視覚障がい	1～6級	・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級	・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)	障害区分	身体障害者等級表による級別	・ 視力の障がい	特別項症～第6項症	・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症	・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症	NTT西日本 ふれあい案内担当 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134 受付 午前9時～17時 (土日祝・年末年始 除く) ※FAXによるお問い 合わせに関する注 意事項 ・お客様の名前、 FAX番号を用紙に記 載し、FAX送信してく ださい。	ご利用には、事前登 録が必要です。 ※ふれあい案内の 利用については、 NTT西日本及びNTT の104をご利用いた だける通信業者の 回線(携帯電話含 む)から、104をダイ ヤルした場合が対 象となります。
障害区分	身体障害者等表による級別																						
・ 視覚障がい	1～6級																						
・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級																						
・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)																						
障害区分	身体障害者等級表による級別																						
・ 視力の障がい	特別項症～第6項症																						
・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症																						
・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症																						
NHK 放送受信料 の減免	全額免除 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> </tbody> </table> 半額免除 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>視覚・聴覚 障害者</td> <td>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	視覚・聴覚 障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合	重度の 身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合	重度の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合	重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合	放送局 市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)	市福祉事務所長又 は町村長の証明が 必要 半額免除は、NHKの 窓口でも受け付けま す。詳細は、NHKま でお問い合わせくだ さい。						
身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
視覚・聴覚 障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合																						
重度の 身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合																						
重度の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、知的障害者更生相談所、家庭支援総合センター、児童相談所、精神保健福祉総合センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合																						
重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合																						

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考																																
(第四種郵便物) 点字郵便物	点字のみを内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ 最大:長さ60cm、幅及び厚さの合計が90cm 最小:長さ14cm、幅9cm	日本郵便株式会社の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471																																	
(第四種郵便物) 特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ: 同上	日本郵便株式会社の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	日本郵便株式会社の指定する施設との発受に限ります。																																
定期刊行物の低料第三種郵便物承認	心身障がい者団体が発行する定期刊行物を内容とし、発行人または売りさばき人から差し出されるもの ① 月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ② その他 50gまで15円	日本郵便株式会社の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	第三種郵便物として差し出すためには、発行する定期刊行物が、事前に第三種郵便物の承認を受けている必要があります。																																
聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパックの運賃(重量30kgまで) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table> 点字ゆうパック(重量30kgまで) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	日本郵便株式会社の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープを内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするものに限ります。
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
心身障がい者用ゆうメール	心身障がい者用ゆうメールの運賃 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>重量</th><td>150gまで</td><td>250gまで</td><td>500gまで</td><td>1kgまで</td><td>2kgまで</td><td>2kg超え3kgまでのもの</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>92</td><td>110</td><td>150</td><td>180</td><td>230</td><td>310</td></tr> </table> サイズ 長さ(A)+厚さ(B)+幅(C) 最大:A+B+C=1.7 最小:長さ14 幅9cm	重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超え3kgまでのもの	運賃額(円)	92	110	150	180	230	310	日本郵便株式会社の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	図書館法に規定する図書館で日本郵便株式会社に届け出た図書館と身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書閲覧のために発受するものに限ります。																		
重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超え3kgまでのもの																													
運賃額(円)	92	110	150	180	230	310																													
青い鳥はがきの無料配布	・ 対象者 (1)重度の身体障害者 身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある方 (2)重度の知的障がい者 療育手帳に「A」または「1度」または「2度」の表記がある方 ・ 配布枚数 1人20枚/回 (1回限り) ・ 申込受付期間 4月1日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日) ・ 配布期間 4月20日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日)	日本郵便株式会社の郵便局 TEL 0570-943-790	発行日以降、最寄りの配達を担当する郵便局からお届けします。																																

(2)施設の利用

府立施設等

* 減免対象者の詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
府立植物園	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 介護者を含む 	無料 入園料 温室観覧料 駐車料	受付で手帳の呈示 植物園(正門、北山門、賀茂川門、北泉門)、温室 * 駐車禁止指定除外車であっても、園駐車場の優先駐車や園内の場外駐車はできません。	府立植物園 TEL 075-701-0141 FAX 075-701-0142
府立陶板名画の庭	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 介護者を含む 	入園料無料	受付で手帳の呈示	府立陶板名画の庭 TEL 075-724-2188 FAX 075-724-2189
府立堂本印象美術館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者1名 	観覧料無料	受付で手帳の呈示	府立堂本印象美術館 TEL 075-463-0007 FAX 075-465-3099
京都府京都文化博物館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者1名 	総合展示・特別展 観覧料無料	受付で手帳の呈示	京都府京都文化博物館 TEL 075-222-0888 FAX 075-222-0889
府立総合社会福祉会館 (ハートピア京都)	① 満65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合	①② 5/10免除	申請書の提出	府立総合社会福祉会館 TEL 075-222-1777 FAX 075-222-1778
	② 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」に基づく療育手帳を所持する者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合			
	③ その他知事が特に必要と認める場合(社会福祉関係事業を実施する団体)	③ 3/10免除		
府立山城郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者を含む 	入館料無料	受付で手帳の呈示	府立山城郷土資料館 TEL 0774-86-5199 FAX 0774-86-5589
府立丹後郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 介護者を含む 	入館料無料	受付で手帳の呈示	府立丹後郷土資料館 TEL 0772-27-0230 FAX 0772-27-0020
ぶらり嵐山	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者又はこれらの者の福祉増進を図ることを目的とする団体 	ギャラリー使用料を5/10に減じる	使用申込書による	ぶらり嵐山 TEL 075-865-0339 FAX 075-873-1296
サン・アビリティーズ城陽 (府立心身障害者福祉センター体育館)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者及び介護者 	体育館、会議室の使用料が無料	受付で手帳の呈示 所定の申請書の提出	サン・アビリティーズ城陽 TEL 0774-53-6644 (FAX共用)
サンガスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための競技会、講習会等の催しに使用するとき 	利用料金の1/2	所定の申請書の提出	サンガスタジアム by KYOCERA TEL 0771-25-3331 FAX 0771-25-3332

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
島津アリーナ京都 (府立体育館)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	競技場、会議室の利用料金の1/2 (団体使用のみ)	所定の申請書の提出	府立体育館 TEL 075-462-9191 FAX 075-462-9192
府立伏見港公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立伏見港公園 TEL 075-611-7081 FAX 075-621-8844
府立洛西浄化センター公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	球技場、テニスコートの利用料金の1/2	受付で手帳の呈示	府立洛西浄化センター公園 TEL 075-951-9161
府立山城総合運動公園 (太陽が丘)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立山城総合運動公園 TEL 0774-24-1313 FAX 0774-21-0381
木下アカデミー京都 アイスアリーナ	(同上)	利用料金から500円 割引	(同上)	木下アカデミー京都アイスアリーナ TEL 0774-24-6101
府立関西文化学術 研究都市記念公園 (けいはんな記念公園)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	庭園利用料金(入園料)免除	受付で手帳の呈示	けいはんな記念公園 TEL 0774-93-1200 FAX 0774-93-2688
府立丹波自然運動公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免。個人使用ができる施設は、個人使用についても減免。	府立丹波自然運動公園 TEL 0771-82-0300 FAX 0771-82-0480
府立府民スポーツ広場 (みどりが丘)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	利用料金の1/2	所定の申請書の提出 * 左記手帳所持者対象の競技会等について減免	府立府民スポーツ広場 TEL 0774-24-1313 0774-20-8881 FAX 0774-21-0381
府立丹後 海と星の見える丘公園	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	宿泊施設の利用料金の1/2	減免申請書の提出及び受付で手帳の提示	府立丹後 海と星の見える丘公園 TEL 0772-28-9111 FAX 0772-28-9025
府立青少年海洋センター (マリンピア)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための研修会等の催しに使用するとき(介護者は除く) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している者が附属施設(野外炊事施設、トレーニング場、ボウリング場、フィールドアスレチックコース)を個人使用するとき(介護者は除く) ・児童福祉法に定める児童福祉施設の入所児童が使用するとき(介護者は除く)	宿泊施設、研修施設等利用料金の1/2	受付で手帳の呈示 所定の申請書等の提出	府立青少年海洋センター TEL 0772-22-0501 FAX 0772-22-0503
府立り溪 少年自然の家 (グリーンパルり溪)	・児童福祉法に規定する児童福祉施設の入所児童 ・特別支援教育就学奨励事業の対象となっている児童生徒及び付添人	宿泊費無料	減免申請書の提出	府立り溪 少年自然の家 TEL 0771-65-0190 FAX 0771-65-0191
前島みなど公園テニスコート (舞鶴)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳を所持している者	テニスコートの利用料金の1/2	所定の申請書の提出 * 利用者の2分の1以上を左記手帳所持者が占める場合に減免	前島みなど公園テニスコート TEL0773-63-8963
京都府民総合 交流プラザ (京都テルサ)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者 ・介護者1名	駐車場サービス券 (無料)の発行 フィットネスクラブ会員の施設利用料及びビジター利用料20%割引	サービスカウンターで 手帳と駐車券の呈示 フィットネスクラブ受付で 手帳の呈示	京都テルサ TEL 075-692-3400 FAX 075-692-3402 京都テルサ フィットネスクラブ TEL 075-692-3464

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
府立京都学・歴彩館	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための催しの開催のために大ホール又は小ホールを使用するとき	使用料の2/10免除	所定の申請書の提出	府立京都学・歴彩館 TEL 075-723-4831 FAX 075-791-9466
	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	駐車料金を無料	総合案内で手帳と駐車券の呈示(閉館時は精算機横のインターホンで連絡。手帳を精算機上のカメラにかざす)	
丹後王国「食のみやこ」	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している者	/	/	丹後王国 「食のみやこ」 TEL 0772-66-3081 FAX 0772-65-4462
		ホテル丹後王国 宿泊料金10%割引 ※他の割引との併用はできません。 ※手帳提示で2名様まで	割引の対象にならないプランもあります	

その他の施設

* 共催展の観覧料等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	対象者	減免内容	申請方法・注意事項	問い合わせ先
京都国立博物館	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳を所持している者 ・介護者が必要な場合は、減免対象者と同人数まで	平成知新館名品ギャラリー並びに当館自主企画展は無料。 共催展は共催者の同意のもと扱いを決定する。	障害者手帳などの提示が必要。	京都国立博物館 TEL 075-525-2473 (テレホンサービス)
京都国立近代美術館	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び被爆者健康手帳を所持している者 ・特別支援学校が教育活動の一環として観覧する場合 ・社会福祉法人等の団体が社会福祉事業の一環として観覧する場合	コレクション・ギャラリー及び当館単独主催の企画展は無料。 共催展は共催者と協議の上決める。	・受付で手帳の呈示(ミライロIDでの呈示も可) ・事前に申請書の提出が必要 ・事前に申請書の提出が必要	京都国立近代美術館 TEL 075-761-4111
京都市京セラ美術館 (京都市美術館)	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している者 ・介助の必要な方に限り介助者1名	常設展観覧料の免除。 特別展等は、展覧会により異なる。	受付で手帳の呈示	京都市京セラ美術館 TEL 075-771-4107 FAX 075-761-0444
京都市障害者スポーツセンター	障害のある人とその介護者	体育館・プール・卓球室、アーチェリーレンジ、トレーニング室、研修室及び会議室が無料	・身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳を受付に提示し、利用交付申請書の記入 ・提出を行い、利用証を受け取る	京都市障害者スポーツセンター TEL 075-702-3370 FAX 075-702-3372
京都市障害者教養文化体育会館	同上	体育室、会議室、トレーニング室、視聴覚室が無料	同上	京都市障害者教養文化体育会館 TEL・FAX 075-682-7140

12. 税の控除・減免

・税制度

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先																
国 税	所得税	小規模企業共済等掛金控除 心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	支払った掛金の全額が所得控除	税務署 (69・70頁参照)															
	障 害 者 控 除	(障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B又はC、精神障害者保健福祉手帳2～3級など	一人につき所得控除27万円																
		(特別障害者控除) 本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	一人につき所得控除40万円 同居の特別障害者である場合75万円																
	配偶者控除																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本人の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 老人控除対象配偶者・・・令和2年分については、昭和26年1月1日以前に生まれた者</p>				本人の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超950万円以下	26万円	32万円	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	
	本人の合計所得金額	控除額																	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																
	900万円以下	38万円	48万円																
	900万円超950万円以下	26万円	32万円																
	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																
扶養控除																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>備考(令和2年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般の扶養家族</td> <td style="text-align: center;">38万円</td> <td>平成17.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">63万円</td> <td>平成10.1.2生～平成14.1.1生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">老人扶養親族</td> <td style="text-align: center;">同居老親等以外の者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昭和26.1.1以前生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居老親等</td> <td style="text-align: center;">58万円</td> </tr> </tbody> </table>						備考(令和2年分)	一般の扶養家族	38万円	平成17.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)	特定扶養親族	63万円	平成10.1.2生～平成14.1.1生	老人扶養親族	同居老親等以外の者	昭和26.1.1以前生	同居老親等	58万円		
		備考(令和2年分)																	
一般の扶養家族	38万円	平成17.1.1以前生まれの人で下記以外の人(年齢16歳未満の者を除く)																	
特定扶養親族	63万円	平成10.1.2生～平成14.1.1生																	
老人扶養親族	同居老親等以外の者	昭和26.1.1以前生																	
	同居老親等		58万円																
※所得金額調整控除																			
<p>※所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。 所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、二種類の控除があります。 このうち1の控除は年末調整において適用することができます。</p> <p>1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。</p> <p>(1) 適用対象者 イ 本人が特別障害者に該当する者 ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者 ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者</p> <p>(2) 所得金額調整控除額 [給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円] × 10% = 控除額 年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除額申告書を提出する必要があります。</p> <p>2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです(注)。</p> <p>(1) 適用対象者 その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者</p> <p>(2) 所得金額調整控除額 [給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)] - 10万円 = 控除額(注) (注) 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。</p>																			

種 類	内 容		問い合わせ先
国 税	預貯金等の 利子所得	金融機関等で事前に必要な手続を行うことにより、障害者の預貯金等の利子等について下記のとおり、非課税となります。 ・ 預金、信託、公社債等 元本の合計額 350万円まで ・ 国債又は地方債等 額面の合計額 350万円まで (合計700万円まで非課税)	各金融機関等 ※確認書類として、「手帳、証書等」及び「個人番号カード等」が必要です。
	相続税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 相続人が障害者の場合は、その人の相続税額から、10万円(特別障害者である場合には20万円)に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額を控除します。 控除しきれない金額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。	税務署 (69・70頁参照)
	贈与税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭・有価証券その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円)までの金額は非課税です。 この非課税の適用を受けるためには、信託の際に、「障害者非課税信託申告書」を提出しなければなりません。	税務署 (69・70頁参照)
	消費税	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障害者用物品」という)の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。 ただし、非課税取引の対象となる身体障害者用物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、その他の物品で、身体障害者用物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。	税務署 (69・70頁参照)
地 方 税	住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者控除 前年の合計所得金額が125万円(65歳以上の場合年金収入245万円)以下の障害者	所得控除26万円 所得控除30万円 所得控除53万円 非課税 市町村 税担当課
	個人事業税	視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下)が行うあんま・はり等医療に類する事業	非課税 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所
	ゴルフ場 利用税	次に該当する障害者の方がゴルフ場を利用される場合 (ただし、障害者手帳等を呈示し、非課税申請書を提出された場合に限られます。) 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 等	非課税 京都東府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所

種類	内容	金額	問い合わせ先																															
自動車税の環境性能割	専ら障害者のために使用される自家用自動車(自動車検査証等に「自家用」と記載されているもので、障害者1人につき1台(軽自動車・バイク含む)に限る。)	減免(別表のとおり)	自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155																															
軽自動車税の環境性能割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2～4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児以前 の非進行性 の脳病変 による運動 機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(療育手帳A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1～4級	聴覚障害	2～4級	平衡機能障害	3級、5級	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級	上肢不自由	1～3級	下肢不自由	1～6級	体幹不自由	1～3級、5級	乳幼児以前 の非進行性 の脳病変 による運動 機能障害	上肢機能	1～3級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	肝臓機能障害		知的障害	重度(療育手帳A)	精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)		府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所
障害の区分	障害の級別																																	
視覚障害	1～4級																																	
聴覚障害	2～4級																																	
平衡機能障害	3級、5級																																	
音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級																																	
上肢不自由	1～3級																																	
下肢不自由	1～6級																																	
体幹不自由	1～3級、5級																																	
乳幼児以前 の非進行性 の脳病変 による運動 機能障害	上肢機能	1～3級																																
	移動機能	1～6級																																
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級																																	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級																																	
肝臓機能障害																																		
知的障害	重度(療育手帳A)																																	
精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)																																	
自動車税の種別割	自動車所有(取得)者と運転者との関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者の状況・障害の程度等</th> <th>自動車の所有(取得)者</th> <th>自動車の運転者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者が18歳以上の場合</td> <td>①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合</td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>障害者が18歳未満の場合</td> <td>障害者と生計を一にする者</td> <td>障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>音声機能の障害者の場合</td> <td>障害者本人</td> <td>障害者本人</td> </tr> <tr> <td>障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。</td> <td>障害者本人</td> <td>常時介護する者</td> </tr> </tbody> </table>	障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者	障害者が18歳未満の場合	障害者と生計を一にする者	障害者と生計を一にする者	音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人	障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																		
障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者																																
障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																
障害者が18歳未満の場合	障害者と生計を一にする者	障害者と生計を一にする者																																
音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人																																
障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																																
地方税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請書の提出期限</th> <th>申請書の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)</td> <td>①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき</td> <td rowspan="2">登録の日(登録前に申請してください)</td> <td rowspan="2">自動車税管理事務所</td> </tr> <tr> <td>②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき</td> </tr> <tr> <td>③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき</td> <td>登録の翌年度の4月1日～納期限</td> <td rowspan="3">自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)</td> <td>①4月1日に減免要件に該当しているとき</td> <td>申請年度の4月1日～納期限</td> </tr> <tr> <td>②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき</td> <td rowspan="2">4月1日～翌年2月末日(すみやかに申請してください)</td> </tr> <tr> <td>③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書の提出期限	申請書の提出先	自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき	登録の日(登録前に申請してください)	自動車税管理事務所	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき	③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限	自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所	自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日(すみやかに申請してください)	③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき																
区分	申請書の提出期限	申請書の提出先																																
自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で環境性能割・種別割がかかるとき	登録の日(登録前に申請してください)	自動車税管理事務所																															
	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき																																	
	③上記①②の登録で環境性能割・種別割がかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限	自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務課 府税出張所																															
自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限																																
	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日(すみやかに申請してください)																																
	③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき																																	
	(注1)環境性能割については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。 (注2)軽自動車税の種別割の減免については、軽自動車の定置場の所在地の市町村税務所管課へお問い合わせください。																																	

(別表)

自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円以下の場合 全額減免
軽自動車税の環境性能割	課税標準額が300万円を超える場合 課税標準額300万円分を減免(差額は課税)
自動車税の種別割	税額が45,000円以下の自動車の場合(※)全額減免 税額が45,000円を超える自動車の場合(※)45,000円を減免(差額は課税) 納期限後に申請があった場合は申請日の翌月以降の月数に応じて減免 ※グリーン化税制の適用を受ける場合の減免額は次のとおりです。 ・おおむね10%重課の場合…49,500円 ・おおむね15%重課の場合…51,700円 ・おおむね50%軽減の場合…22,500円 ・おおむね75%軽減の場合…11,500円

13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度

1 年金制度

公的年金制度に加入している期間中等に初診日のある傷病等により障害者になった場合に年金、手当金(一時金)が支給されます。

(1) 受給要件

次の①～③に該当する場合に支給されます。

- ① 初診日(注1)においていずれかにあてはまる者
 - 国民年金・厚生年金保険の被保険者である者
 - 被保険者であった者で日本に住む60歳以上65歳未満の者
 - 20歳未満の者
- ② 障害認定日(注2)の障害の程度が1級または2級(障害厚生年金は3級まで)の者(注3)
 なお、障害認定日では障害等級に該当していなくても、その後、65歳になるまでに該当すれば請求することができます。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間等を合わせて2/3以上あること。
 なお、初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。(65歳未満に限る)

(注1) 障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は、歯科医師の診療を受けた日

(注2) 初診日から1年6か月経過した日又は、それまでに治った場合には治った日
 (その症状が固定し、治療効果が期待できない状態に至った日を含む。)

(注3) 国民年金・厚生年金保険法施行令別表で定められた等級で、身体障害者手帳の等級とは異なります。

(2) 年金額等

種類	内容	問い合わせ先	備考
障害基礎年金	<1級>976,125円 <2級>780,900円 (生計を維持する18歳到達年度の末日までの間にある子または20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合に加算されます。 1子・2子各年額 224,700円 3子以降各年額 74,900円	市町村役場 (①～③) (68頁参照) 年金事務所 (④) (70頁参照) ※②第3号は年金事務所	① 20歳前の未加入の初診 ② 国民年金第1号、第3号被保険者期間中の初診 ③ 喪失後60歳以上65歳未満の日本居住中の初診 ④ その他(詳細はお問い合わせください)
国民年金 年金生活者支援給付金(障害)	年金生活者支援給付金(障害)の金額及び支給要件は次の通りです。 <障害基礎年金 1級受給者>6,288円 <障害基礎年金 2級受給者>5,030円 ○障害基礎年金の受給権者であること ※旧法国民年金、旧法厚生年金、旧法船員保険、旧法共済各法の障害年金、その他の障害を支給事由とする年金であって政令で定めるものを含みます。 ○前年(1月～7月分の支援給付金については前々年)の所得額が、4621000円+扶養親族等の人数×38万円以下であること。 ※生計同一配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。 以下の条件に該当した場合は不該当(不支給)となります。 ○日本国内に住所を有していないとき ○障害基礎年金の全額につき、その支給が停止されているとき ○所得要件に該当しなくなったとき ○刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ○少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき	年金事務所 (70頁参照)	

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
厚生年金保険（船員保険の職務外を含む）	障害厚生年金 <1級> 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 204,700円） <2級> 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 224,700円） <3級> 報酬比例の年金額 （最低保障額 595,700円）	年金事務所 （70頁参照）	○ 被保険者期間中に初診日があること。 ○ 1級又は2級の障害の状態にあるときは、同時に障害基礎年金が支給されず。（65歳以上の初診は除く） ○ 被保険者期間の月数が300月（25年）に満たないときは、300月として報酬比例の年金額が計算されます。
	障害手当金（一時金）		
特別障害給付制度	特別障害給付金 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方に支給されます。 支給額 1級 52,450円（月） 2級 41,960円（月）	請求窓口 住所地の市町村役場 （68頁参照） 詳細は年金事務所（70頁参照）	○ 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ○ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の加入者等の配偶者

※ 年金額は平成28年4月からの額ですが、経過措置により適用される率等が異なることがあります。

※ 本表の1級、2級、3級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

※ 20歳前の障害による障害基礎年金には納付の要件はありませんが、本人の所得により、支給に制限があります。

2 手当等制度

名 称	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	身体又は精神(知的障害を含む)の重度の障害が2つ以上重複する等により、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。 ※ただし、障害者本人、その配偶者又は障害者の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 27,350円	市福祉事務所 保健所福祉室 （68頁参照） 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
障害児福祉手当	身体又は精神(知的障害を含む)に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給されます。 ※ただし、障害児本人、その配偶者又は障害児の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 14,880円	市福祉事務所 保健所福祉室 （68頁参照） 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
特別児童扶養手当	重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育する方に支給されます。 ※1級障害: 身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A程度 2級障害: 身体障害者手帳3級及び4級の一部又は療育手帳Bの一部程度 (診断書による) 手当月額(所得制限あり) 1級障害の児童1人につき 52,500円(令和2年4月1日以降) 2級障害の児童1人につき 34,910円(同上)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府家庭支援課 TEL 075-414-4585
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が重度障害の状態にある家庭の児童を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している者に支給されます。 手当月額 所得に応じた段階制(所得制限あり) 児童 第1子 10,180円～43,160円(令和3年4月1日以降) 第2子 5,100円～10,190円を加算(同上) 第3子以降 3,060円～6,110円を加算 ※ 公的年金を受給されている方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、障害基礎年金等を受給されている方は障害基礎年金等の子加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 町村域: 府家庭支援課 TEL 075-414-4585

※(注) 認定には原則として、診断書が必要です。

名 称	内 容	問い合わせ先
在日外国人重度障害者特別給付金	<p>国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日(基準日)前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害のある在日外国人に給付されます。</p> <p>京都府制度の支給条件は、府内の市町村の住民基本台帳に記録されている外国人又は外国人であった者のうち次に掲げる要件のすべてを満たす者。</p> <p>(1) 基準日前に満20歳に達し、同日において日本国内に外国人登録をしていたこと。</p> <p>(2) 重度障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)のある者</p> <p>(3) 基準日前に重度障害者であった者又は同日以後に重度障害者となった者で、その障害の発生原因となった傷病に係る初診日が基準日前に属すること。</p> <p>(4) 老齢基礎年金等の公的年金(月額20,000円以上)を受けていないこと。</p> <p>(5) 給付月額は20,000円。(公的年金の受給月額が20,000円未満の場合、本給付金20,000円(月額)との差額を支給)なお、所得制限等があります。</p>	<p>保健所福祉室 (68頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4611</p>

3 心身障害者扶養共済制度

心身障害児・者の保護者を加入者とし一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度障害になった場合、心身障害児・者に終身給付金を支給することにより、心身障害児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。

- (掛金) … 2口目まで加入できます。(加入時の年齢により掛金は違います。)
- (掛金の減免) … 生活保護世帯、前年度市町村民税所得割非課税世帯等の加入者については、1口目の掛金が免除されます。
- (給付金) … 1口月額 20,000円 (2口月額 40,000円)
- (問い合わせ先) … 各市町村福祉担当課(パンフレット等を用意しています。)
府障害者支援課 TEL 075-414-4599

4 生活福祉資金の貸付概要 (実施主体: 京都府社会福祉協議会 TEL 075-252-6293) (問い合わせ先: 市区町村社会福祉協議会)

障害者世帯(身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯)で所得水準が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に対して必要な資金の貸付と相談支援を行い、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

他法・他制度が優先適用されることとなります。

生活福祉資金の貸付に当たっては他法・他制度の利用が困難な世帯への貸付となります。

借入申込に当たっては、資金種類等で別に定める貸付条件がありますので、詳細については窓口で御相談ください。(京都市内在住者を含む。)

なお、貸付には審査があります。審査の結果、御希望に添えない場合もあります。

資金の種類	貸付限度額(円)	貸付利子	据置期間	償還期限	備 考		
福祉資金	生業	4,600,000	連帯保証人を立てる場合無利子	3月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先	
	技能習得	5,800,000			8年以内	技能習得する期間により貸付月額等を積算のうえ貸付額を決定する(要相談)	
	住宅	2,500,000			7年以内		
	福祉用具購入	1,700,000			8年以内		
	自動車購入	2,500,000			8年以内	排気量は1,600cc(ディーゼル車は1,800cc)以内のもので、諸経費を含む購入額は2,500,000円以内また、買替の場合は8年以上経過していること	
	中国残留邦人等国民年金追納	5,136,000			10年以内		
	療養・介護等	1,700,000			5年以内	「介護サービス受給期間及び障害福祉サービス受給期間が1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立のために必要とみとめられるとき」の貸付限度額は2,300,000円	
	冠婚葬祭	500,000			連帯保証人がいない場合年1.5%	3年以内	
	転宅						
	支度						
	一般福祉						
	災害援護	1,500,000				7年以内	措置期間の設定等、特例の取扱あり
緊急小口資金	100,000	無利子	2月以内	1年以内			

※ 据置期間中は無利子

14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために

障害のある方を雇用されている事業主に就職を考えている方及び障害のある方を雇用されている事業主に対して、次のような制度があります。

(1) 障害者向け訓練

制 度	内 容	問い合わせ先	
公共職業訓練	<p>障害のある方が必要な知識・技能を習得することにより、職業的自立を図ることを目的とした訓練を行っています。</p> <p>【令和3年度 障害のある方向けの訓練科】 〈京都障害者高等技術専門学校〉 ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・ITシステムサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) ・インテリアCADサポート科(身体・精神・発達障害者対象、訓練期間1年) ・ものづくりサポート科(身体・精神・発達障害者対象訓練期間1年) 〈城陽障害者高等技術専門学校(京都障害者校分校)〉 ・生産実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) 〈福知山高等技術専門学校〉 ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・キャリア・プログラム科(精神・発達障害者対象 訓練期間1年)</p> <p>※ その他、一般の訓練科では、身体、知的、発達・精神等に障害のある方(各種手帳を所持していない方を含む)で出願を希望される場合、障害の特性・程度と訓練科での配慮等の確認のため、事前相談を受け付けていますので、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>① 授業料は不要。教科書・作業服代等は本人負担。</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>※ 一般校の場合、授業料、選考料の必要な訓練科があります。詳細は、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>府人材育成課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立城陽障害者高等技術専門学校(京都障害者校分校) TEL 0774-54-3600</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府立京都高等技術専門学校 TEL 075-642-4451</p> <p>府立陶工高等技術専門学校 TEL 075-561-2943</p> <p>公共職業安定所(69頁参照)</p>
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	<p>障害のある方の就労を支援するため、多様な委託先を活用した職業訓練を行っています。</p> <p>主な訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識・技能習得訓練コース(民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース) ・ 実践能力習得訓練コース(企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース) <p>訓練期間: 原則3か月以内 訓練時間: 1月当たり標準100時間 委託料: 委託先には、対象者1人につき、1か月60,000円又は90,000円(上限)が支給されます。</p>	<p>① 受講料は無料(教材費等は本人負担)</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p>	<p>府人材開発推進課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府雇用推進室 TEL 075-682-8918</p> <p>公共職業安定所(69頁参照)</p>
職場適応訓練	<p>作業環境に適応することを容易にするため府又は国が民間事業所に委託して訓練を実施します。訓練期間が6か月以内(重度障害者等は1年以内)である一般職場適応訓練と、2週間以内(重度障害者は4週間以内)である短期職場適応訓練(職場実習)とがあります。</p>	<p>① 訓練生には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>② 事業主には訓練生1人につき、一般職場適応訓練については月額24,000円(重度障害者は25,000円)、職場実習については日額960円(重度障害者は1,000円)の委託料が支給されます。</p>	<p>府雇用推進室 TEL 075-682-8918</p> <p>公共職業安定所(69頁参照)</p>

<p>京都ジョブパーク はあとふる実習</p>	<p>障害者の雇用促進を図るため、障害者等の企業体験及び企業実習を実施します。 (京都ジョブパークはあとふるコーナーに登録が必要) ・実習期間:1~5日程度</p> <p><実習等受入謝金> 受け入れ企業に対し、実習者1名につき、日額 1,000円</p>	<p>府人材確保推進室 TEL 075-682-8918</p>
-----------------------------	--	--------------------------------------

(2)障害者の雇用促進に向けて

制度	内 容	問い合わせ先
<p>特定求職者雇用開発 助成金</p>	<p>I 特定就職困難者コース</p> <p>障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。</p> <p><助成額></p> <p>【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)</p> <p>II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること</p> <p><助成額></p> <p>1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)</p>	<p>公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・ 伏見公共職業安定所 管轄は助成金セン ター)</p>
<p>トライアル雇用助成金</p>	<p>I 障害者トライアルコース</p> <p>就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <p>【精神障害者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間:最長6か月 ・助成額:雇入れから3か月間→一人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→一人あたり月額最大4万円 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間:最長3か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円 <p>II 障害者短時間トライアルコース</p> <p>直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間:最長12か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円 	<p>公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・ 伏見公共職業安定所 管轄は助成金セン ター)</p>

制 度	内 容	問い合わせ先
キャリアアップ助成金	<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成。</p> <p>①有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること</p> <p>重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 120万円(中小企業以外90万円) 60万円×2期(中小企業以外45万円×2期)</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 90万円(中小企業以外67.5万円) 45万円×2期(中小企業以外33.5万円※×2期) ※第2期の支給額は34万円</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とします。</p>	<p>公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・ 伏見公共職業安定所 管轄は助成金セン ター)</p>

※ここに記載しているのは、主な助成金となります。他の助成金等については、助成金センター(69頁参照)へお問い合わせください。

制 度	内 容	問い合わせ先
ジョブコーチ (職場適応援助者) による支援	ジョブコーチ(職場適応援助者)が事業所へ訪問し、障害のある方や事業主の方双方に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、職場定着を目指すものです。ジョブコーチの支援が終了した後に事業主の方が、障害特性に応じた効果的な雇用管理、作業指導ができるようになることを目指します。支援開始のタイミングは、雇用を目指しての職場実習(雇用前)、採用と同時に、採用後のいずれのタイミングでも支援できます。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
職業準備支援	職業準備支援は、求職中の方、在職中の方、休職中の方に対してひとり一人の状況や希望に合わせ効果的な就職活動(または復職準備)を行うこと、就職後(または復職後)、安定した職業生活を送ることを目指しています。支援期間は最大12週間の間で個別に設定し、講座や作業体験などを通じて、ストレス対処スキルの習得、作業遂行力やコミュニケーション力の向上、自分に合った働き方の検討、障害特性や職場に求める配慮事項、内容の整理等に関する支援を行います。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
障害者雇用納付金 制度に基づく助成金	事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、認定・支給要件を満たした事業主に対し独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の予算の範囲内において、助成金が支給されます。 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・職場適応援助者助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481
障害者雇用 納付金制度	法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主又は一定数を超えて障害者を雇用している事業主からの申請に基づき、障害者雇用納付金を財源とした障害者雇用調整金又は報奨金を支給しております。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7478
京都障害者雇用企業 サポートセンター による企業支援	企業に対して、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイスなどを総合的に行い、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進します。 <支援内容> ・アドバイザー派遣事業:各企業を訪問し雇用・定着についての助言・提案 ・障害者雇用啓発事業:企業見学会、セミナー、意見交換会や企業内研修会 ・相談事業:雇用管理・助成制度などに関する専門家による個別相談会や精神障害者の雇用、定着に向けた医学的アドバイス ・在職者セミナー:在職中の方のキャリアアップを支援するセミナー等	京都障害者雇用企業 サポートセンター TEL 075-682-8928
京都府障害者雇用 施設整備事業等 事業費補助金	障害者の安定的な雇用確保と就業機会の拡大を図るため、①施設又は設備等の整備②定着支援の取組をする事業主に対して、経費の一部を助成します。 <補助対象者> 1 事業完了時、労働者数に法定雇用率2.3%を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)の障害者を雇用する事業主) <例> 労働者数87人の事業主:(87×2.3%=2.0→2人) 2人雇用なら補助対象 労働者数86人の事業主:(86×2.3%=1.98→1人) 2 京都府内に本社があり事業完了時に前項1の要件が未達成の場合は以下の場合に対象となります。 (ア)過去3年間に障害者を雇用していない場合 ⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に補助対象事業主になること (イ)過去3年間に障害者を雇用している場合 ⇒事業完了の年度末までに補助対象事業主になること <対象経費> (ア)設備類の新設 例:スロープや自動ドアの設置 等 (イ)設備類の改修 例:トイレの改修、床の段差解消 等 (ウ)機器の購入 例:パソコン操作補助具、電話音量増幅器 等 (エ)定着支援 例:カウンセラー、臨床心理士等の派遣 等 <助成額> 補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額 (上限100万円) ① 従業員1,000人以上の事業主 15% ② 従業員1,000人未満の事業主 30% ※ 国等の類似の制度により助成を受けた金額は補助対象経費から除きます。 ※ その他、特例子会社設立等に関する補助制度があります。	府雇用推進室 TEL 075-682-8918

15. 府営住宅の特定目的優先入居、住宅改修費助成等の制度

制 度	内 容	問い合わせ先
府営住宅への特定目的優先入居	<p>府営住宅の入居基準を満たす方は、特に住宅に困窮する者として、特定目的での優先入居(戸数枠あり)の申請ができる制度があります。</p> <p><対象> 1級～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1級～3級の精神障害者及び戦傷病者手帳(恩給法にいう第1款症以上)を有する者が属する世帯</p>	<p>市福祉事務所 保健所福祉室 町村役場 (68頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4601</p>
身体障害者・高齢者向け 府営住宅改善事業	<p>障害者、高齢者が居住する府営住宅において、身体障害者等の日常生活をより容易にするため、身体の状態に応じた住宅設備等への改善工事を行っています。(毎年6月頃に希望を聴取)</p> <p>また、特定目的による優先募集の入居時にも、希望があった場合、合わせて改善工事を行っています。</p> <p><改善工事例> ・玄関、浴室、便所への手摺の設置 ・和風便器を洋風便器へ取替 ・段差解消 ・玄関ノブをレバー式に取替 ・回転灯の設置</p>	<p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090 ■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091 ■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-62-3507 ■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p>
エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)への住み替え	<p>加齢・病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、エレベーター設置棟又は低層階(1階又は2階)の府営住宅等に移転を希望する方について、特定入居による住み替えを行っています。</p>	<p>■京都府営住宅管理センター 京都地域(京都市西京区を除く) TEL 075-354-1090 ■乙訓・南丹府営住宅管理センター 乙訓・南丹地域(京都市西京区を含む) TEL 075-382-1091 ■山城府営住宅管理センター 山城地域 TEL 0774-62-3507 ■中丹・丹後府営住宅管理センター 中丹・丹後地域 TEL 0773-42-1021</p>
住宅改修費給付事業 「日常生活用具給付事業」	<p><対象工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取り付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取り替え ・ 洋式便所等への便器の取り替え ・ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修 <p><対象者> 下肢、体幹又は運動機能障害(乳幼児期以前の病変によるもの)のある身体障害者手帳1・2・3級の者(児)</p>	<p>市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)</p> <p>※市町村によって要件が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p>

16. ほっとはあと事業の振興

京都ほっとはあとセンター

名称	京都ほっとはあとセンター	
目的	障害者の社会参加と自立の促進を図るため、府内の授産施設や共同作業所が個々に展開している授産事業の組織化を図り、ほっとはあと(授産)製品の販路拡大や共同受注、製作向上技術事業などを実施することにより、授産事業の振興をめざす。	
創設年度	平成7年4月1日設立	
団体概要	事業所	ハートピア京都7階 (〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地)
	会員施設	198施設 (障害者就労支援施設等) [令和3.3.末]
	役員	理事長 西村 直(京都社会就労センター協議会副会長) 副理事長 粟津浩一(きょうされん京都支部相談役) 副理事長 谷村敏幸(京都手をつなぐ育成会理事)
事業	1. 販売促進事業 2. 就労支援事業 3. 商品の開発・改良支援 4. 情報提供事業 5. 広報啓発事業	
連絡先	総務部・就労部 TEL 075-255-0355 FAX 075-255-0366 ホームページアドレス https://www.kyoto-hotheart.jp/	

「ぶらり嵐山」の常設販売コーナー

名称	ハートプラザKYOTOぶらり嵐山	
設置場所	〒616-8374 京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町18-1	
開設	平成13年4月21日	
営業日	火曜日及び年末年始を除く毎日 10:00~17:00	
連絡先	TEL 075-865-0339	
ぶらり嵐山の施設概要	ほっとはあと(授産)製品販売コーナー以外に名産品・ふるさと産品見本展示コーナー、ギャラリー・多目的展示コーナー、アンテナショップコーナーを設置	
面積	土地面積 700.83㎡ 建物面積 398.88㎡ 造 切妻屋根瓦ぶき一部鋼板ぶき 平屋(一部2階)建て 展示・販売コーナーの面積 55㎡	

河原町三条名店街常設店舗

名称	ハートプラザKYOTO三条	
設置場所	〒604-8036 京都市中京区三条通寺町東入石橋町14-4	
開設	平成27年10月10日	
営業日	火曜日及び年末年始を除く毎日 10:30~18:30	
面積	136.8㎡(ストックルーム面積を含む)	

ハートピア京都の喫茶コーナー

名称	ハートピア京都喫茶コーナーふれあいサロン喫茶「ぴあ」	
設置場所	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地	
開設	平成13年3月27日	
営業日	土曜・日曜日及び祝日を除く毎日 10:00~16:30	
面積	ハートピア京都1階 ふれあいサロン カウンター6.38㎡	

ひと・まち交流館京都の喫茶コーナー

名称	喫茶ぴあ ひと・まち	
設置場所	〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都	
開設	平成15年6月23日	
営業日	第3火曜日を除く毎日 10:00~17:00	
面積	厨房 17.10㎡ 喫茶 24.15㎡ ほっとはあと(授産)製品販売 31.50㎡	

喫茶 ほっとはあと 御池店

名称	喫茶ほっとはあと 御池店
設置場所	〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町48 西京高校同窓会館1階
開設	平成20年4月29日
営業日	日曜日及び祝日を除く毎日 9:00～18:00
面積	喫茶 180㎡ ほっとはあと製品販売 20㎡

喫茶 ほっとはあと 府庁店

名称	喫茶ほっとはあと 府庁店
設置場所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁職員福利厚生センター1階
開設	平成21年4月23日
営業日	月曜～金曜 11:30～16:00 (開庁日)
面積	喫茶 59.44㎡ 厨房 25.68㎡

17. 障害福祉サービス・障害者支援施設等

(1) 障害福祉サービスの種類

サービスの種類		内 容	問い合わせ先
介護 給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	
	同行援護	視覚障害により移動がとても困難な方が外出するときに、情報の提供や移動の援護を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出介護を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
訓練 等 給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	就労定着支援	就労移行支援事業者や就労継続支援事業所などを利用した後に、企業などへ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。	
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

※ 介護保険の対象となる方(① 65歳以上の者又は②40歳以上で特定の病気により介護が必要になった者)については、原則として介護保険制度の要介護認定(支援)が必要となります。

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害福祉サービス等事業所一覧

→ <http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/page/0000222003.html>

もしくは、

→ <http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」(ワムネット検索画面)
(京都市内・府内共に見ることができます。)

京都府内 / 指定障害福祉サービス事業・施設

→ <http://www.wam.go.jp/shofukupub/>

「障害福祉サービス事業所情報」(ワムネット検索画面)

(検索に必要な項目を選択してください。京都市内・府内共に見ることができます。)

(2) 障害児通所・入所支援の種類

支援の種類		内 容	問い合わせ先
通 所 支 援	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児に対し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
入 所 支 援	福祉型障害児入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。 ・ 肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(重症心身障害児)に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。 	府児童相談所 (68頁参照)
	医療型障害児入所支援		

◆ 事業所・施設の情報につきましては、下記のホームページにてご確認ください。

京都市内 / 指定障害児通所支援事業・入所施設等

→ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000256335.html>

→ [京都市 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課\(外部ページ\)](#)

京都府内 / 指定障害児通所支援事業・入所施設等

→ <http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/sisetu.html>
障害児通所支援事業所・障害児入所施設等の一覧

※ ホームページをご覧いただくことができない場合は、市福祉事務所、町村役場、又は京都府健康福祉部障害者支援課までご連絡ください。

18. 身体・知的・精神障害者のための施設サービス、施設等への入所・通所・訓練

(1) 身体障害者のために

身体障害者のうち、施設に入所(通所)することを希望される方(18歳以上)に、次のような施設があります。入所(通所)を希望される方は、市福祉事務所、町村役場でご相談ください。

なお、施設により入所者本人の収入又は、その主たる扶養義務者の所得により一部負担があります。

1. 身体障害者福祉ホーム

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対して適した居室等の設備を備え、自立生活を支援することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都福祉ホーム「ひまわり」	京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-2 (〒601-8155)	社会福祉法人(太陽の家)	075-681-1380 075-681-1473
ハイツ竹とんぼ	長岡京市金ヶ原平井24 (〒617-0856)	社会福祉法人(乙訓福祉会)	075-956-1590 075-956-1590

2. 身体障害者福祉センター

身体障害者の各種相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどの便宜を供与する施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都市洛南身体障害者福祉会館	京都市南区吉祥院西定成町35 (〒601-8321)	京都市社会福祉法人 (京都身体障害者福祉センター)	075-691-2468 075-691-9226
京都市みぶ身体障害者福祉会館	京都市中京区壬生坊城町19-4 (〒604-8804)	京都市社会福祉法人 (京都国際社会福祉協力会)	075-822-0548 075-822-0455
京都市山科身体障害者福祉会館	京都市山科区竹鼻四丁野町34-1 (〒607-8086)	京都市社会福祉法人 (京都身体障害者福祉センター)	075-591-8821 075-591-8831
宇治市総合福祉会館	宇治市宇治琵琶45 (〒611-0021)	宇治市社会福祉法人 (宇治市社会福祉協議会)	0774-22-5650 0774-22-5654
亀岡市総合福祉センター	亀岡市内丸町45-1 (〒621-0864)	亀岡市財団法人 (亀岡市福祉事業団)	0771-24-0294 0771-24-3071
舞鶴市身体障害者福祉センター	舞鶴市宇余部下1183-9 (〒625-0083)	舞鶴市	0773-63-3008 0773-62-9546

3. 点字図書館

点字刊行物、視覚障害者用の録音物の貸出及び閲覧等の視覚障害者の利用に供することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体 (経営主体)	電話番号 FAX番号
京都ライトハウス情報ステーション	京都市北区紫野花ノ坊町11 (〒603-8302)	社会福祉法人 (京都ライトハウス)	075-462-4579 075-462-4434
丹後視力障害者福祉センター	京丹後市網野町網野3081 (〒629-3101)	社会福祉法人 (丹後視力障害者福祉センター)	0772-72-0609 FAX共用

4. 点字出版施設

点字刊行物を出版することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
京都ライトハウス情報製作センター	京都市北区紫野花ノ坊町11（〒603-8302）	社会福祉法人 （京都ライトハウス）	075-462-4446 075-462-4449
紫野点字社	京都市西京区大枝東長町1-67（〒610-1111）	社会福祉法人 （京都視覚障害者支援センター）	075-333-0171 075-333-0172

5. 聴覚障害者情報提供施設

字幕（手話）入りビデオカセットの製作及び貸出等の聴覚障害者の利用に供することを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2（〒604-8437）	京都市 社会福祉法人 （京都聴覚言語障害者福祉協会）	075-841-8336 075-841-8311
京都府聴覚言語障害センター	城陽市寺田林ノ口11-64（〒610-0121）	社会福祉法人 （京都聴覚言語障害者福祉協会）	0774-30-9000 0774-55-7708

6. 盲人ホーム

あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し利用させるとともに必要な技術の指導を行い、視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
盲人ホーム 美鈴	京都市北区小山北大野町61（〒603-8161）	社会福祉法人 （京都視覚障害者支援センター）	075-491-0184 FAX共用

(2)精神障害者のために

1. 精神障害者福祉ホーム

一定程度の自活能力があり、家庭環境等により住居の確保が困難な精神障害者等に対し、一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに社会復帰のための必要な指導等を行う施設。

名 称	所 在 地	設置主体（経営主体）	電話番号 FAX番号
ひびあらた	京都市伏見区深草泓ノ壺町36-1（〒612-8435）	社会福祉法人（フジの会）	075-645-5050 075-645-5095
聖荘	京都市右京区西院東今田町27-4（〒615-0002）	社会福祉法人 （京都ハチの会）	075-316-4470 FAX共用

※障害者総合支援法第77条に定める市町村の行う地域生活支援事業として実施

2. こころのふれあい交流サロン

精神障害のある方と地域住民が共に利用でき自由に過ごすことができるくつろぎの場として、事業を実施しています。期間、定員、申込方法などはなく、京都市民であればいつでも誰でも気軽に利用できます。

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
上京こころのふれあい交流サロン 「はんなり上京」	京都市上京区丸太町通堀川西入西丸太町185番地 京都二条ハイツ2階 （〒602-8148）	075-755-7017 FAX共用
ふれあいサロンぼれぼれ	京都市北区小山下初音町14-4（〒603-8173）	075-495-6082 075-495-6095
ふれあいサロン円町	京都市中京区西ノ京北円町10 円町ビル2階（〒604-8462）	075-465-1179 FAX共用
こころのふれあい交流サロン 「なごやかサロン」	京都市中京区壬生仙念町30 京都市地域リハビリテーション推進センター1階 （〒604-8854）	075-813-0504 075-813-0520
こころのふれあい交流サロン “ふらっとすべすべ”	京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町576「やすらぎ・ふれあい館」内 （〒605-0863）	075-551-4849 075-551-4858
ふれあい交流サロンなごみ	京都市左京区田中里ノ内町74番地 クローネマキ1階（〒606-8212）	075-723-9449 FAX共用
下京こころのふれあい交流サロン 「コミュニティーサロンふう」	京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町534 ジョイント・ほっと内 （〒600-8033）	075-353-2145 075-353-2165
ふれあいサロン“みなみ”	京都市南区吉祥院西定成町32（〒601-8321）	075-671-0709 075-671-3840
こころのふれあい交流サロン るまんやましな	京都市山科区東野門口町1番地2（〒607-8154）	075-644-5148 FAX共用
ふれあいサロンつばさ	京都市伏見区京町6丁目61（〒612-8083）	075-611-2515 075-611-2509
ふれあい交流サロンてあとろ	京都市右京区常盤窪町18 にしがきビル2階（〒616-8224）	075-873-1776 075-862-4061
ふれあいサロンたんぽぽ	京都市西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル501（〒610-1143）	075-333-5802 FAX共用
ふれあい交流サロン「にしきょう」	京都市西京区上桂宮ノ後町39（〒615-8227）	075-392-1088 075-392-0268

3. 精神科デイケア実施機関(デイ・ナイトケア含む)

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケン山1 (〒603-8041)	075-781-1131 075-722-9400
なかのうクリニック	京都市北区紫竹上梅ノ木町17-5 (〒603-8179)	075-495-2346 —
つばき医院	京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町410 (〒602-0895)	075-411-1011 075-411-1020
京都民医連あすかい病院	京都市左京区田中飛鳥井町89 (〒606-8226)	075-701-6111 075-781-9892
三幸会北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町123 (〒606-0017)	075-791-1177 075-712-4085
北山通ソウクリニック ※	京都市左京区松ヶ崎小脇町8-2 (〒606-0957)	075-706-8500 —
三幸会第二北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町161 (〒606-0017)	075-791-2137 075-702-2631
京都大学医学部附属病院 デイ・ケア診療部	京都市左京区聖護院川原町54 (〒606-8397)	075-751-3111 — 075-751-3393
川越病院	京都市左京区浄土寺馬場町48 (〒606-8412)	075-771-2972 —
上田リハビリテーション診療所 ※	京都市左京区岡崎徳成町20-6 (〒606-8351)	075-751-1141 —
稲門会いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町101 (〒606-0017)	075-711-2171 075-722-7898
ウエノ診療所	京都市左京区田中上柳町2-1 (〒606-8205)	075-722-6608 —
高木神経科医院	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町546 都ビル2F (〒604-0845)	075-222-0450 075-255-0130
京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30 京都市地域リハビリテーション推進センター建物内 (〒604-8854)	075-314-0510 075-314-0504
まるいクリニック	京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町493 (〒604-8165)	075-253-1808 —
杉本医院からすま錦メンタルクリニック 復職支援リワークからすま	京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町652 烏丸ハイメディックコート2F (〒604-8152)	075-256-2151 — 075-255-7176
竹村診療所	京都市山科区御陵封ジ山町7-71 (〒607-8422)	075-593-1051 075-594-4810
安東医院	京都市下京区間之町通下珠数屋町上る西玉水町279 (〒600-8155)	075-344-6016 075-344-6076
栄仁会京都駅前メンタルクリニック	京都市下京区七条通烏丸東入真芦屋町195 福井ビル5F (〒600-8211)	075-344-5900 —
第二上田リハビリテーション診療所※	京都市南区唐橋堂ノ前町49-2 (〒601-8452)	075-662-6077 —
おくい診療所	京都市右京区嵯峨野開町8-60 (〒616-8313)	075-873-3515 —
三幸会うずまさクリニック	京都市右京区太秦森ヶ西町12-3 (〒616-8106)	075-871-3100 075-871-3101
京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120 (〒612-8416)	075-641-1890 075-641-1819
桜花会醍醐病院	京都市伏見区石田大山町72 (〒601-1433)	075-571-0030 —
里地会クリニック	京都市伏見区醍醐高畑町57-8 (〒601-1375)	075-571-6622 —
長岡ヘルスセンター(長岡病院)	長岡京市友岡4丁目18-1 (〒617-0843)	075-951-9201 —
西山病院	長岡京市今里5丁目1-1 (〒617-0814)	075-955-2211 075-951-7020
桜花会クリニック	京都市伏見区醍醐高畑町30-1-2-23 バセオダイゴロー 西館2階(〒601-1375)	075-575-2121 —
京都ならびがおか病院	京都市右京区常盤古御所町2番地(〒616-8214)	075-881-3186 —

※ 認知症疾患のみ

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京都府立洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷2 (〒611-0011)	0774-32-5900 FAX共用
宇治おうばく病院	宇治市五ヶ庄三番割32-1 (〒611-0011)	0774-32-8111 —
近藤精神科診療所	宇治市木幡南山畑37-5 (〒611-0002)	0774-33-3691 0774-33-3647
五十嵐こころのクリニック 精神課ディケア リサーチ	京田辺市河原神谷7-1 2F (〒610-0361)	0774-68-2201 0774-68-2203
林こころのクリニック	木津川市木津駅前1丁目23番地 フロント木津 2階 (〒619-0214)	0774-75-2777 —
瀬尾医院	亀岡市篠町見晴1丁目8-3 (〒621-0824)	0771-22-0802 —
クリニック「もみじ」	亀岡市余部町清水26番地1 (〒621-0806)	0771-22-7516 0771-22-7666
もみじヶ丘病院 ※	福知山市荒木3374 (〒620-0879)	0773-22-2288 0773-22-0175
クリニック「まほら」	福知山市駅南町2-188 (〒620-0940)	0773-22-6123 0773-22-6212
独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410 (〒625-8502)	0773-62-2680 0773-63-5332
東舞鶴医誠会病院	舞鶴市字大波下小字前田765-16 (〒625-0007)	0773-62-3606 0773-63-8107

※ 認知症疾患のみ

19. 相談したいときは

相談したい内容がありましたら、お気軽に下記の機関にお問い合わせください。
次ページに相談窓口の一覧表があります。

内 容	窓 口
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けたいとき 障害者支援施設等への入所や通所について相談したいとき 自立支援医療(更生医療)の公費負担を受けたいとき 特別障害者手当、障害児福祉手当を受けたいとき 補装具や日常生活用具の給付を受けたいとき 障害者のためのホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣を受けたいとき 身体障害者相談員、知的障害者相談員に相談したいとき 知的障害児者の日常生活、進路について相談したいとき 療育手帳の交付を受けたいとき 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたいとき 自立支援医療(精神通院)の公費負担を受けたいとき 通院中の精神障害者の社会適応訓練について相談したいとき 	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者に係る補装具の相談をしたいとき (※予約制になっていますので、市福祉事務所又は町村役場を通じてお申し込みください。) 	家庭支援総合センター 障害グループ (旧 身体障害者更生相談所) TEL 075-531-9608
<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳について相談したいとき 知的障害者の医学的、心理学的、社会学的判定に基づく指導等を受けたいとき (※予約制になっていますので、市福祉事務所又は町村役場を通じてお申し込みください。) 	家庭支援総合センター 障害グループ (旧 知的障害者更生相談所) TEL 075-531-9608
<ul style="list-style-type: none"> 障害児の福祉について相談したいとき 医学的、心理学的、教育学的、社会学的判定に基づく指導や助言を受けたいとき、18歳未満で施設入所などの相談がしたいとき 	家庭支援総合センター 南部家庭支援センター (宇治児童相談所) (宇治児童相談所京田辺支所) 北部家庭支援センター (福知山児童相談所) (68頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> こころの健康やアルコール関連問題について専門的な相談をしたいとき 	保健所(68頁参照) 精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1810 こころの相談電話 TEL 075-645-5155
<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりについて相談したいとき 	ひきこもりの相談電話 (家庭支援総合センター) TEL 075-531-5255
<ul style="list-style-type: none"> 児童・思春期、薬物依存症、若年性認知症、重症うつなどの専門的な精神医療に関する相談をしたいとき 	京都府こころのケアセンター TEL 0774-32-5885
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児・者の方の支援について相談したいとき 	発達障害者支援センター 各発達障害者圏域支援センター 各発達障害児支援拠点 (92頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害を含む教育相談及び就学等について相談したいとき 	各府立特別支援学校 地域支援センター (87頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害に関する相談について 	リハビリテーション支援センター TEL 075-221-2611 北部リハビリテーション支援センター TEL 0773-75-7556
<ul style="list-style-type: none"> 障害がある方の仕事について相談したいとき 	各公共職業安定所(69頁参照) 京都障害者職業相談室等 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」 (88頁参照)
<ul style="list-style-type: none"> 財産管理や権利侵害、施設や職場、日常生活上の問題などについて相談したいとき 	京都府障害者相談センター TEL 075-702-1190
<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とした不利益な取扱いや、合理的配慮などに関する相談について 	広域専門相談員 TEL 075-414-4609 FAX 075-414-4597(課と共通) 府障害者支援課内 E-mail: kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp
<ul style="list-style-type: none"> その他障害児・者の方々の様々な生活相談について 	各障害児・者団体(88頁以降参照) 障害者就業・生活支援センター (71頁参照)

20. 相談窓口一覧

お近くの相談機関へお問い合わせください。

市福祉事務所・町村役場	電話番号		保健所(広域振興局健康福祉部)	児童相談所
	電話番号	FAX番号		
京都市 区役所・支所	—	—	保健福祉センター 障害保健福祉課 ※各区役所・支所の電話番号は P94(21.障害者虐待)を参照	
向日市福祉事務所	075-931-1111	075-932-0800	京都府乙訓保健所 TEL 075-933-1151 FAX 075-932-6910 〒617-0006 向日市上植野町馬立8	京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600 FAX 075-531-9610 〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185番地1
長岡京市福祉事務所	075-955-9710	075-952-0001		
大山崎町	075-956-2101	075-957-4161		
宇治市福祉事務所	0774-22-3141	0774-22-7117	京都府山城北保健所 TEL 0774-21-2191 FAX 0774-24-6215 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 ・綴喜分室 TEL 0774-63-5745 FAX 0774-62-6416 〒610-0331 京田辺市田辺明田1	京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所) TEL 0774-44-3340 FAX 0774-44-3371 〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1
城陽市福祉事務所	0774-56-4033	0774-56-3999		
久御山町	075-631-9902 0774-45-3902	075-632-5933		
八幡市福祉事務所	075-983-2129	075-972-2520		
京田辺市福祉事務所	0774-64-1372	0774-63-5777		
井手町	0774-82-6165	0774-82-5055		
宇治田原町	0774-88-6635	0774-88-3231		
木津川市福祉事務所	0774-75-1211	0774-75-2083		
笠置町	0743-95-2301	0743-95-3021		
和束町	0774-78-3006	0774-78-2799		
精華町	0774-95-1904	0774-95-3974	京都府山城南保健所 TEL 0774-72-4300 FAX 0774-72-8412 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所京田辺支所) TEL 0774-68-5520 FAX 0774-65-1500 〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰18-1
南山城村	0743-93-0104	0743-93-0444		
亀岡市福祉事務所	0771-25-5031 0771-25-5189	0771-25-5511		
南丹市福祉事務所	0771-68-0007	0771-68-1166	京都府南丹保健所 TEL 0771-62-4751 FAX 0771-63-0609 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600 FAX 075-531-9610 〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185番地1
京丹波町	0771-86-1800	0771-86-1233		
福知山市福祉事務所	0773-24-7017	0773-22-9073		
綾部市福祉事務所	0773-42-4254	0773-42-8953	京都府中丹西保健所 TEL 0773-22-5744 FAX 0773-22-0429 〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目91	京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所) TEL 0773-22-3623 FAX 0773-22-3746 〒620-0881 福知山市字堀小字内田1939-1
舞鶴市障害福祉・国民年金課	0773-66-1033	0773-62-7957		
舞鶴市西支所	0773-77-2253	0773-77-1800		
宮津市福祉事務所	0772-45-1622	0772-22-8438	京都府丹後保健所 TEL 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	
与謝野町	0772-43-9021	0772-42-0528		
伊根町	0772-32-0504	0772-32-1009		
京丹後市福祉事務所	0772-69-0320	0772-62-1156		

<京都労働局・公共職業安定所(ハローワーク)一覧>

公共職業安定所	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
京都労働局職業安定部 職業対策課		京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-275-5424	075-241-3264
京都労働局助成金センター	京都西陣所及び 京都七条所・伏見所の 管轄区域	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	075-241-3269	075-275-5113
京都西陣公共職業安定所	京都市のうち 上京区、北区、左京区 中京区、右京区、 (烏丸御池庁舎) 西京区、亀岡市、 南丹市、船井郡	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町 439-1	075-451-8609	075-414-3900
		京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル1階	075-255-1161	075-255-1163
	(園部出張所) 亀岡市、船井郡、 南丹市、 京都市右京区京北	南丹市園部町宮町71	0771-62-0246	0771-62-4853
京都七条公共職業安定所	京都市のうち下京区 南区、東山区、山科区、 長岡京市、向日市、 乙訓郡	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-8609	075-371-0767
京都障害者職業相談室	京都西陣、京都七条、 伏見及び宇治管内	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-2626	075-341-2612
京都ジョブパーク ハローワークコーナー	京都府地域	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階	075-682-8609	075-682-8613
京都わかもの ハローワーク			075-278-8609	075-682-8613
京都新卒応援 ハローワーク	京都市内及び 京都府南部地域		075-280-8614	075-280-8615
伏見公共職業安定所	京都市のうち伏見区、 八幡市	京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609	075-611-3040
宇治公共職業安定所	宇治市、城陽市、 久世郡、綴喜郡のうち 宇治田原町	宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609	0774-24-7796
京都田辺公共職業安定所	京田辺市、綴喜郡のうち 井手町、相楽郡、 木津川市	京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609	0774-63-6898
	(木津出張所) 木津川市、相楽郡のうち 笠置町、和束町、 南山城村	木津川市木津駅前一丁目50番地 木津地方合同庁舎1階	0774-73-8609	0774-72-3660
福知山公共職業安定所	福知山市、綾部市	福知山市東羽合町37	0773-23-8609	0773-22-4527
	(綾部出張所) 綾部市	綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609	0773-42-2049
舞鶴公共職業安定所	舞鶴市	舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609	0773-76-5150
峰山公共職業安定所	宮津市、京丹後市、 与謝郡	京丹後市峰山町杉谷147-13	0772-62-8609	0772-62-5301
	(宮津出張所) 宮津市、与謝郡	宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609	0772-22-4107

<税務署一覧>

税務署	管轄区域	所在地	電話番号
上京税務署	京都市のうち 北区、上京区	〒602-8555 京都市上京区一条通西洞院東入 元真如堂町358	075-441-9171
左京税務署	京都市のうち 左京区	〒606-8555 京都市左京区聖護院円頓美町18	075-761-5371
中京税務署	京都市のうち 中京区	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-842-1601
東山税務署	京都市のうち 東山区、山科区	〒605-0914 京都市東山区渋谷通大和大路東入 下新シ町339-5	075-561-1131
下京税務署	京都市のうち 下京区、南区	〒600-8181 京都市下京区間之町五条下ル大津町8	075-351-9161
右京税務署	京都市のうち 右京区、西京区、 向日市、長岡京市、乙訓郡	〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10番地1	075-311-6366
伏見税務署	京都市のうち 伏見区	〒612-0084 京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
福知山税務署	福知山市、綾部市	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
舞鶴税務署	舞鶴市	〒624-0913 舞鶴市字上安久240番地	0773-75-0801
宇治税務署	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡	〒611-8588 宇治市大久保町井ノ尻60-3	0774-44-4141
宮津税務署	宮津市、与謝郡	〒626-8571 宮津市字鶴賀2070-14	0772-22-3271
園部税務署	亀岡市、南丹市、船井郡	〒622-8501 南丹市園部町小山東町平成台1号11	0771-62-0340
峰山税務署	京丹後市	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147番地12	0772-62-0460

※ 来署によるご相談は、上記の各税務署に事前予約を行ってください。

<年金事務所一覧>

年金事務所	管轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
上京年金事務所	京都市のうち 北区、上京区、左京区	〒603-8522 京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165	075-441-5038
京都西年金事務所	京都市のうち 右京区、西京区、 亀岡市、向日市、 長岡京市、南丹市、 乙訓郡、船井郡	〒615-8511 京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170	075-314-8638
京都南年金事務所	京都市のうち 伏見区、 宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、久世郡、 綴喜郡、相楽郡	〒612-8558 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165	075-641-8738
下京年金事務所	京都市のうち 下京区、南区	〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上る 榎木町308	075-341-1165	075-341-4438
中京年金事務所	京都市のうち 中京区、東山区、山科区	〒604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下る鉢田町 287	075-251-1165	075-223-0238
舞鶴年金事務所	舞鶴市、福知山市、 綾部市、宮津市、 京丹後市、与謝郡	〒624-8555 舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165	0773-76-8938

※ 年金相談・お手続きの際は、事前にご予約のうえ、ご来所ください。

(予約受付専用ダイヤル 0570-05-4890)

<障害者就業・生活支援センター一覧>

圏域	名称	所在地	活動区域	電話番号	FAX番号
京都	京都障害者就業・生活支援センター	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター4階	京都市北区・ 上京区・左京区・ 中京区・東山区・ 山科区・下京区・ 右京区・西京区	075-702-3725	075-702-3732
	しょうがい者就業・生活支援センター はあとふる アイリス	京都市南区東九条下殿田町70番地 京都テルサ西館3階	京都市 南区・伏見区	075-682-8911	075-682-8943
乙訓	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	長岡京市神足2丁目3番1号 バンビオ1番館7階	向日市、長岡京市、 大山崎町	075-952- 5180・5190	075-952-5175
山城北	障害者就業・生活支援センター はびねす	宇治市宇治蔭山9-11	宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、 宇治田原町	0774-23-0280	0774-23-0281
山城南	しょうがい者就業・生活 支援センター「あん」	木津川市木津駅前1-10	木津川市、笠置町、 和束町、精華町、 南山城村	0774-71-0701	0774-71-0705
南丹	なんたん障害者就業・ 生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑 16-19 総合生活支援センター しょうかえん内	亀岡市、南丹市、 京丹波町	0771-24-2181	0771-20-1246
中丹	障害者就業・生活支援センター わかば	舞鶴市字鹿原772-1	福知山市、舞鶴市、 綾部市	0773-63-2130	0773-63-2140
丹後	障害者就業・生活支援センター こまち	京丹後市大宮町周枳1-1	宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	0772-68-0005	0772-68-0017

<一般相談支援>

地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援：居宅において、単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

京都府内の指定相談支援事業者一覧(一般相談支援:地域移行支援、地域定着支援)

圏域	名称	所在地	電話番号 FAX番号
京 都 府 内	恒河沙相談支援事業所	京都市北区大宮釈迦谷3-22	075-493-4053 075-493-4053
	京都市北部障害者地域生活支援センターほくほく	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	075-462-0808 075-462-0885
	居宅介護サービス 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077 075-494-0066
	相談支援事業所 ブルグ	京都市北区上賀茂藤ノ木町21番地2	075-205-5495 075-205-5497
	株式会社フォワイエ	京都市上京区葭屋町通下長者町下る亀屋町 344番地1	075-441-2034 075-366-8119
	京都市中部障害者地域生活支援センター「にしじん」	京都市上京区西堀川通元誓願寺上る 堅門前町414 西陣産業会館1F	075-417-1630 075-451-3619
	相談支援事業所京都育成会	京都市右京区西京極新明町38-3	075-322-1074 075-322-1071
	京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2番地	075-841-8337 075-841-8312
	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	京都市中京区壬生仙念町30番地	075-813-0503 075-813-0520
	相談支援事業所 おんぶにだっこ	京都市中京区壬生松原町51-1	075-323-7984 075-323-7983
	暖れん	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022 075-662-2040

京 都 市	相談支援事業所しぼふあーれ	京都市上京区東天秤町141-3	075-406-0805 075-406-0855
	京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-692-1139 075-691-4102
	相談支援事業所 エルファ	京都市南区東九条北松ノ木町12	075-644-4177 075-644-4188
	くすり屋のケアショップ	京都市南区東九条烏丸町35番地	075-661-7677 075-661-7714
	京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」	京都市左京区浄土寺上馬場町117-1 ファーイースト白川通1階中	075-752-0106 075-752-0107
	京都市北部障害者地域生活支援センター「らしく」	京都市左京区高野蓼原町43-1	075-705-2850 075-703-2705
	医療法人三幸会生活サポートセンター 相談支援事業所北山	京都市左京区岩倉上蔵町158番地	075-791-2277 075-721-1821
	自立生活センタースリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る 讚州寺町223番地ルシエル三条大橋106	075-751-2711 075-275-8736
	あゆみ	京都市左京区静市野中町311番	075-741-1919 075-741-2211
	相談支援事業所 アイル	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町11-5	075-741-6121 075-741-6157
	京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」	京都市右京区山ノ内北ノ口町5番地1 ラ・ボーム田中1階	075-813-1922 075-813-1922
	京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-604-6159 075-604-6155
	京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」	京都市伏見区撞木町1155番地1 伏見センター内	075-641-2560 075-642-3893
	京都市南部障害者地域生活支援センター「かけはし」	京都市伏見区両替町9丁目275-1	075-605-5752 075-605-5465
	京都市東部障害者地域生活支援センター「だいが」	京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階	075-634-5568 075-634-5574
	障害児(者)相談支援センター リーふ	京都市伏見区日野西川頬4番地2	075-575-2411 075-575-2412
	京都府立桃山学園相談支援事業所	京都市伏見区桃山町遠山50	075-602-2446 075-602-2448
	相談支援事業所ひといろ	京都市伏見区竹田段川原町236番地 竹田駅前第一ビル402号	075-634-8703 075-645-5525
	相談支援事業所『らふ』	京都市伏見区深草泓ノ壺町17-100	075-642-3884 075-632-9327
	京都市西部障害者地域生活支援センター「らくさい」	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5-9 洛西センタービル305	075-335-0063 075-331-1612
	支援相談ブロッサム	京都市西京区嵐山上海道町66番地10 フェリーチェ嵐山2階	075-874-2541 075-874-2542
	京都市西部障害者地域生活支援センター 西京	京都市西京区上桂宮ノ後町39	075-392-1051 075-392-0268
	京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」	京都市山科区竹鼻外田町8番地 エスポワール京都101号	075-591-8856 075-502-0084
	京都市東部障害者地域生活支援センター 「からしだねセンター」	京都市山科区勸修寺東出町75	075-574-2800 075-574-0025
	道のかけはし	京都市山科区大宅沢町124	075-203-2218 075-593-6885
	相談支援事業所 ふくにし	京都市西京区大枝南福西町2丁目6-8	075-201-3261 075-201-8952
	セルフマネジメント支援会	京都市右京区西院平町6番地3 三喜ビル	075-874-7356 075-874-7356
	相談支援事業所 ばれっと	京都市上京区西洞院通四条下る妙心伝寺町 720 光悦ビル5階南来室	075-708-3378 075-708-3378
	京都エッセンシャルワークスこころの相談室	京都市左京区松ヶ崎小脇町7番地	050-5472-9545 -
	ソーシャルワーク事務所つむぐ	京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza丹波橋105号室	075-644-7206 075-644-7306

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
乙 訓	相談支援室のこのこ	長岡京市勝竜寺長黒1-3	075-952-0888 075-952-0889
	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	長岡京市神足2-3-1 長岡京市総合交流センター2F 長岡京市総合生活支援センター内	050-7105-8508 050-7105-8509
	相談支援事業所 アンサンブル	長岡京市調子2丁目5番7号	075-956-2543 075-956-2547
	こらぼねっと	長岡京市長岡2-1-39 小森ビル2階	075-953-4452 075-953-4457
	乙訓ひまわり園 相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪11-1	075-935-0101 075-935-7072
山 城 北	宇治市障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441 0774-32-8459
	宇治市聴覚障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441 0774-32-8459
	社会福祉法人同胞会 指定相談支援センター kokua(コクア)	宇治市伊勢田町南山49番地2の1	0774-20-4080 0774-20-2230
	栄仁会 相談支援事業所 おうばく	宇治市五ヶ庄新開11番地23	0774-66-8900 0774-66-8906
	相談支援 まきしまてくてく	宇治市槇島町石橋13番地6	0774-25-7091 0774-25-7093
	天ヶ瀬寮相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-22-2000 0774-24-4444
	サポートことのは	綴喜郡宇治田原町郷之口中林13の1	0774-66-2003 0774-66-2679
	障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981 0774-55-5982
	聴覚障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981 0774-55-5982
	障害児(者)地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-54-3109 0774-55-5982
	相談支援事業所 みんななかま	城陽市寺田乾出北52番地	0774-55-5583 0774-46-9511
	在宅福祉支援センター 相談支援事業所「TOMO」	城陽市中芦原	0774-56-2902 0774-56-2903
	相談支援事業所 Equal	城陽市観音堂甲畑92番地3	0774-66-4723 0774-66-4724
	相談支援事業所Mahalo	八幡市男山金振6-6	075-874-6759 075-874-6769
	相談支援事業所 Tomari	八幡市男山金振9番地	075-972-2028 075-925-8667
	八幡市障がい者生活支援センター803(はちまんさん)	八幡市八幡女郎花30番地1	075-983-8039 075-971-6011
	京田辺市障害者生活支援センターふらっと	京田辺市河原食田10-23 福味ビル2階	0774-68-1070 0774-68-1071
	障害者支援センター じゃすと	宇治市宇治蔭山9番地11	0774-23-0288 0774-23-0289
	野風	宇治市木幡南山80番地11.12合地	0774-74-8148 0774-74-8149
	聴覚障害者生活支援センター さんさん山城	京田辺市興戸小モ詰18番地1	0774-39-7113 0774-65-4102

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
山城南	相楽聴覚言語障害センター	木津川市木津上戸15番地	0774-75-2030 0774-72-6862
	障害者相談支援センター いづみ	木津川市木津清水27-9	0774-66-3521 0774-66-3531
	しょうがい者生活支援センター「あん」	木津川市山城町平尾横手43番地1	0774-86-2312 0774-86-5377
	ぷわり	木津川市相楽城下18-1	0774-73-3222 0774-73-3304
南丹	松花苑生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19	0771-20-1262 0771-20-1246
	亀岡福祉会相談支援センター お結び	亀岡市安町釜ヶ前19-1	0771-24-9193 0771-24-9194
	障害者生活支援センター こひつじ	南丹市園部町横田前11	0771-68-1567 0771-63-0689
	ふない聴覚言語障害センター	南丹市園部町小桜町62-1 南丹市国際交流会館3階	0771-63-6447 0771-63-6448
	アットホーム相談支援センター園部	南丹市園部町小山東町西山11-2	0771-68-1221 0771-68-1222
中西丹	社会福祉法人みつみ福祉会 生活サポートセンター とも	福知山市堀345番地	0773-23-1245 0773-22-9150
	福知山市障害者生活支援センター「青空」	福知山市内記100番地 ハビネスふくちやま2階	0773-24-4439 0773-45-8585
	地域生活支援センターふきのとう	福知山市字中ノ100番地の12	0773-24-1417 0773-24-6233
	障がい児・者地域・家庭相談支援センター【てくてく】	福知山市長田上松2707-1	0773-27-6768 0773-27-8388
	社会福祉士事務所つゆくさ	福知山市昭和新町77番地	090-7361-7902
中丹東	生活支援センター「えがお」	綾部市青野町西青野18番地	0773-43-3553 0773-43-3556
	舞鶴市障害者生活支援センター	舞鶴市余部下1183番地の9	0773-65-4100 0773-62-9546
	障害者地域生活支援センター ほのぼの屋	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202番地56	0773-66-7707 0773-64-0002
	地域生活支援センター みずなぎ	舞鶴市鹿原772番地の1	0773-64-3766 0773-64-3658
丹後	障害者生活支援センター結 与謝野町障害者相談支援事業所結	与謝郡与謝野町算所18-1	0772-44-1566 0772-42-0614
	障害者生活支援センター結 障害者相談支援事業所結	宮津市字惣399	0772-22-3915 0772-20-4008
	障害者生活支援センターかもめ	宮津市字浜町3012 宮津市福祉・教育総合プラザ内	0772-20-2011 0772-20-2022
	障害者生活支援センター 結 京丹後市障害者相談支援事業所 結	京丹後市峰山町杉谷770	0772-69-1040 0772-62-0322
	障害者地域生活支援センターもみの木	京丹後市峰山町新町2015-2	0772-69-5059 0772-62-3059

< 特定相談支援 >

障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、サービス等利用計画の作成を行います。支給決定後は、一定期間ごとにモニタリングを行います。

京都府内の指定相談支援事業者一覧(特定相談支援:計画相談支援)

圏域	名称	所在地	電話番号
			FAX番号
京 都 市	京都ライトハウス相談支援室	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	075-462-4405 075-462-4415
	恒河沙相談支援事業所	京都市北区大宮釈迦谷3-22	075-493-4053 075-493-4053
	特定相談支援事業所うさぎのワルツ	京都市北区大北山原谷乾町199-2	075-496-8861 075-467-2007
	楓(かえで)	京都市北区北野東紅梅町6番地1	075-462-7621 075-464-2760
	京都市北部障害者地域生活支援センターほくほく	京都市北区紫野花ノ坊町11番地	075-462-0808 075-462-0885
	特定相談支援事業所 コイノニア	京都市北区大宮開町21番地	075-432-8717 075-432-8718
	社会福祉法人京都福祉サービス協会北事務所	京都市北区紫野上御所町9番地1	075-494-2955 075-494-2951
	ひらぎの相談支援事業所	京都市北区上賀茂中山町16番地	075-701-6188 075-701-6388
	相談支援ひろば	京都市北区北野紅梅町85番地 弥生マンション内	075-465-4130 075-465-4151
	特定相談支援事業所グループホーム北部支援センター	京都市北区紫野上築山町30-1	075-441-5555 075-441-5555
	特定相談支援事業所 京都市紫野障害者授産所	京都市北区紫野雲林院町44-1 京都市北合同福祉センター内1F	075-492-8821 075-491-2138
	心身障害者作業所リンデン	京都市北区紫野東野町20番3号	075-493-8960 075-493-8961
	西陣工房特定相談支援事業所	京都市北区大將軍川端町3番地	075-462-9101 075-462-9101
	相談支援 しらかわ	京都市北区鷹峯北鷹峯町1番地	075-492-3609 075-493-5199
	居宅介護サービス 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077 075-494-0066
	障害児相談支援事業所 くじら雲	京都市北区紫野下柏野町59-13	075-462-6777 075-462-6777
	相談支援事業所 アイル	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町11-5	075-741-6121 075-741-6157
	相談支援事業所 ブルク	京都市北区上賀茂藤ノ木町21番地2	075-205-5495 075-205-5497
	相談支援事業所京都育成会	京都市右京区西京極新明町38-3	075-322-1070 075-322-1071
	京都市中部障害者地域生活支援センター「にしじん」	京都市上京区西堀川通元誓願寺上る 竪門前町414 西陣産業会館1F	075-417-1630 075-451-3619
	株式会社フオワイエ	京都市上京区葭屋町通下長者町下る亀屋町 344番地1	075-441-2034 075-366-8119
	相談支援事業所 きずな	京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目 430-3	075-417-3410 075-441-5291
	上京ワークハウス	京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町 563番地	075-451-3004 075-354-6180
	相談支援事業所つくしハウス	京都市上京区堀川通丸太町上る上堀川町114	075-366-6064 075-366-6065
	児童発達支援センターうさぎ園	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25	075-801-2176 075-822-4176

圏域	名称	所在地	電話番号 FAX番号
京 都 市	児童発達支援センターこぐま園	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25	075-803-1120 075-803-1121
	GIFT	京都市上京区中村町530-1	075-202-2335 075-201-7556
	相談支援センターまごので西陣	京都市上京区中立売通大宮西入新白丸町 446番地	075-280-0555 075-431-1580
	社会福祉法人京都福祉サービス協会小川事務所	京都市上京区小川通今出川下る西入東今町 375番地	075-415-8850 075-415-8852
	ひまわり指定特定相談支援事業所	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前 町670番地10	075-744-0891 075-744-0892
	相談支援事業所しほふあーれ	京都市上京区東天秤町141-3	075-406-0805 075-406-0855
	Sign	京都市上京区小山町903番地 ブランドハウス京都二条城101号室	075-823-6310 075-823-6311
	京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2	075-841-8337 075-841-8312
	京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」	京都市中京区壬生仙念町30番地	075-813-0503 075-813-0520
	相談支援事業所「こうさい」	京都市中京区壬生東淵田町12番地4 ワークステーションかれん工房内	075-384-0052 075-813-0520
	相談支援事業所アトリエとも	京都市中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町 306番地	075-211-2482 075-253-2654
	相談支援事業所 リーフ	京都市中京区河原町通夷川上る指物町 326番地2	075-708-5709 075-708-6405
	相談支援パーチェ	京都市中京区西ノ京中御門東町51-3 セレクション中御門3階	075-813-5737 075-813-5738
	相談支援事業所むろまち	京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町 493番地5階	075-253-1808 075-253-1807
	相談支援事業所「わをん」	京都市中京区西ノ京北円町55-2	075-406-5947 075-366-8421
	丸和商事株式会社	京都市中京区新町通四条上る小結棚町 437番地	075-211-5285 075-255-7066
	一般社団法人 げんてん社会福祉士共同事務所	京都市中京区西ノ京御輿岡町16番地8	075-204-5557 075-204-5557
	社会福祉法人京都福祉サービス協会朱雀事務所	京都市中京区西ノ京銅駝町37番地2	075-803-1171 075-803-1141
	相談支援事業所みらい	京都市中京区壬生相合町25-4 デイスターアベニュー103号室	075-803-0390 075-803-0389
	相談支援事業所 結の風	京都市中京区壬生朱雀町6番地2 アクシルコート京都二条ウエスト棟1104号	075-286-4410 075-286-4410
	相談支援事業所 あけぼの	京都市中京区西ノ京円町4番1	075-463-5280 075-463-5280
	相談支援事業所 KETCHUP	京都市中京区油小路通六角下る 六角油小路町317番地	075-253-1712 075-253-1713
	相談支援事業所 なづな	京都市中京区西ノ京桑原町8	075-802-2700 075-802-2750
	相談支援事業所 おんぶにだっこ	京都市中京区壬生松原町51-1	075-323-7984 075-323-7983
	銭形企画ケアマネジメント事務所	京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594番地13	075-343-8818 075-366-4525
	陽なた	京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町 534	075-353-2145 075-353-2165
	サポートセンター京都マック	京都市下京区大宮通丹波口下る大宮三丁目 18番地 MACビル	075-741-7125 075-741-7126
	相談支援事業所 ホップ松原	京都市下京区松原通堺町東入杉屋町283番地 松原クラタビル2F	075-351-1790 075-351-1790
	相談支援事業所ワンハート	京都市下京区綾大宮町60番地 シェルハイム中塚103号	075-406-7006 075-320-2774
	社会福祉法人京都福祉サービス協会西七条事務所	京都市下京区西七条八幡町29番地	075-315-7277 075-315-7250
	相談支援事業所 swallow's nest	京都市下京区西新屋敷上之町124-1 ヴィラパークサイド301号	075-708-6496 075-585-4345
	相談支援事業所 ぱれっと	京都市下京区西洞院四条下る妙伝寺町720 光悦ビル5階南来室	075-708-3378 075-708-3378

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京 都 市	暖れん	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022 075-662-2040
	京都市ヘルパー室	京都市南区西九条南田町9番地	075-606-2330 075-606-1077
	京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-692-1139 075-691-4102
	相談支援事業所エルファ	京都市南区東九条北松ノ木町12	075-644-4177 075-644-4188
	くすり屋のケアショップ	京都市南区東九条烏丸町35番地	075-661-7677 075-661-7714
	ケアサービスセンターあさひ	京都市南区八条内田町36-1	075-682-0093 075-276-1547
	ハニーレモン	京都市南区吉祥院船戸町25番地17	075-671-8237 075-671-8234
	障がい者相談支援センターひまわり	京都市南区上鳥羽塔の森上河原37-2	075-681-1380 075-681-1473
	吉祥ホーム 特定相談支援事業所	京都市南区吉祥院石原橋上1-4	075-682-8152 075-682-8179
	久世障害相談支援事業所	京都市南区久世上久世町77-1	075-931-2201 075-931-2220
	京都市洛南障害者授産所(特定相談支援事業)	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-671-8439 075-661-0894
	京都市洛南身体障害者福祉会館(特定相談支援事業)	京都市南区吉祥院西定成町35番地	075-691-2468 075-691-9226
	日本自立生活センター相談支援事業所	京都市南区九条松田町62番	075-682-7950 075-682-7951
	相談支援事業所 アンドユー	京都市南区唐橋堂ノ前町15番地9	075-694-6770 075-694-6775
	訪問介護 華暦	京都市南区東九条明田町25番地2	075-682-0455 075-682-0456
	公益財団法人ソーシャルサービス協会京都事業所	京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地	075-691-2979 075-691-3076
	西寺育成苑	京都市南区唐橋平垣町64番地3	075-693-3300 075-693-3400
	洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」	京都市南区上鳥羽高島町29番地	075-694-1501 075-694-1575
	ケアセンター きらり	京都市南区吉祥院中島町40 祥々ビル306	075-634-8056 075-634-8057
	特定相談支援事業所 成望	京都市南区上鳥羽山ノ本町1番7	075-205-5053 075-200-7110
	しょうがい者生活支援センター 若杉	京都市南区東九条下殿田町24番地	075-694-1607 075-694-1611
	相談支援事業所 夢彩	京都市南区東九条西明田町41-1	075-585-8949 075-585-9153
	ノラベル(特定相談支援)	京都市南区久世川原町115番地	075-921-3338 075-921-5055
	社会福祉法人京都福祉サービス協会南事務所	京都市南区西九条大国町48番地の2	075-662-2622 075-662-2626
	相談支援事業所 フラワー	京都市南区西九条東柳ノ内町43番地	075-682-6787 075-574-7088
	京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」	京都市左京区浄土寺上馬場町117-1 ファースト白川通1階中	075-752-0106 075-752-0107
	京都市北部障害者地域生活支援センター「らしく」	京都市左京区高野蓼原町43-1	075-705-2850 075-703-2705
	医療法人三幸会生活サポートセンター 相談支援事業所北山	京都市左京区岩倉上蔵町158	075-791-2277 075-721-1821
	自立生活センタースリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町 223番地 ルシエル三条大橋106	075-751-2711 075-275-8736
	あゆみ	京都市左京区静市野中町311番	075-741-1919 075-741-2211
	修光学園ディアコニアセンター 相談サポート「まあるく」	京都市左京区山端滝ヶ鼻町3	075-702-7991 075-702-7992
	相談支援事業所 LA-GOM	京都市南区吉祥院御池町6	075-693-1550 075-693-1552

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京 都 市	相談支援はあとの会	京都市左京区田中西樋ノ口町2番25	075-722-7597 075-722-7597
	ゆいまある相談支援事業所	京都市左京区静海市原町723	075-724-5126 075-707-8530
	京都府立視力障害者福祉センター	京都市左京区下鴨森本町21番地	075-722-8203 075-702-2972
	特定相談支援事業所「花水木」	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内	075-702-1205 075-702-3509
	相談支援 ポラリス	京都市左京区岩倉西宮田町52-2	075-711-2118 075-711-2118
	みらい	京都市左京区高野蓼原町43番地3	075-703-8573 075-703-8573
	特定相談支援事業所 葵	京都市左京区岡崎北御所町21-1	075-771-3882 075-761-2654
	株式会社 光輝	京都市左京区岩倉長谷町1257番地2	075-202-8784 075-202-8784
	よしだ	京都市左京区吉田近衛町26番地の72	075-761-2250 075-761-4940
	テnderハウス+α	京都市左京区新柳馬場通仁王門下る菊鉾町 316番地	075-752-4636 075-761-0955
	特定相談支援事業所 コスモス	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内	075-702-1187 075-702-1197
	特定相談支援事業所 ポッポ	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内	075-702-3699 075-702-1197
	相談支援事業所 なないろ	京都市左京区静市静原町1144	075-705-6123 075-705-6124
	らくほく相談室	京都市左京区下鴨梅ノ木町7番地1	075-201-8073 075-201-8073
	フレーム	京都市左京区上高野上荒蒔町10-2 SAMSQUIRE宝ヶ池T102	075-712-8210 075-712-8230
	相談支援事業所アットすまいる	京都市左京区川端二条東入る新車屋町157 不二ビル1F	075-752-5888 075-752-5887
	つるの家	京都市左京区静市野中町172-1	075-744-6932 075-744-6934
	社会福祉法人 京都福祉サービス協会高野事務所	京都市左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター3階	075-724-1231 075-724-1186
	相談支援センター 友愛	京都市左京区下鴨松原町28番地4	075-701-5025 075-701-5025
	障害児相談支援事業所 bridge	京都市左京区一乗寺弘殿町6番地1	075-708-3760 075-708-3761
	京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」	京都市右京区山ノ内北ノ口町5番地1 ラ・ポーム田中1階	075-813-1922 075-813-1922
	相談支援事業所とも	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4	075-864-6302 075-864-6303
	独立行政法人国立病院機構宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町8	075-461-5121 075-464-0027
	相談支援せせらぎ	京都市右京区西京極葛野町2	075-321-6905 075-321-6903
	京都市うずまさ学園指定特定相談支援事業所	京都市右京区太秦森ヶ前町21番地10	075-873-5353 075-864-4753
	相談支援事業所 加音	京都市右京区西京極堤町24	075-313-5528 075-200-5210
	京都希望の家	京都市右京区西院西寿町14 大和ビル2階3階	075-322-5075 075-312-5790
	京都エッセンシャルソーシャル・ワークスこころの相談室	京都市左京区松ヶ崎小脇町7番地	050-5472-9545 -

圏域	名称	所在地	電話番号 FAX番号
京 都 市	NPO法人 ほっと・サービス ゆめ	京都市右京区太秦面影町5番地 サントピア太秦206号室	075-864-5066 075-606-6202
	京北やまぐにの郷	京都市右京区京北大野町菖蒲ヶ回互10番地の2	075-853-0571 075-853-0372
	キャビック相談支援事業所 つばさ	京都市右京区梅津段町8	075-861-4141 075-861-9100
	ぱれっと	京都市右京区花園土堂町14番地4	075-463-0580 075-463-0581
	相談支援 ぱすてる	京都市右京区太秦桂ヶ原町9-20	075-862-1580 075-862-1580
	障がい者支援事業所 時のベル	京都市右京区西院太田町70番地3	075-312-7575 075-323-7764
	社会福祉法人京都福祉サービス協会太秦事務所	京都市右京区常盤一ノ井町8番地の3 カリオン大町1階	075-873-2945 075-873-2947
	相談支援センターまごのて右京	京都市右京区西京極午塚町50番地1	075-874-6262 075-874-6258
	相談支援事業所グレース	京都市右京区西京極西池田町13番地の7 豊成ビル3階	075-963-6901 075-963-6902
	相談支援事業所プレジール	京都市右京区西京極新明町3番地	075-874-2490 075-874-2491
	指定特定相談支援事業所 いっけんや	京都市右京区西院乾町48-6	075-950-0680 075-874-5263
	特定相談支援事業所 大樹	京都市右京区梅津南広町73-2	075-863-1522 075-863-1523
	セルフマネジメント支援会	京都市右京区西院平町6番地3 三喜ビル	075-874-7356 075-874-7356
	特定相談支援事業所UP TO	京都府京都市右京区西院乾町70番地1 JO-INジェミニビル405号室	075-325-0607 075-325-0608
	ケブランナーイーズ	京都市右京区梅津尻溝町8番地 タウンハイツ嵐山104号室	075-812-9991 075-812-9992
	相談支援センター アイアイ	京都市東山区新吉川筋五条上る2丁目山田町 499-1	075-746-2414 075-746-2414
	ケアサービスあかり	京都市東山区本町十二丁目224番2	075-533-4935 075-533-4939
	らいす	京都市東山区清閑寺山ノ内町28番地3	075-551-3811 075-551-3811
	むくの木園	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目 林下町400番地の3	075-551-2116 075-551-2116
	社会福祉法人京都福祉サービス協会東山事務所	京都市東山区松原通大和大路東入二丁目 轆轤町112番地 プレザント京都・東山	075-532-0551 075-531-1033
	大照学園 若草	京都府京都市東山区新橋通大和東入三丁目 林下町402番地	075-531-0138 075-531-0139
	指定相談支援事業ベテスダの家	京都市伏見区向島津田町182-1	075-602-1724 075-602-1724
	京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」	京都市伏見区向島二ノ丸町151-55	075-604-6159 075-604-6155
	京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」	京都市伏見区撞木町1155番地1 伏見センター内	075-641-2560 075-642-3893
	有限会社ビーオブエス相談支援事業部	京都市伏見区竹田北三ツ杭町51番地	075-641-1661 075-641-1665
	京都市南部障害者地域生活支援センター「かけはし」	京都市伏見区両替町9丁目275-1	075-605-5752 075-605-5465
	京都市東部障害者地域生活支援センター「だいが」	京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階	075-634-5568 075-634-5574
	障害児(者)相談支援センター リーフ	京都市伏見区日野西川類4番地2	075-575-2411 075-575-2412
有限会社アシスト	京都市伏見区深草直違橋3丁目382-4	075-641-3717 075-644-8081	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
京 都 市	のぞみ相談支援センター	京都市伏見区桃山町本多上野84番地8	075-612-1660 075-612-1770
	ウェルフェア ひかり	京都市伏見区深草ススハキ町16番地	075-646-1188 075-646-1126
	なるたき	京都市伏見区竹田桶ノ井町15番5	075-646-2282 075-646-2282
	相談支援事業所ハーモニーきょうと	京都市伏見区深草瓦町47 フェリーチェ47 1階	075-748-6196 075-748-6197
	ヒューネット相談支援室	京都市伏見区竹田西段川原町54番地	075-643-7235 075-643-7236
	特定相談支援事業所えのき	京都市伏見区桃山町山ノ下44-8	075-605-0303 075-605-0310
	京都いたはし学園(特定相談支援事業)	京都市伏見区西大黒町1035番地23	075-605-4800 075-605-4801
	京都市伏見障害者デイサービスセンター(特定相談支援事業)	京都市伏見区紙子屋町544番地	075-603-1290 075-603-1292
	相談支援事業所 ココロ	京都市伏見区竹田北三ツ杭町17番地	075-646-3903 075-643-3638
	愛隣デイ特定相談支援事業	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-621-3849 075-621-1579
	福祉工房P&P	京都市伏見区風呂屋町256-8 桃山サニーハイツ1階	075-605-8777 075-605-8777
	洛和ヴィラ桃山Ⅱ番館	京都市伏見区桃山町大島38-530	075-622-2181 075-622-2182
	特定相談支援事業所 モーツァルト七瀬川つつみ	京都市伏見区深草泓ノ壺町16-3	075-645-2204 075-645-3405
	京都市だいが学園(特定相談支援事業)	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	075-571-7216 075-571-7217
	京都市ふしみ学園(特定相談支援事業所)	京都市伏見区紙子屋町544番地	075-603-1288 075-603-1289
	京都府立桃山学園相談支援事業所	京都市伏見区桃山町遠山50	075-602-2446 075-602-2448
	Link-up Powers	京都市伏見区竹田内畑町269-2	075-642-6322 075-642-8077
	空の鳥幼稚園相談支援事業所	京都市伏見区向島二ノ丸町151-34	075-622-8545 075-622-8546
	ゆうりん相談支援事業所	京都市伏見区向島二ノ丸町151-55	075-612-6165 075-612-6169
	プランニング美ィ	京都市伏見区向島本丸町21	075-644-6940 075-644-6950
	相談支援事業所 ぐんぐんハウス	京都市伏見区向島津田町215	075-602-3390 075-612-7441
	相談室ほっこり	京都市伏見区深草西浦町6丁目65番地	075-646-1162 075-642-2733
	特定相談支援事業所 きらきら園	京都市伏見区深草西浦町6丁目65番地	075-646-3818 075-647-2656
	相談支援事業所ひといろ	京都市伏見区竹田段川原町236番地 竹田駅前第一ビル402号	075-634-8703 075-645-5525
	ご自宅で介護と支援 時代の音(ときのおと)	京都市伏見区桃山町安芸山1-6	075-603-3505 075-603-3506
	カラフルハウス 相談支援	京都市伏見区向島丸町36-17	075-632-9340 075-632-9341
	相談支援事業所『らふ』	京都市伏見区深草泓ノ壺町17-100	075-642-3884 075-632-9327
サポートステーション ゆに	京都市伏見区桃山町泰長老179-1	075-602-1724 075-602-1724	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号
			FAX番号
京 都 市	ソーシャルワーク事務所 つむぐ	京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza丹波橋105号室	075-644-7026 075-644-7306
	相談支援事業所 楽プラス	京都市伏見区羽束師志水町165-190	075-925-9625 075-925-9635
	ライフケアサポート綾風	京都市伏見区海老屋町1010番地 ポナール中山1F	075-606-2225 075-606-2226
	相談支援事業所はんなり	京都市伏見区京町6丁目61	075-611-2515 075-611-2515
	特定非営利活動法人四つ葉	京都市伏見区深草鞍ヶ谷13-75 鞍ヶ谷ハイツ101号	075-643-5713 075-202-7932
	社会福祉法人京都福祉サービス協会伏見事務所	京都市伏見区大宮町577番地の1 ルミエール丹波橋1階101A	075-611-2100 075-611-0900
	社会福祉法人京都福祉サービス協会醍醐事務所	京都市伏見区醍醐大構町16番地 内海ビル	075-575-5085 075-575-5086
	相談支援事業 空	京都府京都市伏見区中島北ノ口町1 ルピラ2階 201号室	075-748-8949 075-748-8942
	京都市西部障害者地域生活支援センター「らくさい」	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5-9 洛西センタービル305	075-335-0063 075-331-1612
	京都市西部障害者地域生活支援センター 西京	京都市西京区上桂宮ノ後町39	075-392-1051 075-392-0268
	障害者相談支援事業所 スマイルサポート	京都市西京区大枝東長町1-67	075-333-0171 075-333-0172
	指定特定相談支援事業所 京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	075-393-2044 075-393-2098
	特定相談支援事業所グループホーム西部支援センター	京都市西京区榎原平田町1-154	075-382-3301 075-382-3302
	特定相談支援事業所京都市洛西ふれあいの里授産園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20	075-331-4150 075-331-6163
	ワークハウスせいらん	京都市西京区川島町滑樋町31-7	075-382-1355 075-382-1331
	たんぽぽ	京都市西京区大原野東境谷町2-5-9 洛西センタービル	075-333-5802 075-333-5802
	特定相談支援事業所 京都市洛西ふれあいの里 療護園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20	075-332-3111 075-332-3206
	特定相談支援事業所 京都市洛西ふれあいの里 更生園	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20	075-333-3660 075-333-3655
	特定相談支援事業所 京都市大原野の杜	京都市西京区大原野上里南ノ町38-2	075-335-3764 075-332-1949
	特定相談支援事業所 京都市洛西ふれあいの里 デイサービスセンター	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20	075-332-3111 075-332-3206
	洛西愛育園	京都市西京区榎原百々ヶ池23番地	075-391-7793 075-391-8024
	特定相談支援事業所 なんてん	京都市西京区山田四ノ坪町12番地の7	080-6220-5710 075-754-7706
	特定相談支援事業所 すずかけ	京都市西京区大枝北福西町三丁目2-15	075-335-0230 075-335-0231
	社会福祉法人京都福祉サービス協会西京事務所	京都市西京区桂下豆田町14番地7	075-382-1919 075-393-0765
	支援相談プロッサム	京都市西京区嵐山上海道町66番地10 フェリーチェ嵐山2階	075-874-2541 -
	在宅ケアサービスさくらんぼ	京都府京都市西京区下津林東大般若町36 ロイヤルアバカス1F	075-963-6431 075-963-6432
	ヘルパーステーション結愛	京都市西京区御陵大枝町5丁目30番地4	075-205-5348 075-205-5349
	相談支援事業所 ふくにし	京都市西京区大枝南福西町2丁目6-8	075-201-3261 075-201-8952

圏域	名 称	所 在 地	電話番号	
			FAX番号	
京 都 市	カーラ京都	京都市西京区上桂北ノ口183番地	075-393-5088 075-393-5101	
	京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」	京都市山科区竹鼻外田町8番地 エスポワール京都101号	075-591-8856 075-502-0084	
	京都市東部障害者地域生活支援センター 「からしだねセンター」	京都市山科区勤修寺東出町75	075-574-2800 075-574-0025	
	オリーブ相談支援事業所	京都市山科区東野中井ノ上町3-2	075-591-4669 075-591-4679	
	京都市山科障害者デイサービスセンター(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8843 075-591-8842	
	京都市山科身体障害者福祉会館(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8821 075-591-8831	
	京都市山科障害者授産所(特定相談支援事業)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8771 075-591-8772	
	京都市やましな学園(特定相談支援事業所)	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地1	075-591-8841 075-591-8842	
	funwari	京都市山科区榎辻東漬27	075-644-9902 075-644-9902	
	社会福祉法人京都福祉サービス協会山科事務所	京都市山科区榎辻平田町184番地	075-583-6692 075-583-6693	
	デイスポット楽(特定相談支援事業所)	京都市山科区東野中井ノ上町1番地17	075-595-7676 075-595-7678	
	道のかけはし	京都府京都市山科区大宅沢町124	075-203-2218 075-593-6885	
	乙 訓	大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所	乙訓郡大山崎町円明寺小字百々10番地2	075-957-4100 075-954-4400
		相談支援室 のこのこ	長岡京市勝竜寺長黒1-3	075-952-0888 075-952-0889
長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」		長岡京市神足2-3-1 長岡京市総合交流センター2F 長岡京市総合生活支援センター内	050-7105-8508 050-7105-8509	
相談支援事業所 アンサンブル		長岡京市調子2丁目5番7号	075-958-6671 075-956-2547	
こらぼねっと相談支援センター		長岡京市長岡2-1-39 小森ビル2階	075-953-4452 075-953-4457	
乙訓ポニーの学校		長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8	075-952-5000 075-953-5200	
相談支援センターみちくさ		長岡京市井ノ内広海道42番3	075-953-9213 075-953-9215	
乙訓若竹苑		長岡京市井ノ内西ノ口17-8	075-954-6501 075-954-6588	
相談支援事業所ぱれっと		長岡京市一文橋二丁目25-26	075-957-5350 075-957-5350	
晨光苑相談支援事業所		長岡京市井ノ内朝日寺27番地2	075-955-0055 075-959-3311	
相談支援事業所かんな		長岡京市今里三ノ坪4-1 コモド長岡京311号室	075-874-4823 075-874-4823	
社会福祉法人 向陵会 乙訓ひまわり園 相談 支援事業所		向日市上植野町五ノ坪13-1	075-935-0101 075-935-0113	
向日市社協 障がい者地域生活支援センター		向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1960 075-933-4425	
EJコンサルティング		向日市上植野町久我田1番地4 特定非営利活動法人ENDEVOR JAPAN内	075-205-5316 075-205-5317	
相談支援事業所テラス		長岡京市開田2丁目14番9号	075-952-2800 075-874-6260	
ドリトル相談室		長岡京市竹の台15番地12	075-975-8915 075-975-8925	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
山 城 北	相談支援事業所 わお	久世郡久御山町森村東221	075-632-1576 075-874-5510
	ネクストサワキ	久世郡久御山町佐山新開地206-3	0774-46-6601 0774-46-6602
	宇治市障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441 0774-32-8459
	宇治市聴覚障害者生活支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441 0774-32-8459
	相談支援事業所つなぎ	宇治市五ヶ庄平野12番地43	0774-31-4837 0774-31-4837
	社会福祉法人同胞会 相談支援センター kokua(コクア)	宇治市伊勢田南山49番地2の1	0774-20-4084 0774-20-2233
	栄仁会 相談支援事業所 おうぱく	宇治市五ヶ庄新開地11番地23	0774-66-8900 0774-66-8906
	相談支援 まきしまてくてく	宇治市槇島町石橋13番地	0774-25-7091 0774-25-7093
	天ヶ瀬学園相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-23-2000 0774-23-9933
	天ヶ瀬寮相談支援事業所	宇治市白川東山15番地	0774-22-2000 0774-24-4444
	宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター	宇治市宇治琵琶1-3	0774-28-3111 0774-28-3190
	子ども発達さぼーとセンターあゆみ 相談支援室	宇治市槇島町園場14-8	0774-24-1233 0774-24-1717
	サポートセンター五ヶ庄	宇治市木幡南端11番地	0774-31-8773 0774-31-8780
	ケアセンターうさかめ	宇治市伊勢田町砂田144-2	0774-23-3337 0774-23-3387
	雪風	宇治市木幡南山80番地11、12合地	0774-74-8148 0774-74-8149
	相談支援センターみつば	宇治市宇治天神12-3	0774-23-2129 0774-23-2130
	障害者支援センターじゃすと	宇治市宇治蔭山9番地11	0774-23-0288 0774-23-0289
	相談支援事業所かえるばんだ	宇治市六地蔵奈良町50番地 なごみビル1F	0774-32-0556 0774-32-5568
	しょうがい者生活支援センター あんじゅ	綴喜郡井手町大字多賀小字東北河原2番地13	0774-62-6510 0774-63-8007
	サポートことのは	綴喜郡宇治田原町郷之口中林13番地1	0774-66-2003 0774-66-2679
	障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981 0774-55-5982
	聴覚障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-55-5981 0774-55-5982
	障害児(者)地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田49-1	0774-54-3109 0774-55-5982
	障害者生活支援センター プラム	城陽市寺田水度坂15-186	0774-56-6661 0774-34-0049
	相談支援事業所 みんななかま	城陽市寺田乾出北52番地	0774-55-5583 0774-46-9511
	特定相談支援事業所あんびしゃ	城陽市市辺石原1-2	0774-52-1362 0774-52-1042
	相談支援事業所TOMO	城陽市中芦原	0774-56-2902 0774-56-2903
	相談支援センター 城陽作業所	城陽市奈島川原口12番地	0774-54-2424 0774-54-0414
	相談支援事業所リーフ	城陽市寺田水度坂88-179	0774-56-2277 0774-56-2270
	相談支援センターSUH	宇治市五ヶ庄梅林44-8	0774-79-0133 -
	ひとりじゃないの	宇治市小倉町西山70番地8	0774-20-5409 0774-23-3615
相談支援事業所make	宇治市五ヶ庄折坂21-230 松村化成ビル1階	0774-32-3112 0774-32-3113	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
山 城 北	青谷学園相談支援事業所	城陽市中芦原14番地	0774-55-6800 0774-55-8804
	ふたば園	城陽市久世北垣内137-5	0774-54-1966 0774-54-1966
	相談支援センター 空色	城陽市枇杷庄島ノ宮80番地127	0774-26-3007 0774-26-8182
	野の花	城陽市寺田樋尻51番地の3	0774-55-1532 0774-55-1532
	相談支援事業所 Equal	城陽市観音堂甲畑92番地3	0774-66-4723 0774-66-4724
	地域活動支援センター やまびこ	八幡市八幡東浦5番地 八幡市立福祉会館2階	075-972-2880 075-971-9196
	相談支援事業所Mahalo	八幡市男山金振6-6	075-874-6759 075-874-6769
	HOT	八幡市八幡八郎花30-1	075-971-1511 075-971-1511
	きろろん はじめ	八幡市八幡小松75	075-982-5136 075-201-7443
	スマイル相談室	八幡市男山美桜9-18	075-874-2913 075-874-2914
	相談支援事業所 SoL	八幡市上津屋浜垣内121番2、121番1	075-971-2350 075-971-2350
	Joint Joy プランニングサービス	八幡市男山竹園2-1 A03-102	075-981-2111 075-981-2277
	相談支援事業所 Tomari	八幡市男山金振9番地	075-972-2028 075-925-8667
	京田辺市障害者生活支援センターふらっと	京田辺市河原食田10-23 福味ビル2階	0774-68-1070 0774-68-1071
	相談支援事業所 りあん	京田辺市河原北口20-4	0774-29-5707 0774-26-1868
	京鈴相談支援事業所	京田辺市宮津西浦1番地	0774-64-8705 0774-29-5933
	しょうがい者生活支援センター あんふあん	京田辺市三山木田中25番6	0774-63-8050 0774-63-8005
	京都府立こども発達支援センター相談支援事業所 「はあとらっぷ」	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1内	0774-64-6141 0774-64-6151
	相談支援センターSAP	京田辺市河原御影30-4	0774-68-1811 0774-68-1817
	障がい者生活支援センター 緑の風	京田辺市田辺興戸御垣内92番地	0774-63-5821 0774-63-0044
聴覚障害者生活支援センターさんさん山城	京田辺市興戸小毛詰18番地1	0774-39-7113 0774-65-4103	

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
山 城 南	障害者相談支援センター いづみ	木津川市木津清水27-9	0774-66-3521 0774-66-3531
	相楽地域障害者生活支援センター	相楽郡精華町祝園榊ヶ坪26番地4	0774-93-3936 0774-93-3937
	しょうがい者生活支援センター「あん」	木津川市山城町平尾横手43番地1	0774-86-2312 0774-86-5377
	相楽聴覚言語障害センター	木津川市木津上戸15番地	0774-75-2030 0774-72-6862
	きづがわ福祉会	木津川市山城町平尾東古川74-3	0774-29-9053 0774-29-9054
	いろんな子どもと家族のための相談センターそら	相楽郡精華町祝園西1丁目8-1 ほうろの共生ビル3階	0774-93-3814 0774-93-3826
	ぷわり	木津川市相楽城下18-1	0774-73-3222 0774-73-3304
南 丹	相談支援センター みずほ	船井郡京丹波町和田大下33番地	0771-86-0091 0771-86-0091
	相談支援センターにじ	船井郡京丹波町須知鍋倉1番地1	0771-82-0126 0771-82-2206
	松花苑生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19	0771-20-1262 0771-20-1246
	花ノ木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦37-1	0771-23-0701 0771-22-8348
	亀岡福祉会相談支援センター お結び	亀岡市安町釜ヶ前19-1	0771-24-9193 0771-24-9194
	地域活動支援センター”圭”	亀岡市篠町馬堀南垣内41-23	0771-25-8623 0771-25-8623
	相談支援センター ふれあいハート	亀岡市安町釜ヶ前32-1	0771-25-7090 0771-25-7095
	相談支援事業所 はび・ねっと	亀岡市河原町227番地	0771-56-9841 0771-56-9841
	相談支援事業所 LINK'S	亀岡市大井町土田二丁目11番20号	0771-56-8517 0771-56-8518
	障害者生活支援センターこひつじ	南丹市園部町横田前11	0771-68-1567 0771-63-0689
	アットホーム相談支援センター園部	南丹市園部町小山東町西山11-2	0771-68-1221 0771-68-1222
	てのひら	南丹市日吉町保野田垣の内11番地	0771-72-3220 0771-72-3222
	相談支援事業所こねくと	南丹市園部町美園町7-18	0771-86-8029 0771-86-9001
ふない聴覚言語障害センター	南丹市園部町小桜町62-1 南丹市国際交流会館3階	0771-63-6447 0771-63-6448	
中 丹 西	社会福祉法人みつみ福祉会 生活サポートセンター とも	福知山市堀345番地	0773-23-1245 0773-22-9150
	福知山市障害者生活支援センター「青空」	福知山市内記100番地 ハビネスふくちやま2階	0773-24-4439 0773-45-8585
	福知山市聴覚言語障害センター	福知山市内記10-18 福知山市総合福祉会館内	0773-45-3025 0773-24-4459
	地域生活支援センター ふきのとう	福知山市字中ノ100番地の12	0773-24-1417 0773-24-6233
	障がい児・者地域・家庭相談支援センター【てくてく】	福知山市長田上松2707-1	0773-27-6768 0773-27-8388
	社会福祉士事務所つゆくさ	福知山市昭和新町77番地	090-7361-7902 —

圏域	名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
中 丹 東	就労生活支援センター いかるが	綾部市味方町アミダジ11	0773-40-1355 0773-40-5390
	生活支援センター「えがお」	綾部市青野町西青野18番地	0773-43-3553 0773-43-3556
	あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所	綾部市川糸町南古屋敷5番地の1	0773-43-2881 0773-43-2882
	綾部市聴覚言語障害者支援センター	綾部市青野町西青野18番地	0773-40-1260 0773-40-1261
	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	舞鶴市字余部上2番地の9 舞鶴市障害者総合支援センター内	0773-64-3911 0773-64-3912
	舞鶴市障害者生活支援センター	舞鶴市余部下1183番地の9	0773-65-4100 0773-62-9546
	障害者地域生活支援センター ほのぼの屋	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202番地56	0773-66-7707 0773-64-0002
	地域生活支援センター みずなぎ	舞鶴市鹿原772番地の1	0773-64-3766 0773-64-3658
	京都府立舞鶴こども療育センター	舞鶴市字行永2410番地37	0773-63-4865 0773-63-4867
	(福)舞鶴市社会福祉協議会さくらんぼ園	舞鶴市余部上821番地	0773-64-5798 0773-62-9171
	どんぐりひろば	舞鶴市余部上186 大橋医院2階	0773-77-5631 0773-77-5641
	相談支援事業所 あいあい	舞鶴市下福井2-10	0773-75-9155 0773-75-9157
	相談支援事業所 もくもくハウス	舞鶴市万願寺97 コーポ藤 I-101・102	080-2412-5547 0773-60-1991
	みらいコンパスまいづる	舞鶴市字引上19-5	0773-78-3256 0773-78-3528
	丹 後	障害者生活支援センター 結 与謝野町障害者相談支援事業所 結	与謝郡与謝野町算所18番地1
こども発達支援相談室 ぶんぶん		与謝郡与謝野町石川5833	0772-44-0003 0772-44-0004
障害者生活支援センター 結 障害者相談支援事業所 結		宮津市字惣399	0772-22-3915 0772-20-4008
障害者生活支援センター かもめ		宮津市字浜町3012 宮津市福祉・教育総合プラザ内	0772-20-2011 0772-20-2022
児童発達支援センター すずらん		宮津市字須津950-120	0772-46-0216 0772-46-6470
障害者生活支援センター 結 京丹後市障害者相談支援事業所 結		京丹後市峰山町杉谷770	0772-69-1040 0772-62-0322
あおぞら		京丹後市久美浜町竹藤22-1	0772-84-0759 0772-84-0858
障害者地域生活支援センター もみの木		京丹後市峰山町新町2015-2	0772-69-5059 0772-62-3059
特定相談支援事業所「あゆみ」		京丹後市大宮町延利200	0772-68-0770 0772-68-0772
児童発達相談支援事業所 さつき園		京丹後市峰山町五箇12-1	0772-62-8023 0772-62-7665
ももやま		京丹後市網野町島津3021-1	0772-72-2201 0772-72-2772
支援センターうらしま		京丹後市網野町下岡796	0772-72-6150 0772-72-6160

<府立特別支援学校・地域支援センター一覧(発達障害を含む教育相談)>

府立特別支援学校に併設の地域支援センターでは、関係機関と連携して地域の発達障害を含む障害のある子どもへの教育相談や学校に対して適切な教育支援について助言を行っています。

学校	区分	地域支援センター名	所在地	電話 FAX番号
盲学校		京都府視覚支援センター	〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27(幼小中)	075-492-6733 075-492-6920
			〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1(高)	075-462-5083 075-462-5770
	舞鶴分校	(休校中)	〒624-0853 舞鶴市宇南田辺83	0773-75-1094 0773-76-2711
聾学校		京都府聴覚支援センター	〒616-8092 京都市右京区御室大内4	075-461-8121 075-461-8122
			〒624-0853 舞鶴市宇南田辺83	0773-75-1094 0773-76-2711
向日が丘支援学校		向日が丘相談・支援センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11	075-951-8361 075-951-8362
宇治支援学校		地域支援センターうじ	〒611-0031 宇治市広野町丸山10	0774-41-3701 0774-45-2220
城陽支援学校		地域支援センター「サポートJOYO」	〒610-0113 城陽市中芦原1-4	0774-53-7100 0774-53-4044
八幡支援学校		地域支援センターやわた	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321 075-982-7361
南山城支援学校		南山城相談支援センター	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	0774-72-7255 0774-72-7256
丹波支援学校		たんば地域支援センター	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185 0771-42-5186
			〒621-0045 亀岡市千代川町湯井巽筋38	0771-23-7847 (FAX共用)
中丹支援学校		中丹教育支援センター	〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝8	0773-32-0011 0773-32-0012
舞鶴支援学校		舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133 0773-78-3135
			〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17	0773-63-6700 0773-63-6701
与謝の海支援学校		丹後地域教育支援センター よさのうみ	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770 0772-46-2771

各地域支援センターの拠点として教員への研修の実施や府全域を支援するより専門的な教育相談を行う	京都府スーパーサポートセンター	〒611-0031 宇治市広野町丸山10(宇治支援学校内)	0774-41-3703 0774-45-2220
--	-----------------	----------------------------------	------------------------------

●京都府総合教育センター

京都市伏見区桃山毛利長門西町(〒612-0064)
TEL 075-612-3266(FAX 075-612-3267)

●京都府総合教育センター北部研修所

綾部市川糸町堀ノ内(〒623-0012)
TEL 0773-43-2934(FAX 0773-43-2935)

<更生相談所等>

- 京都府障害者相談センター
(京都障害児者親の会協議会)
京都市左京区下鴨北野々神町26番地(〒606-0846)
北山ふれあいセンター内
TEL 075-702-1190(FAX共用)
- 社会福祉法人京都府社会福祉協議会
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(〒604-0874)
京都府立総合社会福祉会館内
TEL 075-252-6291(FAX 075-252-6310)
- きょうと高齢者・障害者生活支援センター
(愛称 はーとふるサポート・京都)
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(〒604-0874)
京都府立総合社会福祉会館5階
TEL 075-252-2151(FAX 075-252-6310)
- 京都府家庭支援総合センター
京都市東山区清水4丁目185-1(〒605-0862)
TEL 075-531-9600(FAX 075-531-9610)
- 一般社団法人 京都ボランティア協会
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1(〒600-8127)
ひと・まち交流館京都1F
TEL 075-354-8714(FAX 075-354-8715)
- 京都障害者職業相談室
京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2626(FAX 075-341-2612)
- 京都障害者職業センター
京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2666(FAX 075-341-2678)
- 京都ジョブパークはあとふるコーナー
(はあとふるジョブカフェ)
京都市南区東九条下殿田町70(〒601-8047)
京都テルサ西館3F
TEL 075-682-8029(FAX 075-682-8043)
- 京都府精神保健福祉総合センター
京都市伏見区竹田流池町120(〒612-8416)
TEL 075-641-1810(FAX 075-641-1819)
- 京都府立京都障害者高等技術専門校
京都市伏見区竹田流池町121-3(〒612-8416)
(市営地下鉄くいな橋駅下車)
TEL 075-642-1510(FAX 075-642-1520)
- 京都府立城陽障害者高等技術専門校
京都府城陽市中芦原59
(近鉄「新田辺」駅又はJR「京田辺」駅から京都京阪バス「東芦原」下車すぐ)
TEL 0774-54-3600(FAX 0774-56-0528)
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
京都支部 高齢・障害者業務課
長岡京市友岡1丁目2番1号(〒617-0843)
京都職業能力開発促進センター内
TEL 075-951-7481(FAX 075-951-7393)

<視覚障害者に関して>

- 公益社団法人京都府視覚障害者協会
京都市北区紫野花ノ坊町11(〒603-8302)
京都ライトハウス内
TEL 075-462-2414(FAX 075-462-4402)
- 社会福祉法人京都ライトハウス
京都市北区紫野花ノ坊町11(〒603-8302)
TEL 075-462-4400(FAX 075-462-4402)
- 社会福祉法人京都視覚障害者支援センター
京都市西京区大枝東長町1-67(〒610-1111)
TEL 075-333-0171(FAX 075-333-0172)
- 社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター
京丹後市網野町網野3081(〒629-3101)
TEL 0772-72-0609(FAX共用)

<聴覚障害者および難聴者・中途失聴者に関して>

- 一般社団法人京都府聴覚障害者協会
京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
京都市聴覚言語障害センター内
TEL 075-432-7705(FAX 075-841-8433)
- 京都府中途失聴・難聴者協会
城陽市寺田林ノ口11-64(〒610-0121)
京都府聴覚言語障害センター内
メールアドレス: hunankyoyoyo1@gmail.com
(電話、FAXなし)
- 京都府聴覚言語障害センター
城陽市寺田林ノ口11番64(〒610-0121)
TEL 0774-30-9000(FAX 0774-55-7708)
- 京都市聴覚言語障害センター
京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
TEL 075-841-8337(FAX 075-841-8312)
- 京丹後市聴覚言語障害センター
京丹後市峰山町荒山328(〒627-0004)
TEL 0772-62-5529(FAX共用)
- 与謝郡聴覚言語障害センター
与謝郡与謝野町字岩滝2112-3(〒629-2262)
TEL 0772-46-5390(FAX共用)
- 相楽聴覚言語障害センター
木津川市木津上戸15 相楽会館内(〒619-0214)
TEL 0774-75-2030(FAX 0774-72-6862)
- ふない聴覚言語障害センター
南丹市園部町小桜町62-1 南丹市国際交流会館3階(〒622-0004)
TEL 0771-63-6447(FAX 0771-63-6448)
- 福知山市聴覚言語障害センター
福知山市内記10-18(〒620-0035)
福知山市総合福祉会館内
TEL 0773-45-3025(FAX 0773-24-4459)
- 福知山市聴覚言語障害センター
(天田事務所)
福知山市大江町河守285(〒620-0301)
TEL 0773-56-5333(FAX共用)
- いこいの村聴覚言語障害センター
綾部市十倉名畑町久瀬谷2(〒629-1242)
TEL 0773-46-0101(FAX 0773-46-0610)
- 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター
舞鶴市字余部上2-9(〒625-0083)
舞鶴市障害者総合支援センター内
TEL 0773-64-3911(FAX 0773-64-3912)
- 綾部市聴覚言語障害者支援センター
綾部市青野町西青野18(〒623-0011)
TEL 0773-40-1260(FAX 0773-40-1261)
- 社会福祉法人全国手話研修センター
京都市右京区嵯峨天竜寺広道町3-4(〒616-8372)
TEL 075-873-2646(FAX 075-873-2647)

<障害者スポーツに関して>

- 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会
京都市左京区高野玉岡町5(〒606-8106)
京都市障害者スポーツセンター内
TEL 075-712-7010(FAX共用)
- 京都市障害者スポーツセンター
京都市左京区高野玉岡町5(〒606-8106)
TEL 075-702-3370(FAX 075-702-3372)
- 京都市障害者教養文化・体育会館
京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4(〒601-8155)
TEL 075-682-7140(FAX共用)
- サン・アビリティーズ城陽
(城陽勤労身体障害者教養文化体育館)
城陽市中芦原(〒610-0113)
(京都府立心身障害者福祉センター敷地内)
TEL 0774-53-6644(FAX共用)

<障害者の芸術活動に関して>

- きょうと障害者文化芸術推進機構
(art space co-jin)
京都市上京区河原町通荒神口上る宮垣町83(〒602-0853)
TEL 050-1110-7655(FAX共用)

<障害者団体等>

- 一般社団法人京都手をつなぐ育成会
京都市右京区西京極新明町38番地3(〒615-0864)
TEL 075-322-1070(FAX 075-322-1071)
- 京都障害児者親の会協議会
京都市左京区下鴨北野々神町26番地(〒606-0846)
北山ふれあいセンター内
TEL 075-702-1180(FAX 075-702-1190)
- 一般社団法人京都府身体障害者団体連合会
(京都府障害者社会参加推進センター)
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(〒604-0874)
京都府立総合社会福祉会館内
TEL 075-251-6454(FAX 075-251-6438)
- 公益社団法人
京都精神保健福祉推進家族会連合会
京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1(〒602-8144)
TEL 075-354-6700(FAX 075-354-6701)
- きょうされん京都支部
京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1(〒602-8144)
TEL 075-354-6700(FAX 075-354-6701)

<身体障害者補助犬に関して>

- 京都介助犬聴導犬トレーニングセンター
京都市北区上賀茂北大路町2番16号(〒603-8071)
TEL 075-705-3230
- 京都アシスタントドッグ育成協会
京都市左京区北白川仕伏町3-13(〒606-8283)
TEL 090-1968-1380
- 特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション
長岡京市友岡西畑25(〒617-0843)
TEL 075-956-9191(FAX 075-953-3070)
- 公益財団法人関西盲導犬協会
亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2(〒621-0027)
TEL 0771-24-0323(FAX 0771-25-1054)

<肢体障害者に関して>

●京都府肢体障害者協会

京都市南区吉祥院西定成町35(〒601-8321)
京都市洛南身体障害者福祉会館内
TEL 075-953-0302 三好(庶務)会計自宅(FAX共用)

<喉頭摘出者に関して>

●京都喉友会

長岡京市奥海印寺大見坊5-17(〒617-0853)
TEL075-951-5609(FAX共用)

<吃音者に関して>

●京都言友会

京都市中京区西ノ京東中合町2(〒604-8437)
京都市聴覚言語障害センター内
TEL 075-841-0845(FAX共用)

<内部障害に関して>

●公益社団法人日本オストミー協会京都府支部

京都府宇治市広野町尖山32-12(〒611-0031)
TEL (0774)-46-5225

●京都腎臓病患者協議会

京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519番地(〒602-8143)
TEL 075-801-3383(FAX 075-366-6720)

<呼吸器障害者に関して>

●京都府患者同盟

京都市西京区大原野東竹の里町1-1-2-301(〒610-1144)
TEL 075-331-5220

<難病者に関して>

●特定非営利活動法人京都難病連

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1(〒602-8144)
TEL 075-822-2691(FAX 共用)

●京都難病相談・支援センター

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(〒602-8570)
京都府庁2号館6階
TEL 075-414-7830(FAX 075-414-7832)

<高次脳機能障害者に関して>

●京都府リハビリテーション支援センター
(高次脳機能障害支援拠点)

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465(〒602-8566)
京都府立医科大学内
TEL 075-221-2611

●京都府北部リハビリテーション支援センター
(高次脳機能障害支援拠点)

舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内(〒624-0906)
TEL 0773-75-7557

●頭部外傷や病気による後遺症を持つ
「若者と家族の会」

大阪市浪速区桜川4-9-27 新日本ビル1階(〒556-0022)
TEL 06-6567-1816

●中丹高次脳機能障害者と家族の会「さくら」

(丹後)京丹後市網野町浅茂川12137-1 野村方(〒629-3104)
TEL 0772-72-2326
(舞鶴)舞鶴市字十倉153-6 大槻方(〒624-0825)
TEL 0773-76-4733
(福知山)福知山市駅南町1-157 上原方(〒620-0940)
TEL 0773-22-7859
(綾部)綾部市物部町東物部11-8 山本方(〒623-0362)
TEL 0773-49-0584

<発達障害者に関して>

- 京都府発達障害者支援センター はばたき
京都市伏見区竹田流池町120(〒612-8416)
京都府精神保健福祉総合センター内
TEL 075-644-6565(FAX 075-644-6567)

- 発達障害者圏域支援センター
 - ◇乙訓圏域(向日市、長岡京市、大山崎町)
乙訓ひまわり園
向日市上植野町五ノ坪13-1(〒617-0006)
TEL 075-935-0101(FAX 075-935-0113)

 - ◇山城北圏域
(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)
障害児(者)地域療育支援センター ういる
城陽市枇杷庄中奥田49-1(〒610-0117)
TEL 0774-54-3109(FAX 0774-55-5982)

 - ◇山城南圏域
(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
しょうがい者生活支援センター「あん」
木津川市木津駅前1-10(〒619-0214)
TEL 0774-71-0706(FAX 0774-71-0705)

 - ◇南丹圏域(亀岡市、南丹市、京丹波町)
花ノ木医療福祉センター
亀岡市大井町小金岐北浦37-1(〒621-0018)
TEL 0771-23-0701(FAX 0771-22-8348)

 - ◇中丹圏域(福知山市、舞鶴市、綾部市)
福知山市障害者生活支援センター「青空」
福知山市字内記100(〒620-0035)
ハピネスふくちやま2階
TEL 0773-24-4439(FAX 0773-45-8585)

 - ◇丹後圏域(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)
障害者生活支援センター 結
京丹後市峰山町杉谷770番地(〒627-0012)
TEL 0772-69-1040(FAX 0772-62-0322)

<発達障害児に関して>

- 発達障害児支援拠点
 - ◇中丹及び丹後圏域
(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)
京都府立舞鶴こども療育センター内 はぐくみ
舞鶴市字行永2410番地37(〒625-0052)
TEL 0773-63-4870

 - ◇南丹圏域(亀岡市、南丹市、京丹波町)
花ノ木医療福祉センター
亀岡市大井町小金岐北浦37-1(〒621-0018)
TEL 0771-23-0701(FAX 0771-22-8348)

 - ◇乙訓及び山城北、山城南圏域
(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
京都府発達障害者支援センターこども相談室 ぐーちよきぱー
京田辺市田辺茂ヶ谷186-1(〒610-0331)
京都府立こども発達支援センター内
TEL 0774-64-6000(FAX 0774-64-6025)

- 京都府自閉症協会
京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1(〒602-8144)
元待賢小学校3階
TEL 075-813-5156(FAX 075-813-5157)
ホームページ: <https://as-kyoto.com/>
メール: askyoto@shirt.ocn.ne.jp

●認定特定非営利活動法人ノンラベル

京都市南区久世川原町115番地(〒601-8201)
TEL 075-921-3338(FAX 075-921-5055)
ホームページ: <http://nonlabel.net/>
メール: non-label@mist.ocn.ne.jp

●—高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の
発達障害京都親の会— ONLY ONE の会

ホームページ: <http://www.only1-kyoto.net/>
メール: info@only1-kyoto.net

●京都LD等発達障害親の会 「たんぽぽ」

ホームページ: <http://kyotoldoyanokaitanpopo.jimdo.com/>
メール: kyotold-oyanokai@hotmail.co.jp

<アルコール関係回復支援施設・自助団体>

●京都MAC(マック)

京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮三丁目18(〒600-8363)
MACビル
TEL 075-741-7125

●特定非営利活動法人京都府断酒連合会

京田辺市草内大切48・103(〒610-0311)
TEL 0774-65-9970

●AA

大阪市西区南堀江3丁目6-28 乳業センタービル307号室(〒550-0014)
AA関西セントラルオフィス
TEL 06-6536-0828

<薬物関係回復支援施設>

●京都DARC(ダルク)
(きょう薬物をやめたい人へのホットライン)

京都市伏見区深草西浦町6-1-2(〒612-0029)
サンリッチ西浦1F
TEL 075-645-7105

<障害者の就職に関して>

●京都精神保健福祉施設協議会

京都市中京区壬生仙念町30番地 (〒604-8854)
京都市地域リハビリテーション推進センター1F 京都市朱雀工房内
TEL 075-813-0501

●京都障害者職業相談室

京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803(〒600-8235)
TEL 075-341-2626

●京都ジョブパークはあとふるコーナー
(はあとふるジョブカフェ)

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3F(〒601-8047)
TEL 075-682-8029(FAX 075-682-8043)

<企業の障害者雇用に関して>

●京都障害者雇用企業サポートセンター

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内(〒601-8047)
TEL 075-682-8928

<結婚相談>

身体障害者の結婚に関する各種相談に応じ、
必要な助言、指導を行います。

京都身体障害者結婚相談所
TEL 075-682-1593

<障害者専門相談事業>

障害者及びその家族の金銭トラブル、人権侵害・虐待、
成年後見制度等生活全般に関し、弁護士等による
専門相談を実施しております。

京都府障害者相談センター
京都障害児者親の会協議会
TEL 075-702-1190(FAX共用)

21. 障害者虐待

障害者が虐待されていることに気付いた方は、次の窓口へ通報をお願いします。

● 市町村障害者虐待防止センター [養護者からの虐待、福祉施設等、雇用先での虐待の通報・届出]

【京都市】

市区	窓口名称	電話番号	FAX番号
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室(※1)	075-222-4161	075-251-2940
	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課(※2)	075-746-7625	075-251-1133
北区	北区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-432-1285	075-451-0611
上京区	上京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-441-5121	075-432-2025
左京区	左京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-702-1131	075-791-9616
中京区	中京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-812-2594	075-822-7151
東山区	東山区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-561-9130	075-531-2869
山科区	山科区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-592-3479	075-592-3059
下京区	下京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-371-7217	075-351-9028
南区	南区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-681-3282	075-691-1397
右京区	右京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-861-1451	075-861-4678
	京北出張所 保健福祉第一担当(※3)	075-852-1815	075-852-1814
	京北出張所 保健福祉第二担当(※4)	075-852-1816	075-852-1800
西京区	西京区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-381-7666	075-393-0867
	洛西支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-332-9275	075-332-8186
伏見区	伏見区役所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-611-2392	075-611-1166
	深草支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-642-3574	075-641-7326
	醍醐支所 保健福祉センター 障害保健福祉課(※3)(※4)	075-571-6372	075-571-2973

(※1) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉施設等、雇用先での虐待通報窓口

(※2) 児童福祉法に基づく障害児福祉施設等での虐待通報窓口

(※3) 養護者からの虐待通報窓口(身体障害者・知的障害者への虐待)

(※4) 養護者からの虐待通報窓口(精神障害者への虐待)

【府内市町村(京都市除く)】









市町村	窓口名称	電話番号	FAX番号
福知山市	福知山市障害者虐待防止センター	0773-24-7089	0773-22-9073
舞鶴市	舞鶴市障害者虐待防止センター	0773-66-1033	0773-62-7957
綾部市	綾部市障害者虐待防止センター	0773-42-4318	0773-42-8953
宇治市	宇治市障害者虐待対応窓口	0774-21-0419	0774-22-7117
宮津市	宮津市障害者虐待防止センター	0772-45-1622	0772-22-8438
亀岡市	亀岡市障害者虐待対応窓口	0771-25-5189	0771-25-5511
城陽市	城陽市障がい者虐待防止センター	0774-56-4033	0774-56-3999
向日市	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
長岡京市	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
八幡市	八幡市障がい者虐待防止センター	075-983-1952	075-981-8080
京田辺市	京田辺市障害者虐待防止センター	0774-64-1372	0774-63-5777
京丹後市	京丹後市障害者虐待対応窓口	0772-69-0320	0772-62-1156
南丹市	南丹市障害者虐待対応窓口	0771-68-0007	0771-68-1166
木津川市	木津川市障害者虐待防止センター	0774-75-1211	0774-75-2083
大山崎町	乙訓障がい者虐待防止センター	075-959-9085	075-959-9086
久御山町	久御山町障害者虐待対応窓口(住民福祉課内)	075-631-9902 0774-45-3902	075-632-5933
井手町	井手町障害者虐待防止センター	0774-82-6165	0774-82-5055
宇治田原町	宇治田原町福祉課	0774-88-6635	0774-88-3231
笠置町	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
和束町	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
精華町	精華町虐待防止センター	0774-95-1904 0774-93-3936	0774-95-3974 0774-93-3937
南山城村	相談支援センターいづみ	0774-66-3521	0774-66-3531
京丹波町	京丹波町保健福祉課	0771-86-1800	0771-86-1233
伊根町	伊根町虐待防止センター	0772-32-0504	0772-32-1009
与謝野町	与謝野町DV・虐待防止センター	0772-43-9033	0772-42-0528

● 都道府県障害者権利擁護センター [雇用先での虐待の通報・届出]


都道府県	窓口名称	電話番号	FAX番号
京都府	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	075-414-4607	075-414-4597

22. 障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

ヘルプマーク		<p>京都府内において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするマークです。</p>	<p>京都府健康福祉部 障害者支援課</p> <p>TEL 075-414-4598 FAX 075-414-4597</p>
障害者のための国際シンボルマーク		<p>障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523</p>
盲人のための国際シンボルマーク		<p>視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p>TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886</p>
身体障害者標識		<p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。</p>	<p>運転免許試験場 または 各警察署</p>
聴覚障害者標識		<p>聴力が基準に達しないことを理由に運転免許に条件を付されている方が必ず車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。</p>	<p>運転免許試験場 または 各警察署</p>
耳マーク		<p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会</p> <p>TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>
ヒアリングループマーク		<p>補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促します。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会</p> <p>TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>
ほじょ犬マーク		<p>身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	<p>京都府健康福祉部 障害者支援課</p> <p>TEL 075-414-4601 FAX 075-414-4597</p>

オストメイトマーク		オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。 オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラスマーク		身体内部に障害がある方を表すマークです。 心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 052-718-1581 FAX 052-718-1581
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本視覚 障害者団体連合推奨 マーク)		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
障害者雇用支援マーク		公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の就労支援及び在宅就労支援を認め、前向きに取り組む企業・団体に対して付与する認証マークです。	公益財団法人ソーシャル サービス協会 ITセンター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155
京都はあとふる企業 認証マーク		京都府内において、障害のある方を積極的に雇用している企業等で、京都府障害者雇用推進企業(愛称:京都はあとふる企業)として府の認証を受けた企業を表すシンボルマークです。	京都府商工労働観光部 雇用推進室 TEL 075-682-8918 FAX 075-682-8924
筆談マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴障害者)、音声言語障害者、知的障害者、外国人など相互に紙に書くことによるコミュニケーションを必要としている人のために作られたマークです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
手話マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者)、手話を必要としている人が、コミュニケーションの配慮を求めるときまた、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで提示することができます。 手話ができる人、緊急災害時の支援者が身に着けるビブスなどにも提示されています。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445


「京都府福祉のまちづくり」シンボルマーク		京都府では、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進しています。 このマークは、長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615
----------------------	---	--	---

気づいてください。 ヘルプのサイン。



ヘルプマークは、
外見からは分からなくても
援助が必要な方が
身につけるマークです。



 京都府

このマークの配布先等の詳細については、
<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/helpmark.html> を御覧ください。

助け合いのしるし
ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、
内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助
や配慮を必要としていることが外見からは分からない方
が、周囲から援助を得やすくなるよう身に付けていただ
くマークです。

- 冊子名 障害者福祉のてびき
- 発行 令和3年4月
- 発行者 京都府健康福祉部障害者支援課
電 話 075-414-4598
F A X 075-414-4597

ホームページアドレス

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien>